

平成 2 7 年第 4 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第4回定例会会議録目次

第1日目（平成27年12月9日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	総合戦略調査等特別委員長の付託事件調査報告	3
○日程第 5	行政報告	5
○日程第 6	報告第 1号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第7号））	6
○日程第 7	議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第8号）	7
○日程第 8	議案第 2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	14
○日程第 9	議案第 3号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	16
○日程の追加について		17
○日程第10	議案第 4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	17
○日程第11	議案第 5号 滝川市私債権管理条例	22
○日程第12	議案第 6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	25
○発言の訂正について		26
○日程第13	議案第 7号 滝川市税条例等の一部を改正する条例	26
○日程第14	議案第 8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	29
○日程第15	議案第 9号 滝川市美術自然史館条例の一部を改正する条例	30
○日程第16	議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（まちづくりセンター）	31
○日程第17	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	34
○休会の件について		35
○散会宣告		35
第8日目（平成27年12月16日）		
○開議宣告		39
○日程第 1	会議録署名議員指名	39

○日程第 2	一般質問	3 9
1 3 番	木 下 八重子 君	3 9
1 5 番	柴 田 文 男 君	4 4
4 番	清 水 雅 人 君	5 4
7 番	本 間 保 昭 君	7 0
1 2 番	渡 邊 龍 之 君	7 4
○延会の件について		8 6
○延会宣告		8 6

第 9 日 目（平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日）

○開議宣告	9 1
○日程第 1	会議録署名議員指名 9 1
○日程第 2	一般質問 9 1
1 1 番	小 野 保 之 君 9 1
5 番	山 本 正 信 君 1 0 2
2 番	堀 重 雄 君 1 0 8
6 番	安 樂 良 幸 君 1 1 4
1 番	三 上 裕 久 君 1 1 8
1 8 番	東 元 勝 己 君 1 3 1
○延会の件について	1 3 5
○延会宣告	1 3 5

第 1 0 日 目（平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日）

○開議宣告	1 3 9
○日程第 1	会議録署名議員指名 1 3 9
○発言の取り消しについて	1 3 9
○日程第 2	一般質問 1 3 9
9 番	井 上 正 雄 君 1 3 9
8 番	田 村 勇 君 1 5 4
1 4 番	山 口 清 悦 君 1 6 5
1 6 番	荒 木 文 一 君 1 6 8
3 番	舘 内 孝 夫 君 1 7 2
○日程第 3	報告第 2 号 監査報告について
	報告第 3 号 例月現金出納検査報告について 1 7 9
○日程第 4	意見書案第 1 号 T P P 合意内容の徹底した情報公開と検証を求める要望 意見書

意見書案第 2 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治
療推進を求める要望意見書

	1 8 0
○日程第 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 8 1
○市長挨拶	1 8 1
○議長挨拶	1 8 2
○閉会宣告	1 8 2

平成27年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成27年12月 9日（水）

午前 9時58分 開 会

午後 1時35分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 総合戦略調査等特別委員長の付託事件調査報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 報告第 1号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第7号））

日程第 7 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

日程第 8 議案第 2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第 3号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

日程第10 議案第 4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

日程第11 議案第 5号 滝川市私債権管理条例

日程第12 議案第 6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第 7号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

日程第14 議案第 8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第 9号 滝川市美術自然史館条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（まちづくりセンター）

日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君

15番 柴田文男君
17番 関藤龍也君

16番 荒木文一君
18番 東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田康吉君
副市長 鈴木光一君
会計管理者 若山重樹君
総務部次長 高橋一美君
市民生活部次長 石川雅敏君
保健福祉部次長 国嶋隆雄君
産業振興部次長 長瀬文敬君
建設部次長 高瀬慎二郎君
教育部指導参事 小野裕君
監査事務局長 伊藤克之君
総務課長 鎌田清孝君
財政課長 堀勝一君

副市長 千田史朗君
教育長 山崎猛君
総務部長 中島純一君
市民生活部長 舘敏弘君
保健福祉部長 高橋一昭君
産業振興部長 中川啓一君
建設部長 大平正一君
教育部長 田中嘉樹君
教育部次長 河野敏昭君
市立病院事務部長 鈴木靖夫君
企画課長 深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

次長 竹谷和徳君
書記 村井理君

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成27年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 総合戦略調査等特別委員長の付託事件調査報告

○議長 長 日程第4、総合戦略調査等特別委員長の付託事件調査報告を議題といたします。

先に、付託事件調査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 総合戦略調査等特別委員長から議長宛て、付託事件調査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。本間委員長。

○総合戦略調査等特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま事務局において朗読された内容のとおりでありますけれども、調査の経過について若干補足説明をいたします。

総合戦略調査等特別委員会に付託されました地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の調査等について、平成27年6月24日に本特別委員会を設置して以来、延べ6回の委員会の開催と3回にわたる

関係団体からの意見聴取を行いました。この間、委員会には所管説明員の出席をいただき、滝川市人口ビジョン及び総合戦略策定に係る事項について説明を受け、質疑を行うとともに、委員会において意見交換をし、真摯な調査を実施したところでございます。また、雇用創出、地方への人の流れ、結婚、出産、子育ての観点から、現地に赴き、親子ひろば「とんとん」を利用しているお母様たち、江部乙商工会の役員、青年部、女性部の皆様、そして滝川商工会議所正副会頭を含めた役員の皆様から地方創生を進めていく上での貴重なご意見を伺い、地域の実情及び住民意識の調査を実施いたしました。本委員会に示された素案に対し、委員からは、優良な中古住宅などの既存ストックを活用した子育て世帯の転入や転居に係る支援、取得した中古住宅の耐震改修支援のほかに新築に対する支援も考えてはどうかという質疑に対し、総合戦略の5年間でPDCAサイクルによる見直しも進めていく中で、地方創生に資する住宅施策として新築に対する検討も考えられるという答弁がありました。また、中空知圏域内でも人手不足の企業が数多くあるようであります。このままでは企業の撤退も懸念される。人口と人をマッチングさせること、また外国人の就労支援などについても考えてはどうかという質疑に対し、仕事の魅力発信と総合的な就業、移住支援を重点の1つとし、広域連携を図り、広域における企業や求人情報、ライフスタイル、レジャーなどの総合的な情報提供を進める。また、外国人人材活用による地域産業支援事業において地方創生特区の活用等を検討しつつ、人材の導入を進めるとの答弁がありました。このほか、各委員からの質疑等に対し、所管から適切な説明と答弁をいただき、10月20日、第6回委員会において素案を了としたところでございます。

本委員会といたしましては、平成27年10月23日に滝川市人口ビジョン及び滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定に至ったことから、本委員会の設置目的が果たされたとの認識に立ち、本委員会に付託された事件の調査を終了したいとするものでございます。

なお、今後において総合戦略に関しては、それぞれの所管の対応により必要が生じたときに各常任委員会で随時報告をしてもらい、所管がまたがるなど調整がつかないときは、議会運営委員会において協議することと決定したことを申し添えます。

本委員会の付託事件の調査に当たって、詳細な資料による説明と明快なご説明、ご答弁をいただいた説明員の皆様に心より厚くお礼申し上げ、補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。総合戦略調査等特別委員長の報告のとおり、これを了承することに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、総合戦略調査等特別委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第5 行政報告

○議 長 日程第5、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。12月9日から18日までの10日間にわたりまして平成27年第4回滝川市議会定例会が招集され、平成27年度一般会計補正予算及び新規条例制定、条例改正などの議案をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成27年8月21日から11月25日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、滝川市人口ビジョン及び滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてご報告いたします。人口減少問題の克服と将来に向けたまちの成長力を確保するため、本年度の重要課題として取り組んでまいりました滝川市人口ビジョン及び滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、目標としていた10月末までに策定を終えたところです。作成に当たりましては、市役所内部による検討を初め、庁舎外の体制として創生会議を設置してご議論をいただいたほか、幅広く市民の皆様からご意見を伺うため、タウンミーティングを計26回開催いたしました。また、市議会におきましても、特別委員会を設置して6回にわたるご審議をいただきました。議員各位を初め、関係した皆様方にこの場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。総合戦略の策定期間は、5年間であります。戦略をどのように実行していくかということが当面の重要な課題であると考えております。PDCAサイクルに基づく効果の検証や見直しを適宜行いながら、総合戦略の着実な推進に努めてまいります。

2点目ですが、平成27年産米の出荷状況についてご報告いたします。本年産米の出荷状況につきましては、11月17日現在でJAたきかわと生産者における出荷契約数量12万7,188俵に対し、出荷見込み数量は12万3,624俵で、出荷見込み率は97.2パーセントと契約数量を若干下回る見込みです。ことしの作柄は、天候に恵まれ、生育は順調に推移し、9月下旬の降雨の影響で収穫作業が若干おくれましたが、10月15日現在の北海道農政事務所の公表では、10アール当たりの予想収量が576キログラム、9.6俵で、作況指数は103と一般的に言われる豊作となったところであります。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育委員会から1点ご報告申し上げます。

11月11日から第25回ジュニア大使訪問団の団長として姉妹都市である米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市並びにロングメドー町を訪れていた滝川西高等学校の阿部校長は、11月2日から短期留学でロングメドー高校を訪れていた滝川西高校の生徒2名と引率教諭1名とともに11月13日、滝川西高校とロングメドー高校の交流10周年を記念して姉妹校提携調印を行いました。議員の皆様は既にご承知のとおり、ロングメドー高校一行が当市を訪れた7月14日に滝川西高校で姉妹校提携調印式を行いました。ぜひロングメドー高校側でも行いたいという強い希望によるもので、調印はロングメドー高校の講堂において600名を超える生徒、教職員等が見守る中行われました。宣言は、西高での調印と同様に今後交流活動を積極的に行い、友好関係をさらに深め合うことを互いに誓い合う内容となっております。

以上、1点申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第7号））

○議長 日程第6、報告第1号 専決処分について（平成27年度滝川市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、平成27年度滝川市一般会計補正予算（第7号）でございます。10月1日から2日にかけての爆弾低気圧による倒木等の暴風被害に対処するため、早急に予算の補正を要することになったものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,120万9,000円を増額し、予算の総額を211億3,126万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、10月16日でございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。15款1項1目公共施設等災害復旧費、補正額1,120万9,000

円の増額につきましては、滝川公園外災害復旧事業費ですが、内容としましては倒木処理費として1,003万9,000円、施設の修繕及び工事請負費として117万円でございます。

以上、歳出合計で1,120万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。20款1項1目繰越金9,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項7目災害復旧債1,120万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1,120万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○議 長 日程第7、議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。千田副市長。

○千田副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、東アジアを中心としたインバウンド観光推進事業が地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業の対象として採択されたことによる補正とふるさと納税推進事業の補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億8,576万7,000円を追加し、予算の総額を213億1,702万8,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の補正についてでございますけれども、債務負担行為の追加は、第2表によ

るところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第3表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の補正でございます。追加といたしましては、学校給食食材購入代金の支払いを追加し、限度額を1億6,100万円とするものでございます。学校給食食材購入代金につきましては、食材等購入に係る事前準備が必要なことから、債務負担行為を設定し、準備を進めたいとするものでございます。

第3表、地方債の補正でございますが、まず追加であります。ごみ処理施設整備事業債、限度額4,070万円の追加につきましては、中空知衛生施設組合負担金の財源としたいとするものでございます。

次に、変更であります。道路新設改良事業債につきましては、560万円を増額し、限度額を1億1,280万円としたいとするものであり、玉穂橋附帯施設補修工事の財源としたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額1,990万8,000円の増額についてですが、電子計算事務に要する経費110万4,000円の増額につきましては、番号制度の開始により必要となる団体内統合宛名システムと健康管理システム、障害福祉システム、生活保護システム等を連携するための改修業務を委託したいとするものでございます。また、日本年金機構が受けた標的型メールによる攻撃など新たな脅威への対策として、情報セキュリティの強化を実施し、堅牢なネットワークを構築するため、環境再構築費用を補正したいとするものでございます。ふるさと納税の推進に要する経費1,880万4,000円の増額につきましては、ふるさと納税として当初予算で年間1,000万円の寄附金を見込み、7月には年間3,000万円の見込みに変更する増額補正をご承認いただいたところでございますけれども、10月までの7カ月で3,532万円の寄附金が寄せられたことや例年年末に寄附が増加することを考慮し、年間8,000万円の見込みに変更し、今後の見込み額に伴う謝礼品等の必要経費を補正したいとするものでございます。

2款1項3目企画費につきましては、歳出予算額の変更はございませんが、7月補正にてご承認いただきました滝川市就学奨励金について本年10月に滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したことにより内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業として採択されましたので、679万円の財源の振りかえを行いたいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額3,119万6,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に必要な経費の補正でございます。ふるさと納税の推進に必要な経費と同様に、寄附金の今後見込み額を補正することに伴い、寄附金額から謝礼品等の必要経費を除いた分をふるさと基金に積み立てるため、補正したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額246万3,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要

する経費の補正でございます。小規模多機能型居宅介護事業所等の小規模福祉施設に係るスプリンクラーの整備については、従前は275平方メートル以上の施設のみが対象となっておりましたが、消防法施行令の改正に伴い、避難が困難な要介護者を主として宿泊させる施設は全て対象となったところでございます。このことから、スプリンクラー整備を行う事業者に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を交付するために補正したいとするもので、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金にて財源措置されるものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額2,541万7,000円の増額につきましては、障害者自立支援医療に要する経費の補正でございます。人工透析患者の入院医療費の増に伴い、今後の見込み額が不足することから、更生医療費扶助を増額するために補正したいとするものでございます。財源としては、国が2分の1、北海道が4分の1の負担となっているところでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額3,332万4,000円の増額につきましては、生活保護に要する経費の補正でございます。医療扶助費等の増に伴い、今後の見込み額が不足することから、扶助費を増額するため、補正したいとするものでございます。財源としましては、国が4分の3の負担となっているところでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額20万4,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正でございます。介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理のため、繰出金を補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額3,393万4,000円の増額につきましては、中空知衛生施設組合負担金の補正でございます。中空知衛生施設組合のごみ処理施設の改修費用については、当初予算にて中空知衛生施設組合が一般廃棄物処理事業債を発行することを予定しておりましたが、構成市町がそれぞれ起債を発行し、負担金に上乗せして納める方法に変更となったことから、負担金を増額するために補正したいとするものでございます。あわせて、起債についても当初予定していた一般廃棄物処理事業債より財源的に有利な地域活性化事業債を活用したいと考えているところでございます。

次のページをお開きください。7款1項1目商工業振興費につきましては、歳出予算額の変更はございませんが、7月の補正にてご承認いただきました日本で最も美しい村江部乙協議会交付金について内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業として採択されましたので、260万5,000円の財源の振りかえを行いたいとするものでございます。

7款1項2目観光費、補正額3,055万7,000円の増額につきましては、その観光振興に要する経費の補正でございます。1つ目は、7月補正にてご承認をいただいた広告料について内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業として採択されましたので、60万5,000円の財源の振りかえを行いたいとするものでございます。2つ目は、東アジアを中心としたインバウンド観光推進事業が同じく内閣府の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業として採択されたことから、外国語対応による観光ガイドアプリケーションの開発及び観光コンシェルジュ育成や地域支援のリモデルなどを含む広域観光事業展開に向け、セミナー等を開催するために補正したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額626万4,000円の増額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございます。本年9月1日に市道泉町北滝の川213号線にかかる玉穂橋コンクリート擁壁の倒壊が確認され、応急処置をしてきたところでございますけれども、冬期施工により復旧を完了させるために補正したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額250万円の増額につきましては、所得構成の増加などにより市税に係る還付金及び還付加算金が当初予算を上回る見込みとなったため、増額補正をしたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億8,576万7,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。15款1項1目民生費負担金3,770万1,000円の増は、歳出関連でございます。

15款2項8目総務費交付金4,055万7,000円の増は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が採択されたことによるものでございます。

15款2項9目民生費交付金246万3,000円の増、16款1項1目民生費負担金635万4,000円の増、16款1項2目衛生費負担金219万2,000円の増、18款1項1目一般寄附金5,000万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金20万円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項1目土木債560万円の増、次のページをお開きください。22款1項8目衛生債4,070万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億8,576万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。この時間質疑を許されまして、心から感謝申し上げます。

まず、補正予算、歳出、ふるさと納税のことについて質疑させていただきます。12ページ、こちらのふるさと納税、こちらの増額のことについて質疑させていただきますが、年間8,000万円を見込むための増額であると思います。まず、1点目、①、8,000万円のふるさと納税の場合のお礼の品に係る経費及びそのほか主な必要な経費の内訳。また、2番目、希望された主なお礼の品と27年度の金額の実績。3番目、ふるさと納税ワンストップ特例制度が使われている割合などについてお聞きいたします。続いて、市民のほかの自治体に対する納税も進むと思われますが、27年度確定申告分としてどの程度が見込まれているかお聞きいたします。

○議長 長 補正予算の質疑はそれで全てですか。

○館内議員 失礼いたしました。続けて質疑させていただきます。

2つ目、社会福祉対策に要する経費、まず1つ目、小規模福祉施設にかかわるスプリンクラー設備

への補助金で財源は100パーセント国であります、事業者の負担はどの程度になるのか。2つ目、対象となる施設でスプリンクラーが設置されていない施設の件数をお尋ねいたします。

3つ目、14ページのその他観光振興に要する経費といたしまして1つ目、地方創生関連での申請はほかにもあったのか、またその内容についてお尋ねいたします。2つ目、滝川観光ガイドアプリの作成は、公開まで2カ月しかありませんので、発注先は経験のあるソフト開発会社が考えられると思います。しかし、地元企業への発注が望ましいと思います。契約先選定はどのように行うのか、地域限定要件をつけられるのかお尋ねいたします。3つ目、観光DMOなど官民連携を目指した勉強会の開催に50万円を予定しておりますが、報償費15万円、旅費17万円、使用料及び賃借料に15万円ほどとなっております。観光DMOは地域の観光振興マネジメントを担う専門組織ということのようですが、どのようなものを想定しているか。また、講師団の人数や構成についてお伺いいたします。

4つ目といたしまして、公衆ワイファイの設置も計画されておりましたが、今回は含まれておりませんでしょうか。

次に、歳入について質疑をいたします。1つ目、12ページの一般財源についてお尋ねいたします。電子計算事務に要する経費、社会保障・税番号制度システム整備委託料、その他諸費について財源が全額一般財源とされております。個人番号制度にかかわるシステム構築は国の情報で行うのに、なぜ自治体の一般財源を財源とするのか、後日財源振りかえが予定されているのか。

続いて、市債についてお尋ねいたします。ごみ処理施設整備事業債は、当初中空知衛生施設組合が直接起債する予定だったものを構成市町の起債、負担金に変えたものです。起債償還時の交付税措置や有利な内容についてお尋ねをいたします。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ふるさと納税に関するご質疑について答弁させていただきます。

まず、年間8,000万円を見込むための歳出の内訳ということだと思いますけれども、報償費といたしましてお礼の品とその送料ということで2,642万4,000円、それから委託料としてポータルサイトの運営費ということで706万2,000円、さらにそれ以外の経費といたしまして使用料及び賃借料、それから通信運搬費等で100万円程度を予算とさせていただいております。

続きまして、希望された主な返礼品と金額の実績ということでございますが、現在希望されている返礼品の中の上位の品目につきましては、アイガモセットと松尾ジンギスカン人気2種セット、この2点が上位を占めておりまして、2点で全体の3割程度を占めております。それから、平成27年度の実績といたしましては、11月末現在で3,227件、5,694万円の寄附をいただいております。

それから、3点目のワンストップ特例制度の使われている状況でございますが、これも11月末現在で962件、全体としての割合としては29.8パーセントとなっております。

続きまして、大きな2点目のご質疑でございますけれども、市民の他団体への納税ということで確定申告分がどの程度見込まれるかということでございますけれども、滝川市民の寄附による平成27年分の確定申告の見込みというご質疑でございますけれども、この予測というのは非常に難しいというふうに判断をしております。過去の実績といたしましては、市民税の寄附金税額控除額、これが平

成25年分で57万円、それから平成26年分で134万6,000円ということで、2倍以上ふえているということでございますので、増加傾向にあるという傾向はわかっておりますけれども、ご質疑の趣旨というか、ご質疑の内容にお答えできるような状況ではないということでございます。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私の方からは、2番目の社会福祉対策に要する経費の関係でご答弁させていただきます。

1番目の事業者の負担はどの程度かというご質疑でございます。まず、この補助金につきましては、面積単位により積算された補助基準により交付されるものであり、今後補助事業者が工事業者を選定することによりまして具体的な金額が明らかになると思ってございます。例えば事業費が300万円であれば、補助金は246万3,000円となります。その差額が事業者の負担分になると。これは、事業費が補助金より高いという条件のもとで事業費と補助金との差額が補助事業者の負担となるとなっております。

次でございます。対象となる施設についてのご質疑でございますけれども、このたびの補助金の対象となっている施設は、消防法施行令の改正により、改正前においてはスプリンクラーの設置対象となっていなかった施設が新たに平成30年4月までにスプリンクラーの設置の必要性が生じたものであり、このような施設は市内にはほかにはないと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 私からその他観光振興に要する経費の4点についてご答弁をさせていただきます。

まず、地方創生関連での申請につきましては、今回申請いたしました地方創生先行型上乗せ交付金タイプワンの事業につきましては、東アジアを中心としたインバウンド推進事業1事業でございます。

次に、滝川観光ガイドアプリの委託先選定並びに地域限定要件の件につきましては、まず契約先の選定方法につきましては新たに構築するアプリケーションがスマートフォンやタブレット端末の機能を活用し、滝川の観光情報発信や周遊観光により高い効果を発揮するものにするため、公募型プロポーザル方式による業者選定を考えているところでございます。公募要件として地域限定にするかどうかにつきましては、市内にIT関連業者が複数おられることから、地域限定を視野に入れ、限られた期間の中でより効果的かつ必要な機能を備えたアプリケーションを構築できるかどうかを踏まえた中で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、3番目の観光DMOの想定並びに講師団の人数、構成についてでございますけれども、観光DMOにつきましては中空知広域圏内の各自治体のみならず、観光協会、民間事業者、関係団体などにも参加を呼びかけ、DMOの先進事例やDMOによって地域が活性化した事例などを学びながら、DMOに対する共通認識やこの地域での可能性について模索をし、来訪者にまちを回遊してもらう仕組みづくりと広域連携に向けて取り組む足がかりにしていきたいと考えているところでございます。次に、講師団の人数、構成についてでございますけれども、想定している講師は観光DMOの先進事例や地方のアドバイザーを数多く手がけているDMO推進機構の方を想定しており、地域の民間事業

者の方々も含め、パネルディスカッションを予定しているところでございます。

最後に、公衆ワイファイの設置についてでございますが、公衆ワイファイの設置は含まれてございません。

以上でございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 電子計算事務に要する経費 110万4,000円の財源についてのご質疑について答弁をさせていただきます。

提案説明の中で副市長のほうから、団体内の統合宛名システム連携と情報セキュリティ対策強化によるネットワークの構築という内訳で説明をさせていただいたところでございますが、統合宛名システム連携につきましては71万3,000円、情報セキュリティ対策強化につきましては39万1,000円という内訳になってございます。まず、団体内統合宛名システムの連携につきましては、各システムの番号制度に係る改修費及び団体内統合宛名システムに係る構築費につきましては現在国費の対象になっていないということから、一般財源で対応したいとするものでございます。また、情報セキュリティ対策につきましては、番号制度施行前、10月5日ということになりますが、これまでに基幹系と情報系のネットワーク分離を行わなければならない状況になったことから、現行制度上自治体の責任において情報セキュリティ対策を実施すべきものということで、現在の事務処理上必要なグループウェア等のネットワークの再構築に係る経費につきましても対象外ということになっておりますことから、一般財源での対応ということで対応したいというところでございます。ただ、議員がおっしゃられたとおり、番号制度の関係ということもございまして、このマイナンバー制度に係る機器あるいはシステムの改修、維持費用としてやはり一部補助で見られて、一部は普通交付税の対象になっているというものもございまして、一般財源で多額に費用を要するということもございまして、特別交付税による措置にて何とか対象にならないかということで、今月2日に市長が上京して、特別交付税の要望を行ったところでございます。その中にこのシステム改修についてもぜひ財源措置ということで要望項目に入れておりますことを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 続きまして、歳入、市債の部分でごみ処理施設整備事業債の中空知衛生施設組合が直接起債をするという部分を構成市が起債負担に変えたというものの内容の滝川市の分の説明をということでございますけれども、答弁をさせていただきます。

当初中空知衛生施設組合では、一般廃棄物処理事業債の活用を予定していたものであります。この起債の充当率は75パーセント、後年度の元利償還金に対する交付税措置が30パーセントというものでございます。今回構成市町より過疎債での対応をしたいという申し出が組合にあったことを受けて、それぞれの構成市町で起債を借り入れる方式に変更したいとするものでございます。当市におきましては過疎債の対象にはなりませんけれども、中空知定住自立圏共生ビジョンに廃棄物処理施設等の広域利用の推進が入っていることから、地域活性化事業債の活用が可能であると見込みまして、今回補正をしたいとするものでございます。地域活性化事業債につきましては、充当率は90パーセ

ント、後年度の元利償還金に対する交付税措置が30パーセントとなっておりますので、一般廃棄物処理事業債よりも起債の充当率が15パーセント高いという部分が有利な起債であったというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁の中で統合宛名システムの連携について各システムの番号制度に係る改修費及び団体内統合宛名システムに係る構築費につきましては、国費の対象となっていないという答弁をさせていただいたところでございますが、この部分については国費の対象となっているところでございます。ただ、今回の補正に係る部分については国費の対象になっていないという部分で一般財源で対応させていただきたいというところでございます。

大変申しわけございませんでした。

○議長 長 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第8 議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長 長 日程第8、議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成27年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして法改正による介護保険制度の改正に伴い、必要となるシステム改修事業費に係る増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万7,000円を追加し、予算の総額を35億3,014万円とするものでございます。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 7 0 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては、その他一般管理事務に要する経費の補正でございます。介護保険制度の改正に伴い、必要となるシステム改修に係る委託料について増額したいとするものでございます。

以上、歳出合計で 7 0 万 7, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 款 2 項 4 目事業費補助金、補正額 1 3 1 万 3, 0 0 0 円の増、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 6 0 万 6, 0 0 0 円の減につきましては、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で 7 0 万 7, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は可決されました。

◎日程第 9 議案第 3 号 平成 2 7 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議 長 日程第 9、議案第 3 号 平成 2 7 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第 3 号 平成 2 7 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、保険基盤安定負担金と市町村事務費負担金の額が確定したことに伴い

ます広域連合納付金を増額する補正でございます。

1 ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万円を追加し、予算の総額を5億7,610万8,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額81万円の増額につきましては、市町村事務費負担金の確定によります211万3,000円の減額と保険基盤安定負担金の確定によります292万3,000円の増額を合わせまして、不足分を増額補正したいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 款1 項1 目一般会計繰入金、補正額81万円の増額につきましては、歳出の広域連合納付金の増額に関連いたしまして事務費繰入金211万3,000円の減額分、保険基盤安定繰入金292万3,000円の増額分を合わせまして、差し引き分を増額補正としたいとするものでございます。

以上を申し上げ、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付しております追加日程のとおり、日程番号第10から第17までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

○議 長 日程第10、議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、その一部が平成28年1月1日から施行されることとされましたが、この施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報と同一機関内の他の事務において利用するいわゆる庁内連携を行う場合に必要となる規定を定めるべく、この条例を制定したいとするものでございます。

制定の内容につきましてご説明を申し上げます。本条例は、全5条から構成されており、第1条では条例の制定の趣旨、第2条では条例で用いる用語の定義、第3条では市の責務についてそれぞれ規定するものでございます。

第4条の個人番号の利用範囲につきましては、市長、その他の執行機関は番号法第9条第2項に基づき、社会保障、税、防災対策に関する事務のうち、条例で定める事務につきましては必要な限度で個人番号を利用することができることとされておりますことから、第1項では当該事務を同法別表第2の第2欄に掲げる事務とすることを規定し、第2項では庁内連携で利用する特定個人情報は同表第4欄に掲げる特定個人情報とすることを規定するものでございます。

第5条では、規則への委任について規定するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を個人番号の利用が開始される平成28年1月1日としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第4号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。事前に通告をしてありますので、明快なご答弁を求めたいと思います。

まず、今回の条例は、地方自治体が自主的な運用をするために定めるということで、特に第3条には市の責務として、市は個人番号の利用に関し、その適切な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするということで、利用や取り扱いを適正にすることが市の責務とされております。そういったことで、大きく2点お伺いをしたいと思います。

まず、条例案で記載をされています法別表第2の第2欄及び第4欄が今回の範囲になるわけですが、市民に不利益となることはないかについて伺います。まず、社会保障等の手続で、自分の個人番号を知らない。カードや通知カードが手元にないことで手続ができない。家に帰ってとってくる、あるいは再発行するなど、従来なら必要のない不便を生ずることがないのか伺います。

2点目、法は福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとしています。そこで、まず1点目、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、この必要な限度は、誰がどのように、何に基づいて判断するのか。また、利用することが想定される具体的な情報は現状でも庁舎内で照会、提供しているというふうに思いますが、具体的な事例を2件示していただきたい。

3点目、マイナポータルで自分の情報が利用された場合、いつ、どことやりとりしたのか確認できるとホームページでは記載をされておりますが、そのほかに目的やどこの部署がこれを利用したという情報についても確認できるのか伺います。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 2点のご質疑に答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、家に通知カード等を忘れた場合、番号の確認のために自宅に戻るといようなことや書類自体の受け取りが受けられないといようなことはないものというふうに考えております。この場合、個人番号を用いない従前、これまでの事務処理によるということを想定しております。

2点目でございますが、必要な限度についてのご質疑でございますが、今回の条例第4条第2項における規定といたしましては、必要な限度とは、情報提供ネットワークを介して情報の照会及び提供を行う特定個人情報につきましては全国共通の事務を処理するための一定の項目が既にもう定められておりますことから、この項目の範囲内でそれぞれの事務を処理するために必要な限度ということになるというふうに考えてございます。

2点目の利用することが想定される具体的な情報を例示ということで2件ということでございます

が、例といたしましては公営住宅の家賃決定に関する事務及び児童手当の支給に関する事務において、これまで必要であった書類の添付等が省略できるということになるというふうに理解をしております。

3点目のマイナポータルについてのご質疑でございますが、マイナポータルにつきましては平成29年1月以降において実施される予定のため、現時点で未確定の部分が多く、ご質疑の点についても現時点においては十分な確認がとれておりませんが、議員が今お話にあったとおり、ホームページ等によりますと情報提供等の記録表示業務、これは自分の特定個人情報について、誰がなぜ情報提供したのかということを確認する機能、あるいは自己情報表示業務、行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能、お知らせ情報表示業務、一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能、こういったものが盛り込まれるということで現段階においては確認をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 長 再質疑ですね。清水議員。

○清水議員 今の大きな1点目のご答弁では、手続に行ったときに番号を本人が提示しなくても従前の事務処理によるというふうな答弁だったというふうに思うのですが、滝川市が条例に定める事務は、そもそも個人番号があることによって先ほどご説明あったこれまでだったら必要だった書類が省略できるとかということなのですが、個人番号はその本人からしか提供を受けることができないというふうに思うのです。となれば、ではどうやって提供を受けるのかと。それで、これは12月8日、昨日の北海道新聞なのですが、似たようなときにこういうふうに書いているのです。こういった場合、身元と個人番号の両方を証明する必要があると、ただ個人番号カードがなくても身元と個人番号の証明書をそれぞれ用意すれば足りるというふうに北海道新聞は書いているのです。ですから、個人番号の証明書がやはり必要なのだろうというふうに思うのです。今の答弁では、帰らなくてもいいし、再発行も要らないという答弁ですよ。とすると、例えば市が窓口でこの委任状に判こ押してくださいと、委任状というのは印鑑が要るか要らないか、ちょっとわかりませんが、そうすれば職権で個人番号をその窓口で引き出して、その手続を進めることができるということなのか、それともそもそも個人番号そのものがその手続に必要なのか、あるいは北海道新聞のように個人番号の証明書なるものがそういう手続には必要なのか、こういうことです。今3つ聞きました。三択だというふうに思うのです。ということで、お伺いをいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑について答弁をさせていただきますが、昨日の北海道新聞に載った部分での記載についてお話があったのだろうというふうに思いますが、その記載につきましては個人番号カードがなくても身元と個人番号の証明書それぞれを用意すれば足りるという表現についてのご質疑だというふうに思いますが、まず個人番号カードと通知カードというのは別であって、ここで言う個人番号カードというのは身分証明書的な部分を言っているというふうに思いますが、1つは身元を確認する例えば免許証と通知カードでもこれは足りるということになりますし、あるいは個人番号入りの住民票というのを発行したものを手に持っていれば、それと免許証、身元を確認するもので十分事が足りるということになります。ただ、先ほどお話ししたとおり、番号カードがないから手続がで

きないのかということの前段のご質疑については、番号カードを忘れたとか、番号を覚えていないとかという部分において、その番号がわからないからといって手続ができないということでお帰りいただくというようなことはないと。ただし、先ほど議員がおっしゃられたとおり、住民票とかこういう添付書類については手数料を支払っていただいて添付をしていただくと。本来番号カードがあれば省略できる部分については、従前の例によって必要な書類の添付はしていただくということになるということでご理解をいただきたいと思います。

（「必要ない」と言う声あり）

○総務部長 いや、必要がないということではなくて、仮に通知番号あるいは個人番号がわからないという、持ってきていないからわからないといったからといって、その手続ができないということではないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 道新は、番号が必要な手続をする場合、番号がやはり必要だという立場で書いているというふうに思うのです。ただ、その番号は、今言われたように個人番号カードや通知カードでなくても、しかしそれは例えば手帳のメモではだめだよと、住民票に記載された個人番号などはこれは番号通知カードと同レベルの公共性ありますから、それは全然問題ないというふうに思います。では、私先ほど申しましたように、その手続は番号がなくても進められるのかということを知っているのです。進められないのであれば、職権で何か入手して進めるとかということをしなければ進められないのか、それとも本当に番号がなくてもその手続は進められる、それは1年後も2年後も3年後も続けられるということなのかということを確認しました。これは、市民が聞いてもわかるように答弁をしていただきたいと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 時間をいただきまして申しわけございません。

まず、職権でという部分でお話にご質疑の中にございましたが、職権でできる部分も省令で職権によってできる事務という部分がもう既に明確に打ち出されている部分もございます。ですから、そういった部分につきましては職権で確認して行うことはできるという部分はありますが、基本的にまだ全ての事務においてそういった省令が出ておりませんことから、職権という部分についてはそれで全てができるということではないということです。

それと、冒頭申し上げたとおり、それぞれ市民の方がその事務に来られたときについては、個人番号が不明と、わからないからといってその事務ができないということではないということです。これは、従前の手続によって全てその事務ができるということになっております。ただし、その関係書

類をつけなければいけないとかという部分については、番号カード等を持っていないとそれが省略できないということになるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表して、議案第4号の条例案を可とする立場で討論いたします。

番号法が既に制定をされ、10月に施行、そして既に番号通知カードが送付され、滝川市でも1割近い方がまだその番号を入手されていないということを初め、さまざまなトラブルが出ていることは事実です。しかし、法律が制定されて動き出している以上、だからといって反対をするという立場はとりません。ただし、これからもさまざまなトラブルあるいは市民の疑問が出てくることはただいまの質疑、答弁でも明かだというふうに思います。北海道新聞では、身元と個人番号の証明書、これは必要だということを書いてあります。しかし、いまの答弁では、従前の手続で足りると、つまり個人番号は手続には必要ないという答弁です。この乖離というのは余りにも大きいと、しかもこの場でそういった北海道新聞の報道と違う答弁がされたということは、これはますますこの問題についてトラブルや疑問が生じてくるというふうに思います。そこで、市長におかれましては、これからこういったトラブル、ささいなものもあるというふうに思います。しかし、それが出た時点できちっと、見過ごすことなく重大な重要な問題だということでそれを受けとめ、市民にご迷惑をかけることのないよう適正な事務執行を求めて討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号 滝川市私債権管理条例

○議長 長 日程第11、議案第5号 滝川市私債権管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市私債権管理条例につきましてご説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、市が保有する債権につきましては、地方自治法等に基づき適正に管理を行わなければならない、現時点でも適正な管理に努めているところです。私債権として私法上の原因に基づいて発生する債権について、市税等の公債権と一部管理上の手続等に差異があるなど課題が生

じております。こうした課題に対応し、債権に係る公平性の堅持と納税者や公共サービス等の利用者における公平性等の毀損を招くことがないよう、適正で円滑な債権管理を推進すべく、本条例を制定したいとするものでございます。今回の条例制定に向けました背景といたしましては、これまで滝川市が管理する債権は原則として公法上の原因に基づく公債権として取り扱いをしてまいりましたが、一部の債権については公債権から私債権へと司法上の判断が示されました。これにより、消滅時効に係る時効期間の取り扱いが公債権では一部を除き5年としているものが民法上の規定に基づく時効期間になることや私債権では時効期間を経過しても債権が消滅をしないため、債権を消滅させる手続を行う場合には議会に1件ごとに議決をとり、債権を放棄するか、条例を制定し、議会の議決を得ずに債権を放棄する必要があるとございます。仮に1件ごとに議会の議決を得ることになれば、議会の関係上も事務手続の関係上からも煩雑化が予想され、近年全国的に債権管理条例の制定に踏み切っている事例がふえているという背景から、今回の制定に至ったところでございます。

制定の内容につきまして条文ごとにご説明を申し上げますので、議案をお開きください。まず、1ページでございますが、この条例は全10条から構成されております。第1条では条例制定の趣旨、第2条では条例に用いる用語の定義、第3条では他の法令等との関係、第4条では市長の責務についてそれぞれ規定をしております。

第5条では債権を適正に管理するために台帳の整備を求めており、第6条では徴収に係る規定を、第7条では履行期限までに履行しない者に対して行う督促行為を、第8条では督促後相当の期間を経過してもなお履行しない者に対し、強制執行等の措置を行うことを規定しております。第7条、第8条については、地方自治法施行令にも規定されているものでございますが、あえて条例に定める理由といたしましては、第9条に規定しております債権の放棄を容易にすることなく、最大限徴収の努力を行うことを目的としているためでございます。

次ページをお開きください。第9条では債権の放棄について規定しており、破産や債務者の無資力、失踪や所在不明などの一定の条件を満たす場合に放棄できる旨を定めたものであります。これは、事実上回収が不可能な私債権につきまして放棄できる旨を定めることにより、債権管理業務の効率化を図ることを目的としたものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日としたいとするもの、施行日以前に発生しました私債権につきましても本条例の適用を受ける経過措置を規定したものでございます。

以上を申し上げまして議案第5号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第5号について大きく4点お聞きします。

まず、1点目、第2条の定義です。ここで定義される私債権は、まず何を想定しているのか。また、2点目として、市民が条文を見ても何の債権を示しているのか今のところわかりません。しかし、実際には実務があるので、対象は具体的なものであり、要綱等で本条が定義する私債権を特定する必要があるのではないかと伺います。

2点目は、ただいま条例化の背景として司法上の判断が下されたとのこと説明がございました。どのような裁判で、簡単に結構ですけれども、どういう判断だったのかということをお伺いいたします。

3点目は、第6条から第8条の規定、徴収、督促、強制執行、これまで公債権として実施されてきたこれらの事務が私債権となることで実態として何か変わるのか伺います。

4点目は、第9条の債権放棄についてですが、他の自治体での私債権管理条例を調べたところ、議会への報告義務、債権放棄、いつというか、金額等を議会に報告することを条文化しているところもありました。条文化していないわけですが、していないから悪いということではありません。議会にどのように報告をするのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、1点目でございますけれども、何を想定しているかということでございますが、現時点で滝川市が管理する債権で私債権に該当する債権と考えておりますのは、市営住宅使用料、市立病院の診察料並びに休日夜間急病センターの過年度分診療費と考えております。

続きまして、要綱等で定義をする必要があるのではないかというお話ですが、自治体の保有する一部の債権につきましては明確にこれが私債権、これが公債権という根拠が示されていないものが中にございます。行政機関及び専門家の間でも長年議論をされておりますけれども、議論が分かれているという状況でございます。こうした中で、先ほども申し上げました一部の債権について司法上の判断が示されたということでございますので、明確に私債権であると位置づけられているものがあります。先ほど申し上げた3件が滝川市においては私債権であると判断をしているところでございます。その債権をその都度、司法上の判断が出ればその債権については私債権というふうに判断をしていきたいというふうに考えておりますので、今回要綱等で特定をすることは考えておりません。しかしながら、議員さんがおっしゃっているとおり、運用上についてはやはり明確化をしなければいけない部分がございますので、現在作成中の私債権管理の手引、これはまだ仮称でございますが、これにおいて取り扱う私債権について明記をすることで今調整をしております。新たな司法上の判断が出て取り扱いが変更になれば、この私債権管理の手引、その都度委員会等に報告を行いたいと思っておりますし、私債権管理の手引を更新をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、続きまして2点目の制定の背景になった司法上の判断ということでございますが、まず1点、公立病院における診療に関する債権の消滅時効が民法第170条第1号により3年とされた事例ということで、平成17年に判例が出ております。これによりまして、公立病院において行われる診療は私立病院において行われる診療と本質的に差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法上の関係であるべきという解釈が示されております。続きまして、もう一点は住宅使用料でございますけれども、これについては直接的にその判例として示したものではありませんが、判例の中で、これは昭和59年でございますけれども、公営住宅の使用関係は、入居者が使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されれば、法律関係は私人関係の家屋賃貸借と異なることはないという解釈が示されているところでございます。

続きまして、大きく3点目の第6条の徴収、第7条の督促、第8条の強制執行でございますが、こ

れまでと実態として変わることはあるのかということでございますが、これらの条文により取り扱いが従来と変わることはございません。特に、前段の説明でも申し上げましたが、第7条、第8条については地方自治法施行令にも規定されておりまして、法令に従って適正な管理を進めるということを規定しているものでございます。

続きまして、4点目でございますが、第9条の債権放棄についての議会報告ということでございますが、債権放棄後の事務手続として行われます不納欠損処理につきましては、その結果を関係各委員会への報告をすることとしたいというふうに思っております。現在作成中の私債権管理の手引、これはまだ名前は確定しておりませんが、についてもこういう手続で報告をしていくということを明記したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございますが、平成24年8月に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の関係政令が平成27年9月30日に公布されたことから、これらの政令の施行に伴う所要の整備を行うため、本条例を改正したいとするものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。以下3ページまで、附則第5条第1

項の表及び第2項の表につきましては全部を改正するものでありますが、内容につきましては年金たる補償及び休業補償について当該補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金等が給付される場合には調整を行うことを規定しておりますが、一元化法の施行により共済年金が厚生年金に統合されたことから、所要の文言整理等を行うものでございます。

次に、附則の第1項、施行期日等でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用したいとするものであります。

第2項以下につきましては、経過措置に関する規定ですので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

まだ12時前でございますが、この辺で休憩とさせていただきたいと思います。再開は13時いたします。休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正について

○議 長 ここで、総務部次長より午前中の本会議における議案第5号 滝川市私債権管理条例の清水議員の質疑に対する答弁について訂正の申し出がございましたので、これを許したいと思います。総務部次長。

○総務部次長 先ほどの私債権管理条例に関する清水議員のご質疑の答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど条例の第9条の債権放棄の報告について各委員会で報告をするというふうに申し上げましたが、決算委員会での報告ということに訂正をさせていただきます。

まことに申しわけございませんでした。

○議 長 総務部次長の答弁につきましては、ただいまの訂正のとおりといたします。

◎日程第13 議案第7号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第7号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第7号 滝川市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の主な内容ですが、このたびの改正条例は2条立てとなっています。第1条関係は、平成27年度税制改正におきまして、国税の改正を踏まえ、地方税の徴収等に係る猶予制度が見直され、分割納付の方法や申請に基づく換価の猶予制度等を条例で定めるよう地方税法が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。第2条関係は、9月議会で一部改正しました納付書及び納入書にいわゆるマイナンバー法に基づく法人番号を追加するための改正規定を行ったところでございますが、このたび削除することとなった改正でございます。

それでは、議案第7号参考資料、条例改正要旨で説明しますので、資料の1ページをお開き願います。第8条は、徴収猶予に係る徴収金の分納方法、分納計画の策定や変更について規定するものであります。

第9条は、徴収猶予の申請手続の改正規定です。災害や事業の休廃止等により納付、納入できない場合、それから法定納期限から1年を経過した以後に納付、納入すべき金額が確定した場合、徴収の猶予期間を延長する場合の申請書の記載事項や添付書類を規定するとともに、申請書または添付書類について不備があったときに訂正を行わなければならない期限を規定するものであります。

第10条は、職権による換価の猶予の手続等の改正です。分納する方法、分納計画の策定や変更、滞納する者に対して財産目録、担保の提供に関する書類のほか提出を求めることができる書類を規定するものであります。

第11条は、申請による換価の猶予の手続等の改正規定です。申請期限、分納する方法、分納計画の策定や変更、申請書の記載事項と添付書類について、期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項を規定するとともに、申請書または添付書類について不備があったときに訂正を行わなければならない期限を規定するものであります。

第12条は、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をする場合において担保を徴する必要がある場合を規定するものであります。

第18条と第23条は、法改正に伴う文言整理であります。

なお、附則第1条の施行期日ですが、平成28年4月1日から、ただし第2条の改正規定は公布の日から施行します。

附則第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置に関

する規定です。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 議案第7号につきまして2点お伺いいたします。

まず、1ページ目の第9条です。徴収猶予の申請手続等についてですが、これまでも国税徴収法にのっとり、この制度はありましたが、条例化されていないために市民にわかりにくいのではなかったかなとも思います。そこで、お伺いいたします。まず、申請手続用紙は窓口には置かれているか。2点目は、職員が納税に困っている市民で対象になると考えられる場合、手続を説明してきたか、またこれまでの申請実績についてお伺いいたします。

2点目は、2ページ目の第11条、申請による換価の猶予の申請手続等についてお伺いいたします。これまでも国税徴収法にのっとり、職権でのみできたことが申請でもできるようになるというものです。そこで、市民にわかりやすくすべきというふうに考えます。まず、1点目として、申請猶予ができるようになったことをどのように対象者に知らせるのか。2点目として、手続について職員の対応はどのようにマニュアル化されるのか。

以上をお伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質疑にお答えいたします。

申請書は窓口には置かれているのかというご質疑ですが、窓口には置いておりません。

次に、納税に困っている市民で対象となると考えられる場合、手続については説明してきたのかという質疑については、個別の納税相談の中でこの徴収猶予制度、納税の緩和制度でございますが、この適用となるような事例があったときには説明しているということでございます。

申請実績につきましては、徴収猶予制度の要件、ご承知のとおり限定的なものでございますので、これまでは該当するケースはありませんでした。

次に、申請による換価の猶予の関係でございますが、これについてもどのように対象者に知らせるのかというご質疑でございます。事情があつて税金を納められない場合、一人一人、それから1件1件、個別の状況、実情に対応するためにはやはり納税相談が必要でございます。税額に対する生活の状況、収入や財産の状況、こういったものを十分に調査して把握した上で、それぞれ慎重に判断していくということが基本だと思っておりますので、私ども税務担当職員としては困っている納税者とのコミュニケーション、それから一番大事なのは信頼関係ということでは思っておりますので、困ったときはまずは納税相談ということで、そこからスタートしていくのではないかなというふうに考えております。

それから、手続についての職員の対応とマニュアル化ということではございますが、要件や申請内容、添付書類については法令に定められてございます。マニュアル化については、現在考えていません。しかしながら、納税者の状況についてはやはりそれぞれ異なりますので、細かくマニュアル化してまいりますと画一的な対応となるおそれもあります。そこで、大事なのは税務課職員同士で情報共有、

個別の案件に対するケース会議、課内研修を実施するなど多様に対応していきたいというふうに現在を考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、第9条、徴収猶予の申請手続ですが、これまで該当したことはないというご答弁でしたが、そもそも申請はどうだったのかと申請実績をお聞きしておりますので、結果ではなくて申請の実績についてお伺いいたします。

それと、なかなか該当しないというような表現があったのですが、災害や火事ということは、それはなかなかないというふうに思います。ただ、事業所の閉鎖だとか、あるいは大黒柱が病気等で仕事ができないという中での収入減については、聞くところによりますと医療費の範囲内で徴収を猶予できるというお話がございました。例えば高額医療費等で1カ月入院すれば8万数千円と、これが3カ月、半年となれば数十万円単位のものになるわけです。これは、徴収猶予がどういう効果があるかという、延滞金9パーセントですから、仮に1年間とすれば50万円といえは4万5,000円、滞納額としてこれがふえなくて済むということなのです。そういう効果があるわけで、なかなか該当しないというのは私は実態に合っていないのかなというふうに思います。恐らく申請数そのものが少なかったというのが本当の実態ではないのかなと思いますので、もう一度答弁をお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、1つ目の申請実績はあったのかということに関しては、申請実績はないということでございます。

それから、ご意見の中にこういう制度だからということで、私も先ほどの説明の中で難しいからないのだよという話はしていませんので、それぞれの実態に即応した対応は当然していきたいし、納税相談からまず始めますから、その中でこういった制度ありますよということは十分説明していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第14 議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第8号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

主な改正内容ですが、いわゆるマイナンバー法に関連して来年1月からスタートします個人番号カードの再交付手数料に係る改正、あわせて現行の住民基本台帳カードの交付手数料を廃止し、通知カードや個人番号カードの交付手数料の減免について定めたいとするものであります。

参考資料でご説明しますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。手数料の減免についてです。第5条第1項第7号に規定する運転免許証を自主返納した高齢者に対する住民基本台帳カードの交付手数料減免についての規定を削除し、通知カード及び個人番号カードの交付手数料について、カードに追加して記載する欄がなくなった場合など国の交付金の対象となることから、手数料を無料とする減免規定を加えたいとするものであります。

次に、附則第2項の経過措置ですが、既に終了していることから、今回の改正にあわせて整理したいとするものであります。

次に、別表についてご説明します。2ページをお開き願います。2の項、第6号、3の項、第1号及び第2号の住民基本台帳カード交付手数料の規定を削除し、3の項及び3の2の項に個人番号カードの再交付手数料、1枚につき800円、徴収時期は申請または交付のときという規定を追加して改めたいとするものです。

なお、施行期日を平成28年1月1日としたいとするものです。

以上を申し上げ、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第15 議案第9号 滝川市美術自然史館条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第15、議案第9号 滝川市美術自然史館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市美術自然史館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、美術自然史館2階において岩橋英遠、一木万寿三、上田桑鳩の作品を展示し、常設展示室として利用している3室につきましては、広く個人や団体等が展覧会等の場としても使用できるギャラリーとするため、改正したいとするものであります。

それでは、条例案についてご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表の1ページ目をお開きください。第5条関係につきましては、新たな展示室としてギャラリーを追加するものであります。

第9条関係につきましても、使用料を徴する対象スペースとしてギャラリーを追加するものであります。

別表第1の1表、備考中につきましてもギャラリーをつけ加えるとともに、文言整理を行うものであります。

また、1ページから3ページに係る別表第2につきましては、ギャラリーを新たに設けたことによります使用料金の規定を設けたものでございます。

附則であります、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第16 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（まちづくりセンター）

○議長 日程第16、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（まちづくりセンター）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

まちづくりセンターは、平成23年に改築移転以来4年、行政と地域をつなぐ中間支援施設として多くの市民活動、地域活動を行う方々に、施設の利用促進はもとより、さまざまな情報提供、相談を行うなど幅広い活動を応援するための基礎づくりを市が行ってきたところであります。今後は指定管理者制度を導入して、民間の発想や知恵、行動力やノウハウを生かしてセンターのさらなる機能向上を目指すため、来年4月1日からの管理移行に向けて準備を進めているところであります。

公の施設の名称は、滝川市まちづくりセンターです。団体の名称は特定非営利活動法人空知文化工房、代表者は理事長、谷口正樹様であります。指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。

次に、選定経過について説明しますので、参考資料をお開き願います。1、募集及び選定の経過についてですが、9月1日に公募の告示を行い、募集を開始、約1カ月間、10月1日までの間申請を受け付けたところです。その間、質問の受け付け、現地説明会を実施しました。選定に当たりましては、千田副市長を委員長とする滝川市指定管理者選定職員会議において慎重に審議を行い、第1回の会議ではスケジュール確認、募集要項、業務仕様書を決定し、第2回では選定方法、選定基準を決定、第3回では申請内容、質問事項を確認し、第4回会議において申請者によりますプレゼンテーションとヒアリングを実施し、最終的に指定管理者の候補者を決定したところでございます。2、申請団体数は1団体です。3、選定審査の方法であります。提出書類の確認、各委員による事前申請書類等の審査、財務分析の実施、申請者プレゼンテーション及びヒアリング、総合審査と段階を踏みながら慎重に審議を進めてきました。選定方式については、総合点数方式です。5、選定の理由については、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためであります。6番目の選定された団体が主に評価された点であります。（1）から（3）までに記載のとおりであります。特に中間支援センターとしての市民活動を行う市民や団体と行政をつなぐ役割について十分に理解しており、これらを実現することができ、今後の発展性が望めるという点、長年にわたる公共施設の事業運営の経験、ノウハウ、施設の有効活用に関する前向きな姿勢、それから利用者拡大やサービス向上への高い意識、こういった点が評価された点でございます。

以上、議案第10号の提案理由とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第10号について大きく1点お伺いをしたいと思います。

第2回定例会でまちづくりセンターの指定管理者とする条例が可決され、今回の指定管理候補者の選定と、そして指定管理者の指定ということになりました。そこで、直営から指定管理者制度への移行時ということで、特に費用というか予算というか、についてお伺いをしたいのですが、今回は申請団体が1団体ということで、例えば6項目めの選定された団体が主に評価された点等に契約金額等についての表現がありませんので、そういったことを前提にしてお伺いをしたいと思います。まず、募集要項で代行負担金の限度額が1,135万5,000円となっております。申請内容はこの金額に対応したものになったわけですが、直営時代の状況についてお伺いします。まず、職員費、そしてその他の費用について、金額については実績または27年度予算で伺います。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 清水議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、平成27年度予算額でお答えしたいと思います。まちづくりセンター、今回の代行負担金の限度額ということに対するものでございます。まず、職員費で1,126万2,000円、その他諸費で700,9,000円、合計で1,827万1,000円となります。また、歳入で198万3,000円を見込んでいることから、差し引き1,628万8,000円となります。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 私が聞きたいのは、職員費、いわゆる管理者とか企画業務にかかわる金額は恐らく、現在市の課長補佐職等が担当しておりますので、かなり指定管理制度によって下がるだろうということが予測されます。しかし、一方管理費のほうはまず基本的に下がらないと。今回のプレゼンでは年末年始しか休まないということで、恐らく50日ぐらいの運営がふえるということで、管理費も当然ふえるというふうに思うのです。1,135万5,000円の範囲内で幾らの金額が提示されたかというのはここには記載されておきませんので、仮に1,100万円としても料金収入が200万円ぐらいいありますから、これをどちらに振り分けるかによって、ちょっとよくわかりませんが、709万円かかりましたと、これに単純に2割ふえたとしても140万円です。840万円ですね。そうすると、恐らく人件費は1,135万円に200万円の使用料収入が入ったとしても1,335万円とすると500万円ぐらいという管理、また企画の人件費ということになるのではないかなということなので、この1,135万円というのがちょっと低いかなというふうに、結果的に50日ふえたということで、今回の選定されたこの団体は随分頑張ったのだなというふうにとれるわけですが、適正な運営ができるようないわゆる人件費というか、であったかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 日曜日やるということで、当然光熱水費が上がるということでございます。それ

も含めて内容を検討し、適切な予算計上になっていることを確認しております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 選定されたわけですから、この議案に反対するものではもとよりありません。しかし、流れからいうと、年末年始だけ休むというのは相当経費はふえるということ、ふえたわけです。それを募集のとき時に見ていたかどうかというのがちょっと私は疑問なのです。だから、ふえたらふえたなりの評価をしてこの上限額を定めるという考え方は、今回はできないのかもしれませんが、今後そういったことが可能なのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの次長の答弁と重なりますけれども、基本的に設計の段階でそのプラスアルファの部分もきちんと見ているというところは、私ども設計の段階できちんとしているということはお伝えしたいなと思います。今後については、制度の関係でございますので、私ども所管としてはおっしゃるとおりだなと思いますけれども、制度としての部分がありますので、その辺も今後検討になるというふうに思います。

以上です。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 一番最初の説明でその他諸費で700、9、000円という言葉を使ったかと思っておりますので、700万9、000円の訂正でございます。

申しわけございませんでした。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げ

げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、野地和英氏が平成28年3月31日で任期満了となりますために、後任の候補者として引き続き野地和英氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、野地氏につきましては、参考資料として略歴書を印刷配付いたしておりますので、お目通しをいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月10日から12月15日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月15日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成27年12月16日（水）

午前 9時58分 開 議

午後 2時54分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	館 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市民生活部長	館 敏 弘 君
市民生活部次長	石 川 雅 敏 君	保健福祉部長	高 橋 一 昭 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	産業振興部長	中 川 啓 一 君
産業振興部次長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

次書

長 竹谷和徳君
記 村井理君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意をお願いします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 皆さん、おはようございます。先ほどのすばらしい音色のコンサートの後で、トップバッターとして会派みどりの木下八重子です。よろしくお願い申し上げます。トップバッターとして質問しますけれども、ご答弁は前向きな答弁をお願いしまして、質問の順に従って質問いたします。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、新年度予算編成について
- 2、平和都市宣言について
- 3、女性センターについて

1番目、市長の基本姿勢、新年度予算編成について。新年度予算編成が始まっていると思います。市の財政は一段と厳しさを増していることから、一般会計の基金から平成27年度は4億3,000万円の繰り入れをし、基金残が12億9,000万円で大変な状況にあり、市長として大きな事業はできなくなることが予想されるが、平成28年度予算においてどのくらい基金から繰り入れを考えているのか伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。基金に関するご質問でございますけれども、本年度の基金繰入金の見込みについて冒頭若干補足をさせていただきます。平成27年当初予算において木下議員がおっしゃられたように4億3,000万円、さらに6月の第2回定例会の補正予算で7,000万円、合わせて5億円の基金繰入金を見込んでいる状況でございます。基金残高につきましては、平成26年の基金繰入金が予算より市税収入が上回ったことや執行残などにより一定程度減額することができたことから、6月補正後の27年度末基金残高は13億7,000万円の見込みとなっております。

さて、平成28年度予算においてどのぐらい基金から繰り入れを考えているかというご質問でございますけれども、財政健全化計画では平成31年までに5億円の収支改善を図ることを目標として掲げているところでございます。平成28年は、2億円程度の収支改善を図ることを目標としているところであります。できる限り基金繰入金の減額に努めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 2億円の減額を見込んでいるということで、次の質問に移ります。わかりました。

それでは、2番目、平和都市宣言について。1、本年3月の定例会において窪之内前議員が平和都市宣言について一般質問を行いました。市長答弁は、前向きに検討していくことの内容でしたが、実現に向けて進んでいるのか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの木下議員のご質問にお答えさせていただきますが、平和都市宣言につきましては本年3月の定例会での窪之内前議員からのご質問において、全国及び道内各都市の取り組み状況を参考としながら前向きに検討したいと答弁をさせていただき、現在策定に向けて取り組んでおります。なお、宣言を実施する時期につきましては、来年3月の第1回市議会定例会にご提案できるよう準備を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 来年の3月に考えているということですので、次の質問に移ります。

3番目、女性センターについて。市長は11月に市政報告会で、女性センターを立ち上げ、女性が安心して子供を産み育てられる環境の整備のため、今ばらばらになっている女性に係る業務を集約し、1カ所にまとめる女性センターをつくりたいとの報告がありましたが、具体的にどこにどのような機構でどんな組織を考えているのかを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 私の報告会での発言についてのご質問でございます。

女性センターにつきましては、10月に策定いたしました滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても妊娠、出産、子育てまでの相談窓口となるワンストップ機能の設置について位置づけたところであり、イメージは同様のものでございます。子育て支援の先進地とされるフィンランドでは、どの自治体にも妊娠から出産、子供が生まれた後も基本的に6歳まで切れ目なくサポートを提供するネウボラという子育て支援施設があります。当市におきましても、子育て応援課、健康づくり課、ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、家庭児童相談室、発達支援センター、保育所等が密接に連携し、切れ目ない子育て支援を行っていますが、これらをワンストップで対応でき、気軽に立ち寄ることのできる集いの広場、居場所となり、世代間交流が可能な施設を街なかに設置できればと考えております。先進事例なども研究しながら、市民の皆さんにとってさらに利便性が向上し、少子化対策や女性の活躍にもつながるような施策とするよう、詳細について検討を進めて考えているところでございます。もう少しお時間をいただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

す。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 具体的にはまだ全然考えていないということですか、それともことしじゅうに何とか煮詰めて、来年ぐらいには今木下が質問したみたいな形を整えられるのかをもう一度市長に伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまお答えしましたように、総合戦略に位置づけているということでございますので、総合戦略を進める上でも検討していきたいと思っております。しかしながら、大きな問題でもございます。そして、慎重に審議をしながら施策を煮詰めていったほうがよりよい施設になると思っておりますので、拙速なことはしたくないと考えている次第でございます。そのためにもある程度の時間がかかることは、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 それでは、次の質問に移ります。

◎2、福祉行政

1、保育料について

2 番目、福祉行政、保育料について。許可保育所の保育料の算定方法がこれまでは世帯の所得税額を算定基準とされていましたが、平成27年度からは市町村民税額が算定基準に変更され、子供が多い世帯などで保育料が大幅に値上げするケースが出ていると新聞報道がありましたが、当市の実態について伺います。

○議長 長 ただいま木下議員、質問の中で冒頭認可保育所というところを許可保育所というふうに述べられておりますので、ここは認可保育所ということでよろしいでしょうか。

○木下議員 はい、済みません。

○議長 長 それでは、答弁をお願いいたします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。木下議員のご質問についてお答えさせていただきます。

現在滝川市の保育料につきましては、国が定めた基準額からおよそ10パーセント割り引いた額で設定をしているところでございます。議員のおっしゃるとおり、今年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、保育料の算定基準が所得税から住民税所得割課税額に変更されたところでございます。滝川市の実態というということでございます。制度が変わるタイミングとなりましたことしの3月末から4月にかけて、引き続き保育所を利用したお子さんが384人おりました。このうち保育料の階層が上がったケースが57人、階層が下がったケースが44人、階層に変更がなかったケースが283人という状況でございました。このたび報道されました保育料が上がるケースについてですが、国が今回の制度改正に伴い、新たに所得基準を定めるに当たり、改正前後で極力中立的なものとなるよう、階層に用いる住民税所得割額が設定されたところではありますが、この際算定の基礎を所得税から住民税に切りかえたことに伴いまして、これまでの年少扶養控除のみなし適用が廃止されたこと、またご両親と子供2人の4人世帯をモデル世帯として税額の設定がされたことによりまして、特にお子さんが3人以上の世帯では保育料が上昇するケースが発生しているところでございます。こ

の年少扶養控除のみなし適用廃止の影響により保育料が上昇したケースは、滝川市では18名おります。上がった保育料の額は、それぞれ4,750円から2万2,500円という状況でございます。国の通知等によりますと、市町村の判断で経過措置を設けることも可能とはされておりますが、原則として年少扶養控除のみなし適用は行わないとする明記をされているところでもございます。当市においては経過措置の適用はしておりませんことをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 このことにつきまして市長に再質問をさせていただきますけれども、市長はまちづくり懇談会などでさまざまな場面で子育て支援に力を入れたいということを発言しておりますが、このようなケースに対応しないということであれば、政策の方針と相反することになるのではないかとということで再質問いたします。

○議長 長 市長。

○市長 子育て支援に力を入れると発言をしているので、こういうことに対応しなければというご質問でございますけれども、私が申し上げているのは、保育料のことで子育て支援と申し上げているわけではございません。病後児保育、ファミリーサポートセンター、あるいは発達支援センターを開設するなど、滝川市独自でもかなり力を入れて子育て支援をさせていただいております。その中で、残念なことに今回の国の制度改正でこのような形になったわけでございます。ただいま部長のほうから説明があったとおり、みなし適用は行わない等々、4月以降に入所したお子さんの保育料が高くなるだろう、公平性確保の観点からも不十分な内容であると、このことは感じております。保育料をなるべく安くしていただきたいというのは誰もが思っていることだと思います。私も当然そうしたいと思うわけですが、やはり大きな財政負担を伴うということでございます。私どもの今回財政健全化を進める中において、厳しい財政の中で大きな財政負担を伴うというのは非常に問題がありますので、慎重に考えていかなければいけない問題であると思っています。この制度のことにつきましては、国に対して再検討を要望して、何とかそのような形をとれないかということをお願いしてまいりたいと、もとの形に戻していただきたいということをお願いしてまいりたいとは思っておりますので、そういう活動をするということでぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 国に対しまして再検討の要望を強くお願いしまして、次の質問に移ります。

◎3、教育行政

1、少人数学級の充実について

3番目、教育行政、少人数学級の充実について。市長は市政報告会で35人学級を学年を上げて実施したいという報告をしていましたが、何年生まで拡充するのか、実施年度はいつからと考えているのか伺います。

○議長 長 教育長。

○教 育 長 市政報告会というでの質問でございましたが、内容が内容ですので、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

（「答弁中の私語はやめてもらいたい」と言う声あり）

○教 育 長 本市が独自に実施している少人数学級の対象学年を小学校３年生、４年生から５年生、６年生に拡充することについては、これまで多くの議員から議会質問を通して、またＰＴＡ連合会等からも要望を受けてまいりました。ことし１０月に策定した滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で地域の将来を担う人材を育成する教育環境の構築策の具体的な事業として少人数学級の維持と拡充、そして学びサポーターの配置継続と活用を掲げ、少人数指導の充実と子供たちに確かな学びときめ細かな見守り、心配りの充実を図ることを目指しております。お尋ねの少人数学級の拡充については、対象学年と実施年度によって市独自に採用する教員の人件費の計上に大きくかわることから、財政状況を勘案しながら、そして総合戦略の着実な推進に向けて、先ほど市長答弁の中にもありましたように、導入時期を慎重に、そして適切に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 まだはっきりしたことは申し上げられないという答弁ですけれども、次の質問に移ります。

◎４、病院運営

１、お手軽健診の受診状況について

続きまして、４番目、病院運営、お手軽健診の受診状況について。１１月５日から市立病院でお手軽健診が始まりましたが、市民にも低料金で評判がよいと聞いていますが、受診項目別の受診者数、周知方法について伺います。また、今後健診項目をふやす考えがあるのかを伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 お手軽健診についてのご質問ですが、お手軽健診につきましては、定期的な健康診断を受ける機会のない市民を初め、一般の健康診断にない項目について検査をしたい方を対象に１１月５日から実施をしています。１１月５日から１１月末までの受診者数は、実人員で９９名、検査件数は１６１件となっています。特に検査件数の多い項目は、ピロリ菌検査が６５件、骨密度測定検査が２７件、動脈硬化検査が１３件、血糖値、脂質、肝機能をセットにした検査が１２件となっています。また、周知方法につきましては、病院ホームページ、院内ポスターの掲示、広報たきかわへの掲載、各報道機関への情報提供、エフエムＧ’ｓｋｙの「みんなのタキカワ」を通じて周知を行ってきたところです。今後の検査項目の見直しにつきましては、受診者の方に記載をお願いしているアンケートなどを参考に見直しを図るとともに、お手軽健診を通じて市民の健康増進に努めてまいりたいと考えているところです。

○議 長 木下議員。

○木下議員 これで終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして、以下一般質問を行いたいと思います。

最近の国政は、極めて新自由主義に触れていると私常々感じております。今の弱者切り捨ては、本当に大変な状況を生んでいる。高齢者の問題、あるいは派遣労働者の問題、さらには子育ての問題、今も多くの質問がありましたけれども、これから先本当に滝川市においても行政上の課題が山積しているということをつくづく感じております。そういった意味で今後の滝川市の行く末ということに特に絞りまして今回質問を用意させていただきましたので、真摯なご答弁をお願いしたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、財政健全化について

それでは、市長の基本姿勢についてお伺いいたします。財政健全化についてお伺いをいたします。来年度の予算編成に向けて、まずは今山場を迎えているところだと思いますが、これまでも財政健全化について財政当局からさまざまなご説明をいただきました。しかしながら、議会の中ではっきりとこの計画策定に向けた基本的考えについてはお伺いをまだしていないと考えております。市長の計画策定に向けた基本的なお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

滝川市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、平成26年度決算では多額の基金を繰り入れ、収支不足を補ってきました。また、財政の弾力度を示す経常収支比率も99.2パーセントとかつてない高い数値となり、基金残高も道内35市の中では24番目と低い位置にあります。こうした状況の中、平成26年度に作成した一般会計中期財政フレームに平成27年度の普通交付税算定結果などを反映して推計したところ、今後5年間で平均5億円の収支不足となる見込みとなり、市としましては安定した財政運営を行うために、平成27年度から平成31年度までの5年間で計画期間とした財政健全化計画の策定に踏み切ったところであります。この計画の視点は大きく3点あり、1点目は聖域のない事務事業の見直しを基本とし、法定義務がなく、自治体に裁量のある全ての事業を対象に事務事業の見直しを図り、終期を明確にしていくこと、2点目は人口減少や財政状況を踏まえ、平成26年度から導入した係制にふさわしい簡素で効率的な組織のあり方及び事務事業の見直しに基づく組織の見直し、組織に見合った最適な職員配置を目指し、組織人件費の見直しを図ること、3点目はふるさと納税を初めとする歳入の確保対策を図ることとしております。これら3点については、それぞれ削減目標額を設定し、事務事業の見直しで1億2,000万円、組織人件費の見直しで3億6,000万円、歳入の確保対策で2,000万円の効果を目指しているところであります。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 平成31年度までの計画ですから、その基本的なお考えは理解はできます。しかしながら、今ほど市長がおっしゃった人口の減少問題、さらには高齢化の問題あるいは少子化の問題、さまざまこれから横たわってくるということであります。さらに財政健全化を進めていかなければいけな

い、こういうことが私は求められていると思います。滝川市は、中空知の中核都市であります。さまざまな一部事務組合の問題も滝川市がリードしていかなければいけない。そういったことに考えを及ぶときに、そういったところにもこれからメスを入れていかなければいけない、私はそう思っているのです。その部分だけで結構ですので、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいま柴田議員がご指摘のとおり、今後さらなる財政状況悪化の要因となることが幾つか考えられるというふうには思います。例えば消費税の増税等が行われることによってさまざまな歳出がふえるということも考えられます。また、一部事務組合の中でも、ご指摘のとおり滝川が中心となっていて行っている事業、この負担増というの也被考えられますし、そのようなこともこれからの懸念材料の一つであると思っております。その中においては、例えば3年前ですか、消防の広域化を行い、効率的、効果的な消防行政に転換をさせていただきました。さらなるそのような問題とか、いろいろと広域的な観点をさらに取り入れて、効率的な運営も考えなければいけないということは考えておりますので、今後議会の皆様方によくご相談を申し上げながら、そんなことにも手をつけてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 市長のご認識に間違いはないと思っておりますので、ぜひともこの機会に滝川市が抱えているさまざまな問題、この中空知をこれからリードしていくという大変重要な役割も滝川市は持っておりますので、ぜひ市長のさらなる活躍を期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。先ほど基本的小考えを伺ったわけではありますが、今重要なのは施策の優先順位、これを庁内、滝川市役所の中できちっとそれぞれが認識を持って優先順位をつけていく、このことが大変重要なものだと思っております。平成31年度まで5億円という大変大きな金額を削減して健全化をしていくというに当たっては、この優先順位というのは極めて重要だと思っておりますので、現時点での基本的小考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 優先順位についての基本的な考え方ということでございますけれども、財政健全化計画の対象期間における施策の優先順位につきましては、計画に基づき、一定の財政規律の中でさまざまな政策課題に対応していくことは容易なことではありませんけれども、持続可能な財政基盤を築くことは不可欠であり、ご質問のとおり優先順位を検討しながら政策形成を行ってまいりたいと思っております。総合計画を基本としつつ、人口減少対策の視点で策定した滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの基本目標に沿って着実な事業の推進を目指してまいりますけれども、国の支援策などの動向を注視する中で、重点事業など早期に着手すべき取り組みや準備期間を経て効果を高める取り組みなど、タイミングを吟味しながら優先順位を見きわめてまいりたいと考えております。また、地方創生の総合戦略以外にもそれぞれの分野で行政課題に対応する必要がありますことから、市内部の政策協議や予算協議を通じて緊急性や事業効果について判断をし、選択と集中を行うほか、官民連携、広域連携の可能性を検討したり、複数の事業を連動させて効果を高める工夫を行うなど、知恵を結集して財源の不足を補うよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 市長のお考えはごもっともだと思っております。しかしながら、財政健全化は間違いなく進めなければいけない一方で、今やらなければ将来に禍根を残してしまうという施策も実はあるわけですね。ここで具体的にこういう事業、こういう事業ということはありませんけれども、本当に今を逃しては将来の芽を摘むということもありますので、ぜひ政策協議の場で中期あるいは長期にわたる視点も踏まえてご議論いただきたいことを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

さて、優先順位、それでは市長の政策、掲げて当選した公約、これは優先順位の一番てっぺんにあるのか。私は今までいろいろ各課のヒアリングなども聞いてまいりましたが、決してそうではないなと。今の時点で最も重要なものを進めていくのだという市長の考え方も理解しております。市長が掲げた公約であるイレブンプラスワンの推進にこの優先順位という問題がどのように影響を与えるのか、ここで伺っておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 イレブンプラスワンにつきましては、市長として2期目の目標に掲げた項目でございます。全力を挙げてその実現に向けて努力する考え方は変わっておりません。イレブンプラスワンの政策目標の一つにさらなる財政健全化というのを掲げております。経常収支比率の高さなど厳しい財政状況を実感して、持続可能な財政基盤を築く必要性を改めて認識したことが背景にあるわけです。また、民間活力の導入による行政のスリム化を掲げておりますけれども、これは財政健全化の一助になる政策目標であり、積極的に取り組んでいるというところであります。その他の項目は基本的に事業費を要する施策でございますので、財政規律をさておいて実現のために最優先するということは考えておりません。これまでも総合戦略の策定や不妊治療助成、スポーツ施設の改修、中心市街地の再開発支援、消防本部庁舎の建てかえなど、既に着手している施策の実施に当たっては国の交付金や交付税措置のある有利な起債を活用したところであり、財政健全化の方向性に反しないよう努力しております。今後もイレブンプラスワンの実現に向けては財源確保など最大限の努力を行い、財政健全化と並行して進めてまいりますが、その時々状況や市民の皆様を踏まえ、市長として総合的に、かつ最善の判断をしなければならぬと考えております。先ほどの柴田議員のご指摘のとおり、やるべきときのタイミングを逃さず行っていくということが必要であると思っております。

以上でございます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 市長の英断については、高く評価しております。みずからの公約というものは大変重要なものだと私自身も理解しております。そういった意味では、本当にその状況に合わせた政策判断をされていることに心から敬意を表したいと思います。ただ、今の答弁の中にもあったのですが、財源確保という言葉が今回ずっとこの答弁に続いているのです。優先順位の第1位は、まるで財源確保ができるものというふうにも実は聞こえてくるわけでありまして。そういう意味で次の質問を考えているわけでありまして、国の政策、制度がくるくる変わっているのです。地方創生の問題一つとっても、決して中身はいいものではないのです。一方で交付税がどんどん削られているという現状もある。交

付金も、昨年度までは100パーセント見込めたのが今年度に入って五、六十パーセントに削られている。このような状況もある。国の財政状況に翻弄されているというのが地方財政の現状であると思います。

その上で次の質問に移りますが、今後の中期的財政見通しについて国の動向等も踏まえた上で分析をなされているのか、分析結果についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 今後の中期財政見通しの分析結果というご質問でございますけれども、財政健全化計画の策定に当たり作成した地域財政フレームは、一定の条件により推計したものであり、現時点で捕捉できる数値を固定して計上したものでございます。具体的には、今後見込まれる大型財政需要については、継続事業としているものや有利な財源が確保できる見込みのある事業、今後義務的に行わなければならないものなどについて事業費に対して補助金や起債などを見込み、一般財源額を計上しております。また、歳入のうち市税、地方交付税については人口推計に基づき減少傾向を考慮していることや、補助金などは歳出に連動したものを想定し、推計したところであり、こうした推計結果によって5年間で平均5億円の収支不足となったところでございます。質問にあります国の動向も踏まえた上で分析されているのかどうかという点につきましては、先ほど柴田議員のご指摘にもありましたとおり、特に大きな歳入であります地方交付税などはその年度によって制度が大きく変更されることも想定しなければならず、また地方創生や1億総活躍社会といった新たな交付金制度の創設などもあり、国の動向を捕捉してこの財政フレームを作成することは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 財政のエキスパートの総務部次長がそういった答弁をされているのですから、なかなか見通しは立たないというのはよく理解できます。しかしながら、先ほどもご指摘申し上げましたが、財源的な部分というものは確かに財政健全化を進める上では当然必要な視点なのです。しかしながら、私は市長のイレブンプラスワンの中に多くのこれから取り組まなければいけない課題も内包されていると思っています。それが1年、2年おくれた、その影響は多分10年、20年続いていくということも考えられますので、ぜひとも財政的な視点だけではないこれからの市政運営について求めて、次の質問に移りたいと思います。

教育、福祉、産業の活性化など、今後の行政課題は山積しておりますけれども、この問題については課題克服のために財政的な問題だけではないだろう。当然市民が、1億総活躍社会という言葉もありますけれども、市民の力をしっかり行政の側も取り入れて、これからの行政運営に取り組んでいかなければいけないのだろうと私は思っております。そういった意味で、財政負担の軽減にも私はつながると思っていますのですが、市民力、これらの今後の拡大について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの市民力についてのご質問に対して答弁させていただきますが、ご質問の中にありましたとおり、人口減少や少子高齢化の進展に対応するため、産業、福祉、教育等の分野では地

方創生の関連事業を初め、ハード面、ソフト面とも取り組むべき課題が非常に多いと認識をしているところでございます。市役所の限られた職員数と財政力にも限度がありますことから、国、道との連携、自治体間の広域連携、官民連携を進めながら効率化を図るほか、多くの場面で市民の皆様のお力をいただくことが不可欠だというふうに考えております。また、地方創生を進める上では産学官金労言の連携が重要とされており、市民の皆様はもとより、行政を含む各主体が一丸となって取り組むことが必要になるというふうに考えているところでございます。現状の例を幾つか挙げさせていただきますと、産業面では大学生や高校生による商店街のにぎわい創出事業や観光イベント等のボランティア活動、直近では新聞等にも載っていましたが、昨日ベルロードにオープンしましたサロン・リボーンという団体の活動、空き店舗の解消と地域の活性化に向けた取り組みなどがその一つの例だというふうに考えておりますが、一方で福祉面では認知症カフェや滝の川のライフサポートの地域カフェの取り組み、教育面では西地区あるいは東滝川地区での地域の方々が主体となって参加していただいている通学合宿などが挙げられるというふうに思いますし、今後ますます市民力の重要性は増していくものと考えているところでございます。柴田議員がおっしゃられたとおり、財政の軽減という視点だけに限らず、市民の皆様がまちづくりについてみずからの目線で関心を持っていただくことが重要であるというふうに認識しておりますし、これからの滝川市の活力を維持向上させるためにも、市民の皆様の参画にご協力、ご理解をいただくことをさらに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 私も65歳以上の皆さんとお話することが多いのですけれども、社会に貢献するということが市民の皆さんは求めているのです。ただ、そのきっかけがなかなかつかめない。そういったこともあると思うのです。生涯学習という面でみずからの教養を拡大していくという、そういう皆さんもいらっしゃいますが、直接社会に参加して何か自分たちができることで貢献していきたいという市民の皆さんが多いのです。そういった力を積極的に利用していく、こういった考え方もこれからの行政に大変重要だと思いますので、ぜひとも積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。

◎2、高齢者福祉の推進について

- 1、高齢者人口の推移と施設整備の今後について
- 2、プラチナタウンの推進について

それでは、2番目の高齢者福祉の推進についてお伺いをいたします。高齢者人口の推移と施設整備の今後についてお伺いをいたしたいと思います。通告でご指摘しているとおり、平成25年度における65歳以上の高齢者人口は3,186万人で、総人口に占める割合は25パーセントということになっております。過去最高という数字であります。多分26年度はさらに過去最高になったとは思いますが、数字の読み方にもよるのですけれども、間違いなくこれは今後その伸びがどんどん鈍化していくという指摘もあるわけでありまして。市として今の高齢者の今後の人口に占める割合の関係についてでありますけれども、滝川市においてもどういうふうに推移することと考えているのかお伺いを

したいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの高齢者の高齢化の伸びについて市がどういう分析をしているかというご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと存じます。

少子高齢化の進展などによりまして、日本全体で人口減少が予想され、高齢者人口も地域差はございますけれども、減少に転じるものと推計をしているところでございます。65歳以上の高齢者人口のピークの時期については、人口問題研究所の推計によると国では27年後の2042年、平成54年、北海道では10年後の2025年、平成37年となっております。当市におきましては、65歳以上の高齢者人口のピークは4年後の2019年、平成31年、75歳以上の高齢者人口のピークは14年後の2029年、平成41年と推計しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 国は、結構先だという感覚で実は政策を進めていると思うのです。ところが、地方では今保健福祉部長が示したとおり、4年後ですとか10年後という極めて直近に高齢者人口さえも減少するという、そういう事態になっていく。ですから、先ほどから私が質問したとおり、今やらなければいけないことを先延ばしにしたら、多分そのときには全く役に立たない施策になってしまう、そのことを改めて申し上げておきたいと思います。そして、高齢者はふえていきます、4年後でも10年後でも。ところが、労働生産者と言われる若年層、中高年齢層も含めて極めて減少が激しいのです。全国的には30年前のレベルまで下がっているという指摘もある。そういった状況において、今の高齢化社会を支える人材が全く不足しているという、この滝川市でも現状がある。その対策について今議論し、やはり対策を考えていかなければいけないと思いますので、市としてそのことについての対策について伺いをしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者を支える人材の確保という点でのご質問でございます。ご答弁させていただきたいと存じます。

高齢者を支える人材の確保に向けまして、今回の介護保険制度の改正において地域住民やボランティアなど多様な主体が高齢者の生活を支える担い手になっていただく仕組みづくりが位置づけられております。第6期介護保険事業計画に基づき取り組んでまいりたいと考えてございます。また、第6期計画では高齢者を対象にした介護予防ボランティアポイント制度も位置づけており、高齢者の介護予防と健康増進を図りながら、先ほどのご質問にもあった市民力の拡大の後押しにも努めていきたいと考えているところでございます。また、一方で専門的なサービスの充実も必要であり、国、道において介護人材確保に向けまして介護職員の処遇、介護現場に対する理解、潜在的な資格者の掘り起こしなどさまざまな検討がなされ、制度など対策が講じられているところであり、市としては国、道の制度の活用を働きかけていくとともに、重要な課題として考えていかなければならないものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 このことは市に文句を言ってもしょうがないのです。老人福祉法ですとか介護保険法、こういった国の法律そのものが実は時代おくれになっている。地方において、高齢化社会というのは国が想定している以上にどんどん、どんどん先に進んで、さらに人口減少社会というものがその上に乗かってきて、本当に高齢者を支える、あるいは子供たちを支える、そういった人材が地方からいなくなっている。このことを私は一番の問題として滝川市の政策に取り入れていただきたい。このことをお願いして、次の質問に移ります。

今保健福祉部長が初めの質問で答弁されたとおり、65歳の人口、北海道、全国、全国は42年ですよね、まだまだ先だ。でも、北海道ではもう10年後、あるいは滝川においては両手で余るぐらいの年数しか実は時間がないのです。高齢者は減っていく。しかしながら、施設整備はしなければいけないのです。高齢者の施設整備は、これは不足しているのです。そうなってくると、施設整備には、これは社会福祉法人であればいいのです。ところが、滝川の現状は民間事業所が介護を、一生懸命市民のお世話をしている。これは、今投資をするというのは大変なのです。確かに銀行、金融機関はお金を貸してくれます。しかしながら、30年、35年お金を返していかなければいけない。その中で、将来的に高齢者の人口が減っていく、10年もたたないうちにとなったときに、その投資は過大な投資で、最終的に資金繰りが難しくなってしまう。実は現場ではそういう問題を抱えているのです。そういった意味で今この質問をしているのですが、地域の介護福祉というものを今後どうやって守っていくのかということを市がしっかりと示していかなければいけないというのが今の現状だと思っています。率直なお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今年度介護報酬が見直されまして、多くの介護事業所が収入減に直面しているとの報道がなされました。そのような中で、介護事業所では介護職員の処遇向上に努めながら施設運営を行っており、その経営は厳しい状況に置かれていると認識しているところでございます。まず、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活ができるようにしていくためには、介護事業者の協力をいただきながら今後も介護サービスを維持していく必要があると考えており、他地域の取り組みや動向などを参考にしながら方策を検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 そんなところだと思うのです。私は市議会議員ですから、何ぼここでほえても国には届かないので、この問題についてはこれ以上は申し上げませんが、民間事業所というのは大変人材確保に苦しんでいるというのが現状なのです。職安、ハローワークに登録してもなかなか人が集まらない、こういう今の状況にあります。そんな中で、施設介護を中心としたそういう運営は、人材確保の面でなかなか厳しいというのが現状であります。市としても、広報ですとかそういったもので、そういったところへの人材の確保のためのPR活動ですとか、その他の方法をとってぜひとも高齢者の今後の社会的地位の確保のためにもそういった労働者の確保について取り組みをいただきたいと考えております。

それでは、続きましてプラチナタウンの推進についてお尋ね申し上げます。これは市長と考え方が違うのです。市長は場所はちょっと違うなという感じで日ごろから話をしているのですが、私は今3—3地区が頑張っただけに進んでいますので、より中心市街地にプラチナタウンをつくるべきだという考えを持っております。まずは、その点について市長に考えをお伺いします。そして、でき得れば公営住宅を街なかに設置をして、高齢者向けのサービスも附帯させることで民間の介護事業者はその事業を全て委託する、このようなモデルを私は夢を見ております。現在高齢者の貧困の問題というのは、連日報道されております。そういった意味で、今私の手元に滝川市の貧困層というのがどれぐらいいるのかというのはわかっておりませんが、消費税を上げたというのですが、社会保障の充実に使われないのではないかと、国民は不安さを感じている。そういった意味では、年金生活者は大変な不安を感じている。私は、持ち家がもしあったとしても公営住宅に入れるような、そういう施策はこれから地方において必要になってくるのではないかなと思っておりますので、ぜひとも低所得の高齢者をサポートする、そういったプラチナタウンの建設に向けて市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、高齢者の方が生き生きと暮らせるプラチナタウンの形成、私の2期目の目標でございますイレブンプラスワンにおいてもまちづくりのイメージの一つとしてお示したものであります。第2回の市議会定例会でも柴田議員のご質問に答弁差し上げましたが、シルバー世代が今までの人生経験を生かし、学びを続けるとともに地域にも貢献しながら年を重ねていくことで、さらに磨きをかけてプラチナになるという意味のプラチナタウンというものであります。また、充実した医療や介護を札幌圏や首都圏から健康的な60歳代のシニアの移住を受け入れて、介護産業の活性化や雇用を創出したり、雇用を創出しても人がいなければ困りますけれども、その問題はまた別のところでございますが、郊外に住む高齢者の方が冬期間だけ街なかに移り住んだり、低年金の方でも安心して暮らせる住環境などの居住支援体制の検討を進められないかと考えているところであります。これらに考えられるとすれば、例えば地方総合戦略の中での特区などを活用するのも考え方の一つかなというふうに思っております。

場所等につきましては、公営住宅等をコンパクトシティの中で街なかにというお考えも示されたわけでございますけれども、私としては既存の公営住宅等の活用も生かされるのではないかと、そのように思っております。このような考え方は、日本版CCRCに位置づけられております。重点的に推進を図っているほか、滝川市の総合戦略においてもプラチナコミュニティの形成、滝川版CCRCの推進を盛り込んでおります。この施策の実現につきましては、平成28年度に滝川版CCRCを具体的に描くための構想、計画づくりに取り組みたいと考えております。多世代の交流が可能な高齢者の住環境を初め、生涯学習の機会提供、広域的な連携による医療体制の充実や福祉施設の連携など、総合的に方向性を示す必要があると考えております。今ほどご質問にありましたとおり、高齢者の居住実態などを踏まえまして、十分に今後検討を重ねていって、法的な課題をどうするか、民間の事業収支の課題をどうしていくのか、それらを含めて総合的に判断して検討を進めてまいりたい。滝川版CCRCを推進してまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 プラチナタウン、ＣＣＲＣのお話については、市長に何ぼ私が説教を垂れても釈迦に説法みたいなものですので、市長のほうがよりこの問題については詳しく、いろんな知識もあると思っておりますので、ぜひとも私も後押しをしてみたいと思いますので、早急な検討をお願いしたいと思っております。

それで、高齢者の問題については、ＣＣＲＣそのものがアメリカで非常に拡大をしたという構想でして、大学の構内あるいは大学と隣接したところにそういった高齢者の施設を建設して、大学生とその高齢者が生涯学習的な分野で密接に交流する。そのことで高齢者の皆さんがいろんな教養をさらに身につけて社会貢献をしていく。これが非常に、夢物語ですけれども、大変豊かな社会だなと思うところであります。そこで、ご質問なのですが、滝川市には國學院短期大学、さらには当別の北海道医療大学との連携という部分もございます。こういった大学との連携について、今後こういった高齢化社会の進展に伴って可能性が私は多分大きなものがあると思うのです。その可能性について市としてどういうお考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 プラチナタウンにおきます大学との連携についてのご質問ということでございますけれども、地元の國學院大學北海道短期大学部とは３４年にわたる連携の積み重ねを踏まえまして、今年度改めて包括連携協定を締結いたしました。地方創生の新たな奨学金を創設したほか、國學院大學あるいは短大の関係者各位によりふるさと納税をしていただくというようなことでさらに連携を深めております。また、平成２５年度に包括連携協定を締結いたしました北海道医療大学とは、連携協議会を通じまして保健福祉リハビリ分野、医療看護分野、人材教育分野、地域づくり分野の４つの分野から成る連携事業を企画いたしまして、２６年度、２７年度の２カ年にわたって多くの取り組みを実施してきているところでございます。

ご質問いただきました大学との連携ですけれども、國學院大學北海道短期大学部では幼児・児童教育学科、福祉介護コースや専攻科福祉専攻において福祉人材を養成しております。卒業生が介護福祉士として滝川市社会福祉事業団や市内の民間社会福祉施設に就職した実績がございます。北海道医療大学との連携では、高齢者の自己再発見プログラム、いわゆる６５歳大学と呼ばれておりますけれども、この講座とか介護予防講座、それから滝川市社会福祉事業団の職員研修などを市内で実施をしているほか、医療分野におきましては認定看護師の説明会の共同実施でありますとか、滝川市高等看護学院への大学からの講師派遣などが行われております。滝川版ＣＣＲＣにおいては、高齢者のための健康でアクティブな生活を提供する観点から、大学との連携による社会人入学や市民講座の実施など、生涯学習機会を充実すること等を想定しており、これまでの連携を基礎としてさらに充実を図ってまいりたいというふうに考えております。また、高齢者への福祉サービスの提供につきましては、國學院大學北海道短期大学部や北海道医療大学など福祉人材養成機関との連携を深めまして、不足する市内事業所での介護人材の確保にも努め、今後とも大学との連携を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 高等教育機関との連携というのは、地方自治体にとっては大変重要なことだと私は思っておりますので、ぜひともそういった視点を忘れずに、高齢者の福祉だけではなくて、滝川市には地域医療という分野もありますので、このことはこれ以上掘り下げません。うちの会派の荒木議員ですとか新政会の本間議員が専門分野でございますので、これ以上は申し上げませんが、ぜひとも私の立場からも今後の連携の強化をお願いしたいと思います。

◎3、泉町土地区画整理事業について

1、優先度について

最後の質問に移ります。ここだけ具体的で申しわけないのですが、泉町土地区画整理事業についてお伺いをいたします。先ほど財政健全化の部分でも質問いたしましたが、この事業についての優先度についてお伺いをしたいと思います。泉町の土地区画整理事業については、国の社会資本整備総合交付金を活用した事業だと考えております。ただ、現在の市の財政状況を勘案すると、施策の優先順位、これは低いと言わざるを得ない、これが私の率直な感想であります。私は、凍結すべきと考えておりますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 近年人口減少や高齢化が進展する本市におきまして、平成23年に策定いたしました都市計画マスタープランの基本理念であるコンパクトシティの実現を目指しております。高齢者を初め、より多くの市民生活の利便性の向上及び安心な生活環境の維持、そして効率的な都市経営においても重要な施策と考えております。その中で、泉町土地区画整理事業は、将来にわたり人口に見合った市街地の形成を目指すため、市全体の道路体系の中で西2号通を含む骨格的な幹線となる環状線の整備をするもので、優先される施策の一つだと考えております。また、地区内の低未利用地の集約、整理化を図ることで土地利用における民間開発が将来にわたって誘導され、地区の発展を目指すためにも進めていかなければならない事業であると認識しております。そのため、今ここで凍結の判断を下すことは、地域の皆様や円滑な事業推進のためにご協力をいただいている土地区画整理審議会委員の皆様など多くの関係者の混乱を招くことはもとより、何よりも地権者の皆様の区画整理事業施行後を見据えた土地利用計画にも大きな影響を与えることは間違いありません。さらに、滝川市として現在取り組んでいる他の交付金事業ばかりではなく、今後予定する交付金事業の採択にも何らかの影響を及ぼすと考えられます。以上のことから、10年、20年先の将来を見据えて滝川市の発展のために引き続き進めていかなければならない施策だと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 私自身もこの事業の推進に賛成した立場の議員として、非常に責任を感じながら今の質問をさせていただいております。交付金にも影響するという非常に踏み込んだご答弁がありました。確かにそういった一面もあると思いますので、今の財政健全化計画の推進に当たっては、こういった事業の優先順位を下位に置くということについてはなかなか難しいというのは私自身も理解しており

ます。これ以上の質問をすべきとも思うのですが、今改めてお話を申し上げて、これで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。それでは、日本共産党の清水雅人です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

◎ 1、財政政策

1、財政健全化計画の進め方

まず、1件目、財政政策ですが、財政健全化計画の進め方、これについては木下議員、また柴田議員も取り上げられましたので、重複しないようにお伺いしたいと思いますが、財政健全化計画がきのうかおとといですね、やっと策定がされました。私もけさ策定されたものを見たわけですが、これについて内容は年間5億円の収支不足を改善するものになっております。市の提案に対して、総務文教常任委員会で何点か意見を述べました。しかし、住宅改修支援事業に係る市単独補助分の見直しが織り込まれるなど、多くの市民や経営者が納得できない内容も含まれております。そこで、まず新年度予算の前に広報たきかわ1月号などで早期に市民に周知し、市民の意見を十分に聞くべきではないでしょうか。ここで、1月号というのはもう既に締め切られているということですから、できるだけ早く市民に周知し、市民の意見を聞くべきではないでしょうか。また、各施策の具体的な検討は今後どのように進めるのかお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 財政健全化計画に関してのご質問でございますが、当市の財政状況が非常に厳しい状況にあるということや財政健全化計画の策定につきましては、市広報12月号に既に掲載をしたところでございます。市民周知にも努めているところでございます。具体的な見直し対象事業につきましては、今回の12月号では掲載をしておりませんが、財政健全化計画のパブリックコメントを終了いたしまして、12月14日に開催した庁議での確認をもって、素案から今議員がご説明されたように計画となったところでありますので、1月号には先ほどご指摘のとおり日程的に間に合いませんが、ホームページにてお知らせするとともに、今後市広報も活用して財政健全化計画の市民周知に努めていきたいというふうに考えております。

事業の見直しにつきましては、計画期間であります平成31年度までに行いたいと考えておりますので、毎年度の予算協議の中で見直しについて判断をしていくということになります。当然ながら関係団体などの協力をいただかなければ進むものではありませんので、関係団体には事前にご理解、情報提供などを行いながら進めていくということで考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 具体的に、私は大きく市民への影響が出る案を抽出するとすれば、まず住宅改修支援事

業です。これについては、屋根、壁、これの塗装は対象外にすると。しかし、ここでは市民利用に対する影響が大きいため、一定の経過措置を求めると。これは、非常に大きな市民が受ける痛みだと思います。また、学校改修については、表現としては未耐震施設の早期対策や老朽化に伴う大規模改修（長寿命化）などは今後歳出面で大きな負担となることが懸念されます。限りある財源の中で何を優先して実施していくのか取捨選択が一層重要となってきますというように、市の最重点項目である小中学校の改修もおくれさせる可能性を示唆するような内容になっておりますので、今述べたように関係各団体、また市民への周知に努めることを求め、次に移りたいと思います。

◎ 2、税務行政

1、市税の滞納者に対する行政サービスの制限について

2点目は、税務行政です。市税の滞納者に対する行政サービスの制限について伺いますが、この制限の実施から10年がたちました。全36項目のうち、下水道福祉料金、私立幼稚園就園奨励費補助金、学童保育減免制度、緊急通報システム、福祉除雪など、低所得者や子育て支援、高齢者見守り制度が税の滞納で使えなくなる制度は見直しが必要です。そこで、まず上記の各サービスの制限実績について、また道内35市や中空知の自治体での実施状況について、さらに市税滞納者に対してはもともと差し押さえ、延滞金、こういった公式な罰則があるわけです。延滞金でいえば1年間に9パーセントです。サラ金並みの延滞金を科すと、そういった権限を持ち、罰則も実施しているわけですから、二重の罰則とも言える制度の見直しを求めます。

○議 長 市長。

○市民生活部長 それでは、ご質問にお答えします。

サービス制限を受けた方の26年度実績でございます。上下水道料金の減額が8件、幼稚園就園奨励費補助金が14件、また放課後児童クラブ事業福祉料金が1件となっております。ほかのサービスの制限件数はございません。

それから、道内35市の詳細については把握していません。中空知の実施状況につきましては、それぞれのまちによって制限するサービスは異なりますが、制限を行っているのが9自治体、行っていないのが1つの自治体というふうになっています。また、空知管内の市の実施状況につきましては、10市全市でサービス制限を行っています。

サービス制限につきましては、滞納があっても分納の約束をしていて、その約束が守られている場合は制限対象から除外するなど一定の配慮を行っているところです。したがって、制限対象となっている方は、納付の催告を行っても分納相談に応じただけでない方、分納約束をしてもその約束を守っていただけない方などに実施しているところでございます。市税を納めていただいている市民との不公平感、さらには滞納が健全な行政運営に支障を生じさせることから、行政サービスの制限は必要というふうに考えています。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2点お伺いしたいと思うのですが、まず上下水道の対象者が高齢者かどうか分かりませ

ん。しかし、この制度の中には多くの高齢者福祉の制度が含まれています。ここが実績がゼロというのは、同じ滞納等の、あるいは税の相談への対応、こういったところで同じ状況でも高齢者に優しく、子育て世帯には厳しいということはないのか伺いをいたします。

また、この問題では、例えば緊急通報システムについて市はサービスの停止をしなければならないとあるのです。そうすると、高齢者が緊急通報システムを使えないということになるのです。こういったところまできちっと分析してこの事業を進められているのか伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 答えします。

サービス制限がたくさんございますけれども、先ほど質問いただいている項目については基準では適用除外という規定もありますし、先ほど申し上げましたとおり、例えば税金を納められない状況にある方、そういった方については一人一人の納税相談、納付相談の中でそれぞれの状況の中で制限という形に至らないという状況もたくさんございます。ですので、ご質問の特に高齢者、子育て世帯に厳しいのではないかとこのところについては、それぞれの状況の中できちんと適正に行っているというふうに考えています。また、先ほど実績を申し上げましたが、一つの例でいきますと、例えば幼稚園の場合も最初に対象が何十人もいるのですけれども、相談する中で現状においては半分以上の方が納付を行っていて、サービス制限は行われていないという状況もありますので、相談の中で解決できていくのかなというふうに思っております。

それから、2つ目でございますが、緊急通報システム、現状をよく理解しながら進めているのかという質問ですけれども、私どもの把握では福祉的なサービス制限については行われていないということで聞いておりますので、その辺についてはちょっとよくわからないなというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 なぜ緊急通報システムのことを聞いたのかというと、緊急通報システムというのはNTTのサービスの一つなのです。ところが、お金を出したらできるということではないのです。というのは、通報先を消防署にしているというところがこれのポイントなのです。サービスを停止するということは、消防署に通知されないということなのです。そういうことも分析して制限項目に加えているのかということ伺ったのです。

○議長 長 市民生活部長。

(何事か言う声あり)

○議長 長 市民生活部長からは答弁はないということでよろしいですか。

(「そうです」と言う声あり)

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 事例といたしまして緊急通報を挙げていただきましたが、緊急通報は議員がおっしゃったようにNTTのシステムを利用しております。そして、緊急通報の第1通報先が消防になっていると。それと同時に救急車が出動する。ただ、このNTTのシステムにつきましては、一般の方もご利用はいただけます。その中で、例えばご家族を通報先にして、その通報先に緊急通報が入った

場合はご家族から折り返し消防に連絡するという対応も可能だと思います。滞納によります福祉サービスの制限という観点からのご質問ではございますが、福祉サイドといたしましては、お話をした上でそういったサービスを利用するための一番安心な方法としてのサービスをお勧めしたいと思っております。その中で滞納という課題、問題があった場合については、先ほど市民生活部長からご説明いたしましたようにそちらでのご相談をしていただいた上で、ご本人にとって危険が少ない安心な在宅生活を送るためのサービスを勧めさせていただいております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 福祉サイドとしては、できるだけこういう制限はしたくないというふうな基本的な考え方があるということは確認できました。一方、私立幼稚園の就園奨励費補助金というのは、これは毎月2万円前後、1万円から2万円の私立幼稚園の授業料というか、いろんなその他の費用を払うと年間に20万円とかとなるのです。これに対して国の施策として所得に応じて還元されると。ですから、最大だと20万円近い還元があるのです。これほど子育てにとって大事な制度をここに含める。しかも国費がかなり、8割から9割占めるのだというふうに思うのですけれども、こういった制度は税を納めない方に対する対策としては行き過ぎだというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これまでも、先ほどからお答えしていますとおり、滞納されているからといってただ一律にばつとサービス制限をしている状況はありません。2つ目の例として申し上げましたとおり、サービス制限がありますよというところで相談する中で、先ほど半分以上の方が納付の約束をしていただいておりますというお話をしました。現状としてはそのときの方々さらに半分ですので、4分の3の方が納付の約束をして納付していただいているという状況からも、サービス制限の目的が納付いただけるといったところのきっかけになるということが目的の一つでございますので、これは目的どおりサービス制限を見直すという考えはございません。先ほど福祉の関係もおっしゃっていましたが、現状においてはサービス制限している例はありませんので、ご承知していただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、20万円近い金額を国費で出して、そして幼稚園に通いやすいようにするという国の制度です。国の制度を自治体の要綱でここまで制限する。しかも、先ほど申し上げましたように既に市税滞納については罰則があるのです。だから、二重罰は加えないということを滝川市はいろんなところで使うわけですが、ここではしっかりと使う。しかももとは貴重な国費、国の制度だということをしっかりと踏まえて、検討を求めたいというふうに思います。

◎3、農業行政

1、TPP大筋合意と今後について

次に、農業行政に移りたいと思います。TPP大筋合意と今後についてですが、10月5日の大筋合意に対する基本認識について。まず、国会決議は守られたのか、守られていないとすれば、その項

目と内容。2点目は、農業分野ではかなり詳しく合意内容が知らされておりますが、特に空知、北海道への影響が大きく、検討、反対すべき内容について伺います。また、全30項目の中にはISDSや食品の安全、知的財産の保護、政府調達など、合意内容がほとんど公開されていないのではないのでしょうか、伺いたいします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 TPPに関するご質問でございますが、まずTPP協定交渉参加に関する国会決議は、平成25年4月に衆参両院の農林水産委員会において農林水産物の重要5品目について引き続き再生可能となるよう交渉から除外、または再協議することなど8項目について決議されたものでございます。TPP協定の大筋合意において、重要5品目は関税の引き下げや輸入枠の拡大等が盛り込まれた一方、国家貿易等の維持やセーフガードなどの措置を講ずることができる合意内容となっており、政府として影響を最小限に食いとめるための努力がされたものと聞いております。今後TPP協定及び関連法案が国会に上程され、国会における承認手続が行われていくことから、国会決議についてもこれから国会において議論されるものであり、この場での発言は控えさせていただきます。

TPP協定は、物の関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など幅広い分野で21世紀型のルールを構築するもので、その内容は多岐にわたっております。現在明らかにされている合意内容についてはこの場での個々の説明はいたしません。滝川市の主要な農産品である米については新たな輸入枠が設定されることにより、実効ある影響回避措置が講じられない場合、国産米の価格低下、飼料用米への転換を含め生産調整に取り組む中、生産者の意欲減退が危惧されるところでございます。麦については、実質的な関税に相当するマークアップ水準が引き下げられ、輸入小麦の価格が低下し、これによる国産小麦取引価格の下落、またマークアップ水準の引き下げにより、これを財源としている経営所得安定対策への影響が懸念されるところでございます。政府は、これらの対策として総合的なTPP関連政策大綱を策定し、農林水産省でも農林水産分野におけるTPP対策を策定して、重要品目を中心に意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組むことができ、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて安定供給へ備えた措置の充実等を図るとしていることから、政府として万全の対策が講じられるよう、これからも強く要望してまいりたいと考えております。

最後の項目につきましては、全30章から成るTPP協定の概要の中には具体的な合意内容が示されていない項目もあります。今後国会での議論等により具体的な内容が示されることも予想されることから、今後の政府の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 関連がありますので、2項目めもお聞きをしたいと思います。大筋合意後、重要な条約締結の動きに対して市としてどのような対応をしてきたか。また、今後2月以降の調印、そのための情報開示、国会での承認審議、そのための情報開示がされ、1年以上、場合によっては2年もかかるような議論になると言われておりますが、市としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 １０月５日のＴＰＰ協定大筋合意を受けまして、市としても国や道が開催する説明会等に職員を派遣して情報収集に努めてまいりました。また、北海道市長会においては、国の動きなど情報を迅速に収集するとともに、影響や効果について調査、分析し、今後の対応を総合的に協議するため、ＴＰＰ問題特別委員会を設置いたしました。既に１１月３０日に第１回委員会が開催されたところでございまして、滝川市としてもこれに参加しております。また、今後も状況に応じて委員会で協議を進めていくということになっておりますので、市としても今後も情報収集に努めて、北海道市長会とともに必要な対策の検討や国への要請活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 １点目のご答弁で今後国会においてこの決議については審議されていくと、答弁を差し控えたいということなのです。私は、これは根本から間違っていると思います。滝川市議会、本議会におきまして市議会として意見書を提出する見込みになっております。つまり市議会は機関決定、決議としてこれを国に送るわけです。二元代表制である市長も正式な機関ですから、どんどん国に物を言っていいいのです。差し控えたいなどということは、よっぽど関係のないことについて言う答弁であって、今回のＴＰＰについては早期に市長の意見を国に意見書として提出すべきというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質問でございますが、ＴＰＰ問題については従来全道市長会、全国市長会を通じて反対の姿勢を市長会とともに進めてまいりました。しかしながら、今回このように大筋合意をなされて、これから対策がどのようになされるかというふうに視点が置かれたときに、反対というよりはその対策をどう見きわめて、どのような効果的な対策を行っていただくか、そちらのほうに私は重点を置いていきたいと考えております。以上の考え方から、反対等々につきましてはこれから言ってもいたし方ないという考えのもと、このような形のご答弁とさせていただいた次第でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私耳を疑ったのですが、条件闘争に入られると。反対を言っても意味がないというふうに言ったのか、ちょっとわかりませんが、そういうふうにとられるような、とらざるを得ないような表現をされたのです。しかし、まだ政府は３，０００ページとも言われているＴＰＰの資料のうちわずか２００ページしか出していないのです。しかも臨時国会も開かなかった。国民にこれほど大事な条約の問題を知らせずに進めていることに対して、まるで決まったかのごとく、これまで反対を貫いてきた市長がそういう姿勢では私は大きい問題だというふうに思うのです。もう一回伺いますが、条件闘争に移るのか、そして反対をする意味がないというふうに私はとったのですが、もう一度伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 反対する意味がないとは申し上げてはおりません。そういう真意ではございません。今

後、臨時国会等は開かれていないというご質問でございましたが、国会においてこの問題は大きく議論される問題だと思います。国民的な問題でございますので、国会においてさまざまな議論がなされることだと思います。その推移を見守りながらという考え方でございます。そして、条件闘争に移る、移らないではなくて、国会決議が、国会の議論がどのようになるかという推移を見守った後に考えてまいりたいと申していることでございますので、ぜひその点でそうようにご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 やはり政治というのは、誠実なものでなければだめだと思うのです。今回国会決議に明白に違反をしているのは、重要品目については再生産が可能のように除外または再協議と言っているのです。つまりＴＰＰの合意内容に入れてはだめだと言っているのです。除外と再協議ですから、再協議というのは７年目以降にやることです。除外というのは、今の時点で言うことです。明々白々なこういう決議違反を、誠実な政治家である市長であれば国会決議違反ではないのかという声は上げるべきではないでしょうか、伺います。

○議長 長 市長。

○市長 このＴＰＰの問題につきましては、全道市長会でも委員会が結成されまして、私もその委員の一人となっております。今後国会での議論をしっかりと踏まえた上で皆さんとともに判断してまいりたいと思いますが、国会決議違反云々の問題につきましては国会で議論されるべき問題であって、私がそれに対していろいろと発言する立場ではないと、そのように思っております。しかしながら、ＴＰＰには反対をしてきたのは間違いございませんので、でき得るならばそれが合意がなされないことを望んでおりましたけれども、なされてしまいました。その後の締結等々がそのような状況になるかというのはまだまだ不確定な部分がございますので、その推移を見守りたいというふうに申し上げているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これ以上議論はいたしません、しかし今回のＴＰＰは日本かアメリカ、どちらかの国が国会承認しなければ批准できないということはもとよりご存じだというふうに思います。しかも国会の審議はまだ始まっていません。そういう段階で市民関係者に前田市長は後退したというふうに誤解されないような、そういった言動、行動を求めて、次に移りたいというふうに思います。

◎４、交通安全対策

１、市内の交通事故の分析について

２、交差点排雪の強化について

それでは、交通安全対策ですが、きのうまでの滝川市の人身事故は、ことし７１件、６名の方が死亡されました。また、９１名の方が死傷ですから、死亡数を含んでいるというふうに思うのですが、大変な状況の中で滝川市も７月３０日に非常事態宣言をするということで全力で取り組まれている中の質問ですが、まず総件数と季節的な特徴について人身事故、物損事故について伺います。また、

道警ホームページの交通事故統計は人身事故のみで、物損事故は資料がありません。しかし、物損事故は冬期間のほうが多いことは幾つかの資料でも明らかではないでしょうか。3点目として、物損事故を減らすことが人身事故を減らすことにつながることも明らかではないでしょうか。市として物損事故の情報を滝川警察署から得て分析すべきではないでしょうか、伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市内の交通事故の発生件数ですが、26年実績でございますので、26年の1月から12月までということで、人身事故が73件、物損事故が1,236件、合わせて1,309件発生しています。季節的な特徴として、人身事故については5月と11月、1月、2月、この四月がほかの月の2倍となっています。物損事故については、やはり12月から3月までの冬期間に年間件数の約半分が集中しています。また、物損事故が冬期間全般に多いのに対しまして、人身事故は冬の初めと終わり、12月と3月は減少するものの、1月、2月は多くなっています。このことから、冬期間の物損事故の分析、これについては人身事故を減らすための方策であるというふうに考えます。

26年データでは、最も多いのが壁や柱などに激突するなどの車両単独による衝突事故、これが28パーセント、続いて車両相互による交差点での出会い頭の事故、これが17パーセント、側面衝突事故18パーセントということで、この事故の形態について全体の3分の2を占めている状況です。それから冬型の事故のほとんどがスリップ事故で、続いて視界不良、スピードの出し過ぎなどが主な原因でございます。こういったことが多いようでございます。警察署では常時データをまとめていませんが、今後も連携を深めて、必要に応じて情報提供していただき、物損事故や人身事故を減らすための分析を行って、ともに交通安全の取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、滝川市の次期交通安全計画、第9次になりますが、年度内に策定をするということになっておりますが、どのような安全計画にしていこうとしているのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 現行の8次の滝川市交通安全計画は、法の定めによりまして国や道の計画に基づいて23年度から27年度までの5カ年計画として滝川市の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として策定しているところです。毎年度の交通安全運動については、この計画に基づいて推進しています。計画の柱は、道路交通の安全、踏切道の安全、冬期における交通安全の要素ごとに高齢者、子供、歩行者、自転車の安全対策、春、夏、秋、冬の期別運動の実施、交通安全教育の推進などの施策を定めています。今年度で計画は最終年度でございますので、現在次期計画の策定のため、国や道の計画の情報収集、市内の交通事故などの状況分析、現計画を検証しながら具体性のある実効性のある計画として現在考えているところであります。高齢者の歩行、高齢者ドライバー、飲酒運転など、道が重点課題として想定している事項に加えまして、滝川市では独自に自転車対策、子供への交通安全教育などを中心に市民、関係団体、企業、市民みんながどのように行動していくかを計画に盛り込んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまのご答弁で、これまでより事故分析という言葉も出されました。より交通事故が起きないように計画づくりがされるというふうに理解をいたしました。そこで、要望しておきたいのですが、1, 236件に上る物損事故、これは人身になるか、物損になるかというのは表裏一体だというふうに思うのです。ですから、この分析も大変だとは思いますが、進めていただきたい。

2点目は、飲酒運転はアルコール中毒者、これとの関係も本当にあるのです。やめたくてもやれられないという、病気ですから。だから、例えばそういった相談窓口を設けながら進めるとかいうことも含めて進めていただきたいということを要望いたしまして、次の交差点排雪の強化でお伺いいたします。これについては、費用、実施回数と時期、運転者の左右確認がしやすくなれば事故は大幅に減らせるのではないかとということでお伺いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 交差点排雪につきましては、主に市街地の排雪を実施していない路線において特に視認性が悪くなった交差点を選定し、実施をしております。平成26年度実績では、市内約770カ所の交差点を1月下旬から3月上旬にかけて年2回程度実施しており、それに要する費用としては約3,100万円を要したところとなっております。3番目の運転者の左右確認がしやすくなれば事故は大幅に減らせるのではないかとといった質問でございますが、交通事故を未然に防ぐには運転者、歩行者のおのおのがみずからの命を守るために交通ルールを遵守し、お互いが十分に注意を払うことが一番重要であると考えております。交差点排雪の実施と交通事故の減少に関してその相関関係を検証することはできませんが、道路管理者といたしましては道路の状況の把握のため、パトロールを十分に行い、冬期間の交通網の円滑な通行と安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 交差点排雪の実施と事故の相関関係については分析できないということで、私の交通事故を大幅に減らせるのではないかとという質問に対して否定されますか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 特に否定をしているというものでは当然ございません。ただ、やったことによって事故が幾ら減らせるとか、そういったところは分析は不可能だと申し上げた程度でございます。

○議長 長 清水議員、次の質問に行きますか。

○清水議員 これでちょっとしゃべって次に。

○議長 長 では、ちょっとで午前中終わりたいと思いますので。清水議員。

○清水議員 この問題については、交差点の排雪をよくしてほしいというのはたくさんの市民が望んでいると。視界が見えづらいのも事実だと思うのです。それで、こういったこと一つ一つで滝川は住みやすいか、住みづらいかということがいろんな方にはかられるわけですから、強化を求めて、次の質問に移りたいと思います。

○議長 長 それでは、時間が間もなく12時ということでございますので、この辺で休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 0 時 58 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

◎5、下水道事業

1、下水道使用料の事務委託について

○清水議員 それでは、下水道事業について伺います。中空知広域水道企業団に下水道使用料の算定に関する事務等の委託をしております。8月に提出されました異議申し立てに対する審査の過程で、市は毎月の使用料の算定、納入通知書の発行、送付、徴収までを事務委託しておりますが、市が行っている調定の方法に問題があることが明らかになりました。納入通知書発行後に調定するなどは、あってはなりません。そこで、調定を事務委託に含めることに法令上の問題はあるのか。また、2万世帯近い調定を実質的に行うとすればどのような日程になるのか、また納付書の発行におくれは生じないのか伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず、1点目の調定を事務委託に含めることに法令上の問題はあるかというご質問でございますが、法は必ずしもそれを禁じているものではないというふうに考えております。また、事務の委託に関しましては、地方自治法第252条の14に基づき、滝川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約により行われておりますが、調定についてはその中に含まれていないことを双方が確認をしております。

続きまして、2項目めでございますが、まず水道メーターの検針により下水道使用料を確定させ、用途区分に応じて使用者ごとに幾ら支払っていただくかを計算するのが中空知広域水道企業団の業務であります。企業団で算定終了後、速やかに企業団から滝川市に提出された算定指標をもとに滝川市が賦課決定、調定の決裁を行い、市から企業団へ確認済みの連絡をし、企業団が納入通知を発行するという流れになり、現在はおくれはございません。このように企業団の算定に基づき滝川市が直ちに調定を行っておりますので、現状は中空知広域水道企業団、滝川市ともに不都合はなく行われているものと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、事務委託の中に調定を入れることで業務の重複を減らすように見直すべきではないでしょうか。なぜかといえば、調定というのは1件1件の間違いを見つけて金額を決めること。ところが、わずか数時間で1万数千件の調定をやっていると言いますが、これは1件1件の調定とはとても思われなないのです。だから、実際きちんとした調定を行うためには事務委託の中に調定を含めべきと考えますが、お考えを伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 使用料の算定につきましては企業団で行っており、算定されたものをもとに滝川市が調

定していることから、業務が重複していることはございません。また、見直しをするべきではないかというご意見につきましてですが、現在の事務委託は平成18年滝川市第1回臨時議会で可決された規約に基づき行われており、企業団及びその構成市町も同様におのこの議会で可決されているものがあります。この規約は、企業団と構成4市町の間で同様の内容で行われているため、これを見直すに当たっては滝川市だけの考えで進めることにはならず、企業団とその構成市町との考え方によるものと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 このことを変えていく上ではいろんな乗り越えなければならない点もあると思いますので、今後も提案をしてまいりたいと思います。

◎6、市営住宅

1、管理人の業務、人数、報酬総額について

2、安心安全な市営住宅の維持のため管理人制度の改革について

次に、市営住宅についてですが、管理人の業務、人数、総報酬額等について伺います。まず、管理人の業務については、市の規則により文書を管理人に渡しております。その内容の一部業務が形骸化していると考えますが、その認識はあるか伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市営住宅の管理人の業務の一部が形骸化しているのでないかのご質問でございますが、入居者に対して管理人を委嘱している業務内容につきましては、本年第2回定例議会におきましても三上議員並びに清水議員からの関連するご質問においても答弁させていただきましたが、主な業務としましては所管職員の業務の補助ということであり、その定めている業務が形骸化しているという認識はございません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 見解の相違ですが、それを埋めるために時間を使うわけにいかないの、次に管理人の業務について入居者には周知されているか、またこれまでに周知文書の掲示、配付を行ったことがあるかを伺います。

以上です。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 管理人の業務内容の周知につきましては、管理人以外の入居者においても入居の際にお渡ししている市営住宅入居のしおりに管理人の主な仕事内容として簡潔に掲載しているところでございます。入居者に対して入居以降の管理人業務の周知についてでございますが、入居のしおりを各入居者が保管しているということなので、改めて別に周知してはおりません。ただし、個別にご不明な点があった場合には、その都度説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、管理人が決まっていない場合職員が対応していますが、現在の委嘱人数、決まっていない人数、管理人が全て委嘱できた場合の年間総報酬額について伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 現在管理人の委嘱状況については、中高層団地に管理人を配置しておりますが、10団地32棟、28名に委嘱している状況でございます。これは11月末現在ですが、管理人が配置できていない状況のご質問ですが、1棟の管理戸数がさまざまありますので、必ずしも1棟に1名の配置ということではございませんが、所管としては必要と考える配置に関しては、委嘱できていない現状としては6団地6棟、6名でございます。所管が想定する市営住宅管理人を全て配置した場合、年間の管理人報償費は12団地38棟、34名で金額は142万2,720円となる見込みでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 提案をしたいというふうに思いますが、2項めで安心安全な市営住宅の維持のため管理人制度の改革について。第2回定例会で公明党、日本共産党が代表質問で取り上げ、市営住宅の効率的な維持管理のため管理人の必要性は今後もあると考えておりますが、各団地の状況を踏まえ、それぞれに合った取り組みを進めていきたいと考えております。また、管理人のあり方、それにかかわる手法など、引き続き他自治体の状況も参考にしつつ検討を進めてまいりたいと思います。また、後任選任の状況、他市の状況、一元化についても参考にしつつ、今後のあり方について検討していきたいと考えておりますと答弁されました。一部の市営住宅において自治会などから、役に立たない管理人は必要ないなどの声が出ています。報酬と費用対効果についても検証が必要です。自治会役員が高齢化し、解散も危惧される中で、管理人報酬に見合う予算の効果を高めるために、嘱託職員が巡回したり、補助金として自治会に交付するなど、早急な検討を求めます。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市営住宅管理人につきましては、先ほど答弁もさせていただきましたが、効率的な維持管理のためには今後も必要性はあると考えているところでございますが、現在市営住宅管理人を配置している中層及び高層団地では、団地の維持管理において住宅管理人と団地内で組織している自治会との双方の協力におきまして効率よい連携が図られ、日常の管理を実施していただいているところでございます。このような中で、一部の団地では先ほどあったとおり管理人と自治会の連携が難しくなっている団地や管理人が配置されていない団地も出てきているところでございます。所管としては、現在の社会情勢を踏まえますと、高齢化や世帯構成などによる管理人や自治会役員の担い手不足も課題であると認識しているところでございます。管理人のあり方としては、入居者に管理人を委嘱することにより、その団地の情報や苦情について具体的な把握も可能であるから、団地に入居されている方が望ましいと考えているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたが、高齢化などによる担い手不足の課題も踏まえまして、従来の管理人制度のあり方については外部委託における施設管理や嘱託職員による所管職員の補助業務対応など、広い視点で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 ことしの6月の定例会よりは少し具体性を増したかとは思いますが、公営住宅では自治会が自分たちが共有する問題を解決するというので、例えば除排雪、また清掃をやっています。しかし、個人の責任がかかわる問題、例えば自転車置き場がぐちゃぐちゃになっているとか、あるいはごみステーションに不法投棄があるとか、これは自治会がやるべき仕事ではないと、要するに困った人がいるからこうなっているのだということで、これは管理人の仕事ではないかというふうに言う自治会長さんがいらっしゃいます。それはよくわかる話なのです。高齢で、しかも忙しい中でやられるわけですから。そういったところを解決すべく検討を進めていただきたいと思います。

◎7、泉町土地区画整理事業

1、泉町土地区画整理事業について

それでは、泉町土地区画整理事業について伺います。自衛隊駐屯地正門前から300メートルほど南から西1丁目通りのセイコーマート前の交差点に抜ける370メートルの市道、別に直線部が270メートル、面積9.5ヘクタールを整備する計画は、総事業費が当初の3億3,000万円から4億3,500万円以上にふえ、16年度着工、17年度完成に向け地権者との調整作業が進められています。そこで、今から凍結、中止する場合の問題点は何か、また返還すべき補助金が発生するとすれば、その金額について伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 泉町土地区画整理事業を今から凍結、中止する場合の問題点についてですが、先ほど柴田議員さんのご質問にも答弁させていただいたとおり、地域の皆様や土地区画整理審査委員会の皆様など多くの関係者の混乱を招くとともに、そして何より地権者の皆様の区画整理事業施行後の土地利用計画にも大きな影響を与えることとなること、さらに現在取り組んでいる交付金事業や今後予定する他の交付金事業にも大きな影響を及ぼす点等を考えております。

2番目の本事業にはこれまで約5,500万円を投入しておりますが、補助金の返還につきましては、国からのこの事業に対して交付されております約2,600万円の返還が求められる可能性があります。さらに、起債の790万円につきましても繰上償還が見込まれるところでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 先ほどの柴田議員へのご答弁があったことをつけ加えることができませんでしたので、おわびを申し上げたいと思います。重複したことについては、おわびを申し上げたいと思います。

それで、この問題で先ほどの柴田議員への答弁で言われたことについて、まずコンパクトシティだからということについては、これは60年前からある計画なのです。今さらの話ではない。人口に見合うと言いますが、人口に見合わないのです。未利用地区を生かすと言いますが、どんどん未利用地区ふえるのです。混乱を招くと言いますが、そういうことを言っていたら公共事業の見直しはできません。もちろん交付税が国、道との関係で、おたくはあれをやらなかったでしょうと、いろん

なことがあると思います。そういうことを怖がって行政改革はできないのではないのでしょうか。全てについてはご答弁を求めるわけではありませんが、理由は非常に希薄と言わざるを得ないので、市長のお考えを伺います。

○議 長 千田副市長。

○千田副市長 今回の清水議員のご質問ですけれども、事業採択の中で理由が薄いのではないかとのご質問ですけれども、先ほどから繰り返になりますけれども、区画整理事業というのは地権者の同意、それが事業の大体8割以上を占めていると思います。ですから、できるときにやらないとだめですし、その事業内容につきましては私どもも精査した中で進めているということでございます。全く考えなく進めているわけではございません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に、凍結を求めた柴田議員への答弁が先ほどございましたが、今副市長が述べられましたが、もう既に優先順位は低くなり、また今の理由というのは公共事業を見直すときに必ず生じる問題なのです。ですから、そこを乗り越えないと見直すことはできません。そういったことをしっかりと考えて見直しを求めて、次に移りたいと思います。

◎8、教育行政

1、学校整備方針策定について

教育行政です。学校整備方針策定について伺います。まず、開西中学校、滝川第三小学校が建てかえられ、教育環境が前進しました。今年度中には次期の学校整備方針と適正配置計画が策定されます。滝川第一小学校は50年間経過し、西小学校と第二小学校は40年経過しています。第一小学校と西小学校については大規模改修、指定補助対象の事業費限度額が2億円ですが、これを進めるべきです。2億円とした場合の概算について補助金額や起債額、一般財源で伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 財源内訳のご質問でございます。

補助メニューとしまして学校施設環境改善交付金、これを活用しまして大規模改修を行うと、その場合の補助対象額、これが補助対象額として2億円、この場合の内訳でございますけれども、補助金としまして補助率が3分の1ということで6,600万円、起債で1億円、一般財源で3,400万円と、こんな内訳になります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に、第二小学校については次の5年間に建てかえか長寿命化改修を行うべきです。整備方針では、大規模改修（改築）となっております。そこで、25億円の建てかえ事業を行う場合の概算について同様に補助金額、起債額、一般財源で、また15億円の長寿命化改修を行う場合の概算についても同じ件について伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 第二小学校を建てかえた場合ということでございますけれども、まず財源内訳の前に

お話をしておきますけれども、補助事業対象額、この計算といいますのは実際の工事費ではなく、建物の面積に補助単価、これを掛けて積算されます。ですから、工事費が一定額以上を超えた場合には補助金はふえないと、そんなような仕組みになってございます。その前提で、まず第二小学校を建てかえた場合25億円の内訳でございまして、起債を最大限に活用したという前提になりますけれども、まず補助率が10分の5.5ということで、補助金として7億2,800万円、起債で14億1,800万円、一般財源で3億5,400万円となります。また、長寿命化の場合15億円ということでございまして、補助率は3分の1で、補助金2億6,200万円、起債10億800万円、一般財源が2億3,000万円と、概算はこんな内訳になるかと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 続けて伺って再質問をしていきたいと思いますが、小中学校の建てかえ、改修のペースダウンは許されないというふうに思います。計画づくりがおくれている理由、約1カ月以上前回に比べるとおくれていると思いますが、その理由と影響、また各学校での説明会の日程見込みについて伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 これまで学校の施設整備につきましては、今申し上げられましたとおり小中学校の施設整備方針、これに基づきまして耐震化を優先して進めてまいりました。その途中で耐震化が難しく、老朽化が著しかった開西中学校の大規模改修、あるいは老朽化が進んでおりました第三小学校の建てかえということも並行して行っておりまして、新たな施設整備方針の検討に当たりまして、今後の児童生徒数の将来推計、あるいは財政状況等々を考慮した場合に現段階で既存の学校全てを建てかえですとか、あるいは大きな大規模改修ということはなかなか財政の裏づけがとれないというようなことで、現段階でそういった方針を示すことは適切ではないのかなというふうな考えを持っております。今現在は内部協議の段階でございまして、適正配置計画の議論を先行しまして、小中学校の将来像が定まった段階で具体的な整備の方針ですとか計画、そういったものを策定したいと考えております。おくれている理由ということでございまして、明確にこういうことがあったからおくれたということはなかなか申し上げられませんが、鋭意今適正配置計画の策定ということに取り組んでいる状況でございまして、その新たな施設整備方針というものが示されるまでの間につきましては、必要な修繕を行いながら教育環境の維持を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 西小と第一小については、50年あるいは40年経過しているので、最低でも大規模改修。また、第二小学校については今40年に近いのです。ですから、本来なら建てかえですが、今長寿命化ということが有利な財源ということもあるので、建てかえまたは長寿命化ということを求めましたが、今のご答弁では全てをやることはできないということで、もちろん全体的なことをどういうふうに進めていくかということで議論がされていると、計画を煮詰められているということは伝わってまいりました。そこで、伺いをしますが、次の5年間に切れ目なく事業をしていくということだけは明確にする必要があるのではないのでしょうか、伺いたいと思います、教育長の。

○議長 長 教育長。

○教 育 長 ご指名ですが、望む答弁になるかどうかはちょっとわかりませんが、当然学校訪問等を行う中で切れ目なく一律に環境を整えていきたいという気持ちを私は持っています。ただ、先ほどの部長の答弁のとおり、裏づけあるいは議論等々、その計画を5年間続けるということが難しい状況にあるということです。例えば先ほど部長の話の中で財源的な裏づけということがありました。これは、市の財政健全化計画だけではなくて、国のほうの大規模改修そのものも採択が非常に難しい状況にある。というのは、今年度をもって復興予算が切れるということで、先日、我々の代表と言ったらちょっと言い方はなんですけれども、施設整備の期成会のほうで国のほうに要望を持って行って、そしてそこで国の財務省の主計官あるいは文部科学省の人からお話を伺ってきています。そういった中でも、2,000億円のうち1,400億円を復興予算が占めているということで、この先どうなるのか非常に厳しい状況にあると。今の段階で具体的な数字をお聞きしても言える状態にないし、今確実な数字を言うときっと驚くだろうというような話も一部聞いております。そういった中で、その要望も特別重点要望ということで施設整備の財源確保ということでは強く要望してきております。ただ、文部科学省のほうは非常に重要な必要性の高い整備なので、何とか確保したいということは言っているのですけれども、いまだ先が見えない状況にもあるということの中で、そういったものも含めてなかなか見えてこない5年間の方針を確定させるということは今の段階では非常に難しいというふうに思っております。そういった中で、いろんな情報が入る中で、議論が進む中で少しでも早いうちに具体的なものを出していければというふうに思っていますが、今の段階で5年間続けられるものを示せと言われても、それはちょっと難しいと私としては言わざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 教育長としても当然やりたいけれども、問題は財源だと。今のご答弁は、市の財源ということよりは、補助対象になるかならないかということで国の対応が大きいと。ということであれば、それはオール滝川で国としっかりとやり合わなければいけないと思うのです。その点ではがっちりと応援をいたしますし、そのためにも計画にのせることが大事なのです。教育長の気持ちはよくわかりました。これについては市長にお聞きしても全く同じ答弁が出ることは火を見るよりも明らかですので、これ以上お聞きすることはありません。しかし、まず計画にのせる。切れ目のない滝川市意思を示すことが大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしますと終わってはいけませんね、ともに頑張りたいと思いますので、これで一般質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一部重複しているものがありますので、調整をしながら質問を進めさせていただきたいと思ひます。

◎1、教育行政

1、小・中学校施設整備方針について

2、小・中学校適正配置計画について

3、社会教育施設の運営効率化について

財政健全化計画が提示されまして、先ほど清水議員の中でも指摘というか、取り上げられましたけれども、19ページにあります滝川市内の公共施設の老朽化と未耐震施設の早期対策、それから学校施設の関係等について言及がされておまして、その中で取捨選択が一層重要となってきますというくだりにその行はなっております。そうしたものがあの中で、今ほど清水議員からも質問がありましたけれども、公共施設、とりわけ小中学校の施設整備、例えば第三小学校と、それから開西中学校の整備が進んでいったけれども、バランスはどうなっていくのだという問題はどうしても早期に解決しなければならない、考えることをここでやめるというわけにはいけないということを前提にして質問を進めたいと思います。

1項目めにつきましては、先ほど清水議員の中でほとんど解明しておりますので、これについては基本的にご答弁は十分だと思いますけれども、5年間と区切られてもそれはできないかもしれないけれども、ただ施設整備方針はその間でしっかり策定していかなければならないのではないかということについて、先ほど後ほど言います小中学校の適正配置計画について絡んだ話もありましたけれども、その意気込みについてお伺いしたいと思います。

○議長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 施設整備方針に関してでございます。今ほど清水議員にお答えしたとおりでございますけれども、まず大きな考え方としましては、先ほどもありましたけれども、老朽施設の再生により長期間の使用が可能になる上に建てかえよりも費用や工期、これが抑えられるというようなことからいくと、長寿命化という考え方を基本に据えたいなど。ただし、どの学校をいつというところまではなかなか言及できないということでご理解いただきたいと思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 いまだ暖房設備がストーブだったりとか、そういうこともあるようですので、これは適切に進めていかなければならないのだろうなというふうなことはよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど適正配置計画についても言及をされましたけれども、実は今月中に提案予定となっておりましたが、1月末だとも聞いております。それについて触れていきたいというふうに思います。施設整備を進める上で、適正配置の議論は先行すべきだと思います。平成22年度に策定された現計画は、東栄小学校と東小学校の統合以外には具体的な内容は示されておらず、継続的な議論を進めるものと理解しておりましたけれども、教育委員会における議論の経過についてお伺いします。また、市民との懇談会等の実施状況についてもお伺いします。

これはかなり関連していますので、2要旨につきましても一括で質問したいと思います。適正配置計画の滝川市における学校の適正規模の中に、原則として学校の適正規模を下回ると判断できる場合には統廃合に取り組むとする学校規模及び適正配置の考え方が示されておりますが、その考え方に基づいて統廃合の議論は進められたのかお伺いします。実は前々期にこの議論が行われて、適正配置計画が策定されました。その際に、その中の適正規模というのは小学校の適正規模は12学級から18学級ですと、ということは各学年2学級から3学級ですと。中学校の適正規模は6学級から18学級

です。ですから、各学年2学級から6学級ですというふうに示されていました。その後5年ぐらい経過しているのでしょうか、そんな感じになりますけれども、その間に相当な議論がなされないと、今後の整備方針というのですか、そういうものにも明らかに影響してくるというふうに思われますので、これはその間に教育委員会委員さんの中でどのような議論がなされてきていたのかとか。それから、今後1月末に示されるものについては、例えば適正規模に関するものの具体的な話については触れられるのか。これはもしかしたら通告を逸しているかもしれませんが、そうしたこともお話をいただければありがたいなというふうに思います。お願いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、最初のご質問の教育委員会における議論の経過、それから市民との懇談会の実施状況というところでまずお答えをさせていただきます。適正配置計画の議論を先行して行うべきというご指摘をいただきました。これは、私たち教育委員会でも同様の考えを持ってございます。現在の適正配置計画につきましては、平成23年から32年までの10年間の計画でありまして、5年で見直すということから、これまで児童生徒数の検証、実数ですとか、それに基づく将来推計、こんなことを進めてまいりました。見直しに先立ちまして、平成26年11月、それからことしの2月にかけて各小学校6カ所、それから市内の私立幼稚園2カ所、それから東栄小学校の統合を行いましたけれども、東滝川地区において保護者懇談会を開催し、意見を伺ってまいりました。懇談会でございますけれども、適正配置計画の概要、これは改めてと、それから児童生徒数の資料、これらを使って説明を行い、意見を伺ってまいりましたけれども、その際に各学校の具体的な将来像、ここまではお示しすることができませんでした。そんなことから、適正配置の考え方ですとか、例えば通学区域の質問あるいは要望というようなことが主な議論となってしまうと、そんなことから教育委員会の会議、委員さんの会議がございまして、ここでは懇談会の結果の報告ということにとどまっております。適正配置について具体的に個別の学校の議論をしたという経過は現在のところございません。

それから、次のご質問で統廃合の議論を進められたかと、基本的には今ご答弁させていただいたような中身でできておりますけれども、委員会事務局内部ではさまざま議論を進めておりますけれども、今の計画では適正規模を図るための具体的な方策として将来的に通学区域の変更では学校の適正規模を確保することは困難であるということから、原則として学校の適正規模を下回ると判断できる場合には統廃合に取り組むと、原則こういう考えで計画をつくっております。この計画の考え方については後期5年についても特段見直す材料はないというふうに考えてございます。見直しに当たりまして、ことし1月に文部科学省から手引が改めて示されました。また、それに基づきまして、道教委からもさまざま通知が示されております。今もって内部協議の段階ではございますけれども、今後教育委員会での正式な決定を得た後に議会への報告を進めてまいりたい。できれば4月以降、新しく学校の体制が固まってからそれぞれ説明を進めたいなと。その際に、先ほど適正規模についてというお話がありました。この適正規模の考え方についても、特段変更するということはございません。したがって、適正規模を下回る学校につきましては優先的に統廃合の議論も含めて検討を進めてまいりたいということでございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 今ご答弁いただいたのは、多分私の考えとほとんど一緒なのだろうなというふうに理解をいたしておりますが、ただこの約5年の間に具体的な議論が深く進められていなかったということは、非常に時間がそこで失われてしまっているかもしれないと、そんなことないのかもしれませんが、その可能性もありますので、ぜひ十分な議論を進めていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、3項目めに移らせていただきます。同じように財政健全化計画の中で今これから質問することについては触れられていることでありますけれども、若干深めて聞いていきたいと思います。社会教育施設の運営効率化についてでございます。1 要旨は、平成27年度予算における美術自然史館の歳出が5,959万5,000円で歳入が592万2,000円となっておりますので、差し引き5,400万円程度ということだと思っておりますが、美術自然史館はそうでありまして、指定管理に移行いたしました文化センターの歳出でございますけれども、これは同様ではないかもしれませんが、2,752万7,000円にとどまっています。ですから、指定管理等の方法で削減できる余地は十分にあると思いますが、お考えについて伺います。また、方法論はまた違う方法論になるのかもしれませんが、9,033万4,000円という実は意外に大きな歳出がある図書館については具体的にどういうふうに考えられているのかお伺いします。ただ、財政健全化計画の中では、12ページの文化ゾーンの再構築だとか、それから図書館についても触れられていますし、美術自然史館と子ども科学館についても若干触れられておりますけれども、非常に抽象的なので、しっかりとしたお答えをいただければというふうに思います。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 答弁させていただきます。

図書館については、市庁舎への移転という抜本的な見直しを実施しました。これにより、管理経費の効率化、経費削減を図るとともに、館の利用者数を年間16万人までふやすことができおり、施策としては大きな成果を上げていると評価をさせていただいているところですが、しかし財政健全化に資するべくさらなる効率的な運営のあり方について検討していくことを財政健全化計画に盛り込んだところであります。

次に、美術自然史館については、これまでも経費の削減については継続して実施してきており、先般2階展示室の市民ギャラリー化に着手したところですが、しかし抜本的な根本的な館のあり方については大きな見直しは実施できていない状況にあります。今後進めていく財政健全化計画には公共スペースの有効活用など民間の提案を生かした館の運営を検討するとしており、民間投資の可能性を探りながら、身の丈に合った適正な施設規模、機能などを再度精査し、検討してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 再質問は実はあるのですが、その後の2番まで進んでからさせていただきたいと思います。

学校施設の整備、それから文化センターの耐震化など、教育委員会が所管する施設の設備投資が必要とされる中で、社会教育施設の歳出削減を財源とすることへのお考えをお伺いしますとなっております。

項目について見直しを進めていくということでございますので、具体的に今大きくいろいろな施設についても老朽化があるということは認識はしているわけですが、そこについて個別に対応していくことが今できるかという、なかなかそこも難しい部分がありますので、そこはそことして押さえながら、財政健全化計画の見直しの視点として財政健全化計画の中にのっている項目については進めさせていただいた中で、個別の施設についてはそこはきちっと注視をしていくということをやっているかなければいけないというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○本間議員 終わります。

○議長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 ただいま議長のお許しがしましたので、会派みどりの渡邊龍之です。通告に従い、質問を行ってまいりたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、財政の健全化について
- 2、新年度予算編成について
- 3、組織運営について

まず最初に、市長の基本姿勢であります。項目といたしましては、財政の健全化について。午前中、昼をまたいで柴田議員、清水議員、それぞれ健全化について質問されております。私できょうで3人目になりますけれども、こういう項目に入っていくというのは滝川市の現状をかなり危惧しているのかなと思っているところであります。そういう中で、まず市長として国、北海道、そして地方の景気回復が定まらない現実に対して厳しい財政運営のかじ取りを担ってきたところでございます。交付税措置がままならない中、財政の見通しも一段と不透明さが増しております。こういう現状と推測しているところでもあります。市長は財政健全化の必要性を打ち出しましたが、単に経済状況、交付税の減少と片づけてよいものなのか。市長の言われる取捨選択、優先度の中で市政運営を執行してきた結果としてこのような財政健全化を行わなければならない財政運営に対しての見解をまずお伺いいたします。

○議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当市の財政状況は、以前から厳しい状況に置かれており、道内自治体に先駆けてさまざまな行政改革に取り組んできたところであるというふうに思っております。このような状況下でございますけれども、地域振興に向けて有利な財源を活用しながら積極的に地域活性化事業を実施し、小中学校の耐震化事業を進めるなど、その時々に応じ必要な政策判断をしてきたところであります。また、将来世代に負担を先送りしないように、滝川市土地開発公社の整理を行い、公共施設マネジメント計画を策定し、総合福祉センターを閉鎖するなど、施設の集約化も進め、財政の健全化に努めてきているところであります。しかしながら、現状の財政状況に関しましては、施設の老朽化に伴いましての維持管理費や改修費の負担がふえております。加えて社会保障費の増大、消費税率改定や電気料金の値上げ

などから、一層厳しさを増しているという現状であります。そこで、持続可能な市政運営を行うためには、財政健全化計画を策定し、身の丈に合った歳出となるよう見直しを進めていくことが必要だと判断したところであります。渡邊議員が挙げられたように、経済状況や地方交付税の状況も滝川市が今の財政状況にある要因の一つだと考えますし、事業の取捨選択のみならず、さまざまなことが複合的に要因となっているものと考えております。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ただいまの答弁については、前回も財政の関係で質問したときと同じような答弁かなと思っております。この財政の健全化については、財政健全化法という財政計画を立てなくても、しないがための現在前段階と解釈しております。そういう中で、財政の健全化を目指すために今やらなければならないということを強調されております。そういう中で、健全化法で言う健全化判断比率、これが4つほどあります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つがございます。そういう中でこれら1つが定数より比率が上がれば、当然計画を策定していかなければならないというふうになります。それをやらないがために今一生懸命計画を立てているということですけども、現在のこういう予算規模等で進めていく中で、こういう4つの比率がある中で単年度で見ればいろんな部分があらわれてくるかと思います。これは当然市の広報等で市民にも知らせているわけですので、答弁しづらいかもわかりませんが、この判断比率で注視していかなければならないと、これは決算のときに出ますけれども、予算執行する上で注視していかなければならない比率があるとすればご答弁いただきたいと思います。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 財政健全化判断比率のご質問でございますけれども、財政健全化計画の中にも財政健全化比率について記載をさせていただいて、記述をさせていただいているところでございますけれども、現在のところ4指標については全て健全化段階ということになっております。ただ、実質赤字比率等は、何もしないでこのままの状態で行くとそういうことになるということを言っているわけではなくて、可能性がある一つであるというふうに言えますし、また他の指標についてもそれぞれ数値が健全といいながら、他の団体と比べるとそれが非常によいというような状況でもないということも財政健全化計画の中で述べさせていただいておりますので、それぞれの比率についても注視をしながら、ただ健全化法に基づく健全化段階とか再生段階に入るということは、これは行政サービスを完全に制限されるとか、かなり厳しい状態になるということで考えておりますので、私どもとしてはそういう段階にいく前の段階で財政健全化計画をつくって、適切に持続的な行政が進められるように進めているということでご理解を願いたいと思います。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 そうならないがためでありますけれども、これは質問というより、何らかの財政処理の変更があった場合というのは、例えば基金の切り崩しも含めて債務執行の部分、そういう財務の処理の変更があった場合、この4つの健全化比率というのは当然反映されるものになっていくものと考えています。そういう中で、現在そうならないために頑張っているということで理解しておりますので、次の2要旨目に入っていきたいと思います。

事務事業の見直しについて、何度も事業の見直しを叫んでこられております。またという感がぬぐえないところでもあります。その都度検証を行ったはずで、そのことが全く生かされていないのでないかと考えるところでもあります。これについての見解を伺いたいと思います。また、新しい視点で事業展開を図ってきていると認識しておりますが、事業の所管における事業計画がそれぞれあると思いますが、これが滝川市全体としての共通意識が欠如しているのではありませんか。それについて伺います。また、現在PDCA、計画、実行、評価、改善という部分のものを取り入れた形で事業展開を進めるようでございますが、こういう事業の見直しにおける早急な対応策というのはどこに力点を置くのか、あわせて伺いたいします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財政健全化計画における事務事業の見直しにつきましては、歳入と歳出のバランスを考慮し、身の丈に合った持続可能な財政基盤を築くために必要な取り組みとして計画に盛り込んだところでございます。これまで必要のない事業を行ってきたということではございませんし、政策形成や予算編成の過程においては検証作業や取捨選択にも継続的に取り組んでまいったところでございます。しかしながら、経常経費の増大が続くなど、市の財政状況は逼迫度を増していることに危機感を持って、さらなる事業の見直しに切り込まざるを得ないという認識であり、将来にわたって持続可能な市政運営を行うために必要と判断した結果であります。事務事業の見直しの視点は、目的達成の手段としての適切さ、成果、事業の終期、費用対効果、民間実施の可能性などであり、一定期間事業を実施した上で、今申し上げました視点から見直しを行っていきたいというふうに考えております。事務事業の見直しは、5年間にわたりまして各分野で1億2,000万円の削減効果を見込むところでございますが、今後の政策形成過程におきましては真に必要な政策を最良の手法で構築するよう念頭に置き、各所管、職員が共通認識のもと、PDCAサイクルによって政策を磨き上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思いますし、市全体として共通認識が欠如していたのではないかとのご指摘を今いただいたところでございますが、そういったことはないというふうには考えておりますが、引き続きそういったご質問をいただかないような対応をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 この事業の見直しというのは大変決断力が要るものと認識しております。そういう中で、事業見直しに関連して、3要旨目になりますけれども、歳入不足がうたわれておりますけれども、事業の見直しと歳入歳出というバランスがありますけれども、何かしらの市民負担が生じるのではないかと考えるところでもあります。また、待ったなしの状況を市民に求めていくのであれば、当然受益者負担という考えも出てくるものと思います。そういう中で、各種手数料、使用料等の現時点での見直しについての考え方をお伺いいたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 使用料、手数料に関するご質問でございますけれども、使用料、手数料の見直し検討につきましては、財政健全化計画にも歳入確保対策として掲載してあるところですが、受益者に適正

な負担をしていただくことが原則だと考えております。これまでも定期的にコスト計算を行ってきているところでございます。各種使用料、手数料の見直しにつきましては、平成29年4月から消費税率が10パーセントに改定される予定でございますので、そういった状況も勘案しながら慎重に検討していきたいというふうに考えております。また、使用料、手数料のみならず、歳入確保対策ということで、あいている公共スペースの有効活用など新たな歳入を生み出す努力をあわせて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 歳出の予定はなかったのですけれども、今高橋次長が施設の有効活用というふうなご答弁をなされました。これで市の施設、資産価値という部分でのものの把握はされていますか、されていないと、されていないでよろしいです。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 施設の資産価値というご質問でございますけれども、施設を有効利用して歳入を上げるということとは話は別で、地方公会計ということで標準的な公会計を導入することから、今資産台帳の作成ということに取り組んでおりまして、その部分においては保有する資産の全体をあらわさなければいけないということになっておりますので、それについては今作業中でございますので、作業が出てくれば、それは公表されていくということになるというふうに思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 公会計のことを聞きたいという部分ではございませんでしたので、ご理解ください。

それでは、2項目め、新年度予算編成について。まず最初に、地方創生関連事業においては国の交付金措置は2分の1ということでございます。残りは一般財源での対応となると考えます。このようなことから、各事業を展開していく上で2分の1の財源のほかの2分の1が一般財源となれば、事業のすみ分けというのが必要ではないかと考えられます。この部分についての対処についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地方創生関連の交付金を含めた財源、それと事業のすみ分けについてのご質問でございますが、国の地方創生に関する支援策としましては、ご質問の中にありましたとおり地方創生の進化のための新型交付金というのがございまして、平成28年度概算要求の額が1,080億円というふうにされており、市町村への交付率は2分の1ということが明記されているところでございます。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました各事業の推進に当たりましては、28年度に実施する事業や準備を進めながら29年度以降に実施する見込みの事業もございますことから、国の支援策の動向を見きわめながら、最大限有利な形で財源確保に当たっていく必要があるというふうに考えております。総合戦略に記載した事業の財源といたしましては、今年度には国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型基礎交付分により約6,400万円を充てたほか、地方創生の先行型の上乗せ交付タイプツールの内定により1,000万円、さらにタイプワンの内定を受け、東アジアを中心としたインバウンド観光推進事業に約3,000万円を充てているところでござ

ざいます。あわせて、ただいま申し上げました約１億４００万円の国費を１０分の１０の交付により有効活用しているところですが、年明け以降に今年度の国の補正予算として地方創生緊急対策交付金が少なくとも１，０００億円が計上されるという情報がございます。しかしながら、新型交付金と同時に地方創生緊急対策交付金も市町村に対して一律に配分することはせず、先駆性等を採択の基準とするなど、市町村が官民連携や広域連携などを含めて知恵を絞って先駆的な事業を構築しないことには採択が受けられないこととされております。総合戦略の掲載事業のすみ分けにつきましては、重点事業など優先度や実施のタイミングについて判断しなければなりません、内閣府の交付金のみならず、今後各省庁が打ち出す支援メニューもあわせて注視しながら、アンテナを広げながら、こういった情報の収集を含めて有利な財源確保に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ご丁寧な答弁をいただきました。いずれにしても、国との連携を図りながら情報の収集に努めていただきたいと思います。

２要旨目、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の展開として基本目標１から３、見ていただければわかると思いますが、挙げております。この中に現状の分析、課題を提起されており、おおむね継続事業と見られるものもございますが、これら総合戦略に計上される事業は全て遂行するものと考えてよろしいのかどうか。これらの設定目標値に達しない場合は事業の見直しという部分を考えているのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 総合戦略に掲載をいたしました事業につきましては、現段階では全ての事業実施を目指しているところでございますが、総合戦略と両輪である財政健全化計画を堅持しつつ、最大限の財源確保に努めながら、優先度や実施のタイミングについて判断してまいりたいというふうに考えております。重要業績評価指標でありますＫＰＩにつきましては、達成できない場合でも必ずしもペナルティーを受けるものではないというふうに認識しておりますが、平成３１年度のＫＰＩ達成に向け、毎年進捗を確認しながら、必要に応じてＫＰＩ設定や事業そのものを見直す可能性があるというふうに考えております。特に新型交付金を使う場合には、ＫＰＩの達成状況が次年度の交付金額に影響するという情報も一部あることから、国の動向を十分に把握しながら総合戦略の推進に当たっていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 戦略というふうな言葉を使っておりますが、戦略があれば戦術もあると。戦術というのは、どういうふうに攻めていくという部分だと思います。これは、国といかにやっていくかという部分。また、今健全化計画と並行するのは厳しいという状況も理解したつもりでございますが、いずれにしてもそういう中での新年度の予算の編成については十分吟味しながらやっていただきたいと思います。

それでは、３項目め、組織運営について。まず最初に、財政健全化計画において組織のスリム化と

して機構改革が取り上げられております。そういう中で、職員定数、嘱託職員定数、全ての総数の見直しがなされておりましたが、そのことを踏まえて人員削減に対する考え方についてお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 人員に対する考え方についてのご質問でございますが、財政健全化計画では組織のスリム化を目指すこととし、取り組みの視点を掲げておりますが、具体の削減人員等については数的な表現はしていません。しかしながら、一定程度の正規職員の減を初め、職員総数の減に取り組みたいというふうに考えているところでございます。総数減に向けましては、さきの定例会、第3回定例会でございますが、答弁いたしましたとおり、事務事業の見直し及び機構改革とセットで取り組みたいというふうに考えております。機構改革の具体の中身につきましては、今後整理していくこととなりますが、取り組みの視点に基づきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 機構改革というのは何度も取り組んできて、職員定数という部分では自然減が考えられますけれども、当然それと見合った分の補充をしていかなければならないという部分も理解しておりますけれども、いずれにしてもこういう部分に取り組んでいくということは必要かなと思っております。

2 要旨目、組織機能が十分に発揮されるべきものだと思っております。そういう管理職が不足しているのではないかと感じておりますが、市長として、また任命権者として職員に求める職場の管理職像についてどのような考え方になっているのかお伺いします。また、組織の活性化を目指すのであれば、庁議等を含めて沈滞ムードを一掃するような自由闊達な意見交換、議論を行うべきと考えますが、これについての見解をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまご質問いただきました求める管理職像でございますが、滝川市人材育成基本方針に掲げますとおり、部課長の役割は所管のリーダーとして政策方針や組織目標を立て、効率的な業務体制を整備し、部下職員への適切な指導と助言、業務の進行管理を行うほか、関係機関や他部課との折衝、調整を行い、また業務を通じて職員の能力開発を促し、組織力を最大限に引き出すことと考えております。抽象的かもしれませんが、これらが求める管理職像と考えているところであり、それに向けました新任管理者研修などにも積極的に取り組んでいるところです。

また、自由な意見交換ということですが、私は就任以来市役所改革として風通しのよい市役所、トップダウンではなくボトムアップ式の政策提言、職員との対話と相互信頼という考えのもとに組織運営をしてきておりますので、庁内、部内、課内でも若手からベテランまで自由な意見交換がなされていると認識しておりますし、そのような組織風土は健全な姿であると考えております。これをさらに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 以前にも市長のリーダーシップ等でいろんな質問をさせていただいております。そうい

う中で市長は頑張っている。では、管理職も頑張ってくれという部分を私は言いたいのですけれども、なぜこういうふうなことを質問したかという、意識改革というのは絶対必要だと思うのです。意識改革とはとなると、これに答弁できますか。鈴木副市長、組織機構において意識改革とはという部分でご答弁いただければと思いますけれども。

○議長 長 渡邊議員、これは要旨の2の中での質問ということ。

○渡邊議員 そういうつもりだったのですが。

○議長 長 私の判断としては若干通告を逸脱しているというふうに判断しなければいけませんが、今鈴木副市長挙手されましたでしょう。鈴木副市長。

○鈴木副市長 意識改革とはというご質問をいただきまして、通告外ですけれども、民間企業から来ました者としましては、この質問にはお答えさせていただく立場かなと思います。意識改革は、大変これは難しいもので、民間企業でもなかなかできないことであります。よく聞かれることとして、私自身もやってきたこととしましては、まず上の者が率先して動いてやってみせるということで意識改革を引っ張っていくことが大事だと思います。そういう点では、例えば市役所も民間企業もそうすけれども、管理職がみずから動いてやってみせて、それを見て下が動くと、下もともに動くと、これが意識改革の一つの最も効果的なやり方ではないかというのは私の拙い経験の中から感じております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 大変失礼しました。鈴木副市長にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、3要旨目、現在2人の副市長制となっております。市長の公約として民間人採用として、現鈴木副市長が誕生しております。市長の意を受け、大いに滝川市を盛り上げたと思っております。任期も少なくなり、今までの積極的な行動に対し、職員がついていくという感じが少なからずあります。今後の事業展開を含め、滝川市に必要と判断した場合は再度民間からの登用というものを考えているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 長 ご質問いただきました副市長の登用についてでございますけれども、私の公約としまして公募によって選任いたしました民間出身でございます鈴木副市長の活躍につきましては、渡邊議員ほか皆様方に改めてお伝えするまでもなく、ご承知いただいていると、そのように思っております。副市長2人制あるいは民間からの登用につきましては、昨年の定例会でもご答弁させていただきましたけれども、何人制が、あるいは民間がよいとか、悪いとかの発想ではありません。市政における長年の懸案やその時々的重要な政策課題の解決、さらに将来を見据えた市政運営のためにどのような体制が最も効果的であり、経済的であるかという観点から柔軟に発想すべきであると捉えております。そのような考えでございますので、必要と判断した場合には登用を検討することもあるかと思っておりますので、その点はよくご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 厳しい状況でありますけれども、ぜひとも検討していただければと思っております。

◎2、市民生活

1、交通安全対策について

2、市民の声について

続いて、2件目であります。交通安全対策について質問させていただきます。これについては、既に皆さんご承知のとおり、砂川での飲酒絡みの事故、また12月1日からこれに関連した北海道条例が制定、施行されております。こういう観点、また滝川市の交通事故の死者数も多いということで今回取り上げさせていただいております。平成27年における滝川市の交通事故死者数は前年を大きく上回っております。6人にもなっているというのは、大変憂慮にたえないところでございます。高齢者の事故防止に取り組んできていることは認識しておりますが、交通事故防止に取り組むべき滝川市第8次交通安全計画が、大変厳しい言葉で申しわけございませんが、形骸化していると感じております。通常の業務を含め、平成27年の反省と交通安全に関する課題についてお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の27年の交通安全対策に関する反省と課題ということでございますが、ご承知のとおり、市内では相次いで7名の方が亡くなられるという残念な事態となっております。滝川市では、交通死亡事故が発生した場合、警察署と連携して国、道、市の道路関係者、交通関係各団体、町内会の皆さんが事故現場にお集まりいただいております。事故の状況説明、道路状況や街路灯、道路構造物の状況を確認、検証して、その後市役所の会議室に集まって、事故発生要因の分析、今後再発しないための方策などについて対策会議を開催しています。交通死亡事故の続発を受け、4件目の事故発生後の7月30日に滝川市交通安全運動推進協議会の交通死亡事故緊急対策会議が開催されて、非常事態宣言を行ったところです。期間中の緊急的な取り組みといたしまして、市では高齢者事故防止研修会をふやして、老人クラブや独居高齢者宅の訪問事業での重点啓発、各公共施設、イベントなどでのチラシ配布、街頭啓発の実施など、例年より重点的に啓発活動を強化しました。そのほか、警察署では旗の波をふやし、イベントなどでの講話の実施、チラシや夜光反射板などの交通安全グッズの配布などによる各種啓発活動を強化、充実して実施したところであります。また、交通関係団体も滝川神社秋祭りでベルロードでの啓発活動、これを緊急的にさまざまな啓発活動に努めているところであります。残念ながら宣言期間中にも3件の交通死亡事故が発生しましたが、今後も事故分析をしっかり行って、来年度に向けて対策を練って、重点事業を検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 第8次の交通安全計画はことしで終わり、残り少ない日にちとなっております。こういう中で、5年間のスパンでこれだけの死者数が出たということは重く受けとめて、この計画そのものという部分、先ほどの質問の中で課題という部分を私提起したのですけれども、この課題については全市一丸となってやるというのは基本計画にも述べてあるとおりののですけれども、この課題についてもう少し説明があれば、求めたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 午前中の清水議員さんへの答弁でもお話ししたのですけれども、事故の原因、これ

をきちんと分析することによって、どこ部分を重点的にやればいいのかといったところでお話ししますと、高齢者の歩行中の事故、横断の事故、それから高齢者のドライバーの方の事故、それからやはり大事なのは子供さんの小さいころからの交通安全教育、いろんな形で一生懸命やっておりますけれども、そこで交通ルール、どういった場合に事故が起きるのかといった部分を市民の皆さんにお伝えすること、啓発をしっかりやるのが大事なというふうに思っています。たくさんの方をやってはいるのですが、どこに重点を持ってやるのかといったところをしっかりと考えて次期計画に盛り込んで具体的な行動にしていきたいと思っております。決して8次の計画が形骸化しているとは私は思いません。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それを踏まえての第9次の計画が策定されると思いますけれども、2要旨目、交通安全活動として最重要視されるのは市民に対する啓発活動が大切だと思っております。そこで、市民参加、地域参加、企業参加等につながる啓発活動にどのような支援、または教育活動を通して実施しているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の啓発活動、教育活動については、前田市長を先頭に、市、市議会、教育委員会のほか、交通関係団体ほか各種団体が交通安全運動推進協議会というところで中心に進めています。協議会の27年度の重点的な取り組みといたしましては、ご承知のとおり春、夏、秋、冬の全国交通安全運動に合わせた4期の期別運動の推進、いわゆる旗の波運動などがございます。この4期の期別運動の中は、旗の波運動だけではなくて、この時期に合わせていろんな活動をしております。それから、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童生徒や保護者への交通安全教育、それから独居高齢者宅へ個別に訪問しています。それから、老人クラブ、交通安全教室、高齢者交通事故防止研修会など、高齢者事故防止対策もあらゆるところで実施しているところであります。自転車安全利用指導パトロールや立哨指導、交通指導車による巡回指導を初めとする自転車対策、この4事業を中心に実施してきたところであります。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 滝川市交通安全運動推進協議会を中心として頑張っているというのは、ご答弁をいただいて理解したいと思います。昨日みんくるで市民安全、安心という、その中で交通事故、自転車という部分の寸劇があったのですが、ああいうPRというのを、きのうの参加者を見ると関係団体の偉い人ばかり集まっていたのかなと思うのですが、そうではなくてももう少しいろんな地域にも、もし時間が許せばああいう啓発活動もありかなと思っております。これは、私の意見ということでお受け取りいただきたいと思います。

3要旨目、本年6月に道路交通法の一部改正がありました。自転車走行と病気持ちの関係で一部改正があったところです。そういう中で罰則規定が適用されることになっております。自転車利用者にはどのように、法改正の内容を含めてですが、指導していくのか。単に今までの自転車の走行

マナー等のPRだけでは追いつかないと思いますが、これらの対応についてお伺いしたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 道交法の一部改正の主な内容は、特定の危険行為を繰り返す自転車運転者に安全講習が義務づけられたことでございます。新たに講習対象とされた危険行為とは、信号無視、一時不停止、ブレーキ装置の不備などの自転車の運転、酒酔い運転など14項目に及びます。これらは前から罰則の対象でございました。改正は、これらの危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返した場合に講習の受講が命じられるとされたもので、警告の後の危険行為を抑止するために設けられたものでございます。そこで、幼稚園、保育所では幼児交通安全こぐまクラブ連絡協議会を通じて、交通公園で子供と保護者を対象に自転車教室を開催して、親子でともに学んでいただいております。小学校では、授業の一環として各学校の体育館で自転車教室を開催して、ルールやマナーを学んでいただいております。中学校、高校、大学では、自転車通学の生徒への立哨指導や巡回指導、市と各学校の先生によりまして、また道路管理者から成る自転車対策会議というのがあるのですが、通学時の自転車の乗り方について自転車安全利用指導パトロールを行っております。さらに、それぞれ学校独自の自転車運転の指導を行っているところであります。年度初めには、小学校低学年から高学年まで、それぞれの発達段階や理解力に合わせまして自転車のルールやマナーに関する資料を作成して配付しております。また、ことは制度改正がありましたので、教師向けの生徒指導用の資料も作成して配付しております。今後も引き続き自転車のルールやマナーの指導を行うほか、重点的に周知、啓蒙啓発、教育活動の実施に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 ただいま答弁をいただきました。これの危険な違反行為という対象年齢が14歳以上ということで、3年以内に2回以上摘発というか、なった場合は講習を受けなさいというふうなことが義務づけられています。また、これが14歳以上、中学生が仮に2回以上摘発されたという場合、講習というのは当然平日なのかなと思うのですけれども、そういう場合どのような対応で、教育委員会のほうになると思いますけれども、仮に14歳以上の者が対象となった場合の取り扱いをお聞きしたいと思います。

(「ちょっと時間いただきます」と言う声あり)

○議長 答弁にちょっと時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の講習会の関係ですけれども、実際に具体的にまだ決まっていないということなのですが、私が法律の施行の前に道警さんのほうに確認しましたときには、講習会は何人

か固まったときに定期的にやっていきたいという話がありました。また、現状では先日東京のほうで初めて法の適用になったということで報道がありましたけれども、道内ではありません。多ければ滝川警察署でやることもあるといったところは道警さんもおっしゃっていました。今後の部分でございますので、まだ決まっていないということでございます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 いずれにしましても、そういう事案にならないような指導という部分に努めていただきたいと思います。

それでは、交通安全対策の4要旨目、市の職員による交通事故違反等の把握がなされているのか。これは、恐らく申告制、速度違反は何キロ、物損事故、人身に絡めばという部分での申告かなと思います。また、公用車両による事故も各委員会に報告されています。内容に至っては通り一遍の感がぬぐえないところでもあります。二度と事故を起こさないようにという旨を述べております。事故は、自分だけが気をつけていれば回避ができるものではありません。重要なのは、市の職員としての自覚を持って公用車両を運転することが重要ではないかと思います。そういうことを含めて、職員に対する交通安全教育、ここに括弧して書いていますけれども、交通法規、運転技術、冬場になっていますので、そういうことの取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市職員の交通事故等の把握についてのご質問についてでございますが、滝川市職員交通事故等責任判定取り扱い要綱の中で大きく3点うたっているわけでございますが、1点目としましては罰金以上の刑事罰、または免許停止処分以上の行政処分を受ける交通違反を起こしたとき、2点目といたしましては人身事故を起こしたとき、3点目といたしましては損害額が30万円以上の物損事故を起こしたときは速やかに報告書を任命権者に提出しなければならないという規定をしており、この規定には公用車のみならず、私用車両による交通事故等も含めた報告義務となっているところでございます。

職員に対する交通安全教育についてでございますが、職員に対しては交通事故を起こさないように、また常に交通ルールを守り、慎重な運転に努めるよう、職員の安全運転講習会を毎年実施しているところでございます。内容といたしましては、職員の事故、違反等の状況、公用車両による事故の発生状況、原因等を報告し、滝川警察署及び空知自動車学校から講師を招き、交通安全運転に関する講話、講習を行っており、今後におきましても交通安全の注意喚起を一層図ってまいりたいというふうに考えておりますし、議員おっしゃられたとおり、市職員としての自覚を十分持って安全運転に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 取り組み状況等についてお伺いしたところでございます。事故というのは、小さい事故が重なっていくとどんどん大きい事故になるというのがデータ上恐らくあるのではないかなと。そういう軽微な事故をまず未然に防ぐということを十分考えていただければなと思っております。

それでは、最後になります。市民の声について。市民から数々の行政全体にわたっての意見、要望

が寄せられております。広報の掲載もありますが、図書館に市民の声のつづりもございます。中には建設的な指摘もありますが、同じような内容の意見が多々見られます。なぜこのように同じような似たような意見、要望が市民から出てくるのか、これについてどういうふうな検証をした経緯があるのか、またその結果についてどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 本市に寄せられておりますご意見やご提言等は、今議員がおっしゃられたとおり、企画課の広報広聴係が窓口となって集約をし、各所管にその対応等を促すとともに、対応状況、質問等への回答など、事のてんまつについて集約をしているところでございまして、原則誹謗中傷等を除き、ホームページ等で出された意見とその対応、回答を公表しているところでございます。公表することで市民の皆さんに課題の共有をしていただき、まちづくりへの関心を高めるほか、市政への賛同やさらなるご意見を求めることにつながるということを期待しているものでございます。また、職員の中でございますが、職員全体にかかわるものにつきましては庁議等で全職員に周知をし、さらなる一層の改善を求めるということも中にはございます。ご質問の中にありました広報たきかわの市民の声のコーナーにつきましては、個人のご提言であっても、より多くの市民の皆さんに知っていただきたいこと、ご協力をお願いしたいことなどを掲載しているところでございます。しかしながら、ご指摘がございましたとおり、同様の意見等が寄せられるケースも中にはございます。例えば冬期間における除雪や道路の整備、職員の接遇に対するものなどが挙げられるというふうに考えております。これらにつきましても、個々のケースということもございますが、一くくりになかなかできないということから、基本的にはそのようなご意見をいただいたときにはまずはすぐに対応するというを一義的に行い、都度対処しているところでございます。特に道路の修繕箇所につきましては、市でもパトロールを行っているところではございますが、パトロールだけでは全てを見つけることができないというようなこともございますので、市民の皆さんに発見をしていただいた中でご連絡をいただき、早期の解決につなげていきたいということもありますので、今後同じようなご質問を数多く受けられないような形で鋭意職員の研修にも努めてまいりたいというふうに考えてので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市民の声というのは、提案を促すサイン、またはすぐに対処すべきシグナルという部分の認識を持つか、持たないかが重要だと思っていますので、今後ともこういう声に耳、その他を傾けていただきたいことを願って、質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時54分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成27年12月17日（木）

午前 9時59分 開 議

午後 2時45分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	館 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市民生活部長	館 敏 弘 君
市民生活部次長	石 川 雅 敏 君	保健福祉部長	高 橋 一 昭 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	産業振興部長	中 川 啓 一 君
産業振興部次長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

次書

長 竹谷和徳君
記 村井理君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、荒木議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 おはようございます。会派みどりの小野でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。端的に申し上げます。ということは、皆さんの答弁についても端的によりしくお願いいたします。あと後ろに5人いますので、時間の調整があると思うので、長くなるとまた大変でございます。協力をお願いいたします。

◎1、財政健全化

1、補助金の見直しについて

それでは、まず1番目、財政健全化についてお聞きいたします。補助金の見直しについてでございます。先日財政健全化計画が示されました。滝川市の財政状況は、基金残高が13億6,700万円、道内の35市の中の下位にあります。危機的な状況と言っても過言ではないと思いますが、毎年各団体に補助金が交付されています。その中に労働団体補助金がありますが、この2団体に対して94万8,000円が交付されています。組合の補助金としては高額と思いますが、どうでしょうか。事業内容を確認しますと、加盟組合員と勤労市民の生活安定、向上、その組織の拡充を図るとあります。組合員のための活動なのに、貴重な税金を払うのはいかなものかと思います。活動の範囲もありますが、組合費で運用可能ではないのか、あるいは補助経費を確認しているのか。財政健全化計画では収支改善を5億円とする大きな目標があります。この補助金の見直しが必要と思いますが、継続の可否を含めてのお考えをお聞きします。

○議長 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 おはようございます。ご質問の労働団体補助金について答弁をさせていただきます。

す。

労働団体への補助は、勤労者の生活改善や勤労者福祉の向上のため、労働相談やメーデー、学習会、広報活動、制度改善、雇用政策の拡充などの事業に取り組んでいる滝川地方労働組合総連合と連合北海道滝川地区連合会の2団体に対して行っております。ご質問の交付先である日本労働組合総連合会は、49の産業別労働組合が集まってつくられている労働団体であり、日本の労働組合を代表するナショナルセンターとしての役割を果たし、かつ労働組合法に基づいた組織でございます。また、その下部組織である滝川地区連合会もそのうち14の産業別労働組合が加盟している地域の労働組合を代表する組織でございます。補助金の対象経費につきましては、さきに述べました事業活動における事務費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費などの事業経費に対して行っているものであり、補助金は毎年度適正に処理されていることを確認しております。労働団体に対する補助につきましては、道内35市中30市が当該団体に対して補助を行っており、市としても勤労者の生活改善や勤労者福祉の向上に資する取り組みは今後も必要であると考えていることから、補助は継続していきたいと考えているところでございます。また、補助金額につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように滝川市財政健全化計画の事務事業の見直しを行っているところであり、お示しをしているとおり、市全体の事業見直しに係る進捗状況を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 答弁いただきました。これについては継続していくということでございますけれども、財政健全化計画の中では団体の見直しということを含んでいますので、その辺は期待をしたいと思えます。金額についてはそのままいくかどうかということも含んでいると思えますけれども、その中で1つ確認なのですが、35市のうち30市が補助していると、そういう中であるのですけれども、この事務費、いろんな経費の中でいろんなものに使った中で、例えば選挙があるときにその選挙資金として運動するために皆さんの活動の中のお金に使われていることがないのか、その辺1つお聞きします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 政治活動に使われていることはございません。あくまでも事業に対しての執行ということで確認しております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 はっきりと使われていないということを明言されましたので、おかしいことがあればまた質問したいと思います。

◎2、防災対策

1、防災行動計画について

続きまして、2番目の防災対策についてお聞きします。防災の行動計画についてなのですが、ことし9月、関東と東北の豪雨については記憶に新しいと思います。特に鬼怒川の堤防決壊というのは、

生々しいテレビ中継を見まして恐怖を感じました。国交省の調査で１９の河川の堤防決壊、６７の河川の氾濫等が報告されました。滝川で１０月２０日に国、道、関係市町村で石狩川滝川地区水害タイムラインの検討会の発会式がありました。そして、１１月２６日に第１回検討会があり、今後官民一体で水害対応、あるいは防災計画の取り組み、試行運用が予定されていると聞いております。これは、期待するところであります。滝川市は空知川、石狩川に挟まれており、例えばゲリラ豪雨で４００ミリの降雨があったとき、その対応は検討されているのか。また、災害対策本部の初動態勢、あるいは防災関連機関との連携、市民への緊急連絡体制はどのようになっているかお聞きします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問にありましたとおり、滝川市は空知川が石狩川に合流する地点でありまして、明治時代よりたびたび大洪水の被害を受けており、昭和５６年８月には前線の影響により観測史上最大となる３５４ミリという記録的な大雨に見舞われ、滝川市を初め流域市町において大きな被害が発生したところでございます。このときの降雨を上回る４００ミリの豪雨があった場合とのご質問でありますが、下水道計画をはるかに超えた降雨となり、先月開催されました石狩川滝川地区水害タイムライン検討会で提示されたシミュレーションの結果の場合では、雨水が排除できなくなり、市街地内において内水氾濫が起きると予想されているところでございます。

災害対策本部の初動態勢につきましては、災害対策本部運用マニュアル及び大雨等災害初動対応マニュアルで定められております雨量や河川水位の基準により判断をし、災害対策本部を設置することになっております。本部員の招集につきましては、平日については庁内放送や口頭伝達、電話により、休日あるいは夜間の場合におきましては携帯電話にて連絡することとしております。また、防災関連機関との連携につきましては、警察、消防、自衛隊などの関係機関と市とでホットラインを結んでおり、休日や夜間においても迅速な連絡ができるような体制を整えているところでございます。市民への緊急連絡体制につきましては、テレビやエフエムなかなそらちなどラジオによる放送、広報車等による伝達、町内会長や自主防災組織代表者への電話やファクシミリによる伝達、市公式ホームページやエリアメール、緊急速報メールなどによる伝達などの方法を用いて周知を行っているところでございます。

また、議員からお話がありましたとおり、本年１０月、水害に備え防災行動計画をつくる石狩川滝川地区水害タイムライン検討会が発足をいたしました。この検討会における対象ハザードでは、前線による局地的な集中豪雨の３１５ミリの大雨と台風による３８１ミリの大雨が連続して起こり、総雨量６９６ミリという記録的な豪雨を想定しており、こうした豪雨により市街地内が内水氾濫で浸水し、その後台風による大雨で石狩川本線の水位が上昇し、川の水が堤防を越え、破堤するというシナリオになっております。こうしたシナリオに基づきまして、浸水想定区域の住民代表と関係機関が参加したワークショップを開催し、来年度の出穂期である夏前までに官民一体による滝川版の防災行動計画を施行できるよう検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 石狩川の検討会につきましては、この間要望しまして、私のいる町内会あるいは連合の

ほうと一緒に参加させてもらうように名前を入れさせてもらいました。11月10日に栃木市に、会派と視察を兼ねたということで以前から計画していたのですが、その後に水害が起きたものですから、お見舞いを兼ねて行ってきました。その中で栃木市長との懇談の中で、今回の水害については本当に想定外、災害というのはそういうことなのですけれども、地震の訓練はしていたのですが、ここまで大きなものになるとは思わなかったと話されていました。今総務部長のあれがありましたけれども、24時間で356ミリという降雨、何年か前に滝川で防災訓練がありまして、私も実際に想定の中で100ミリの雨を経験しました。100ミリの状態でも物すごいという経験をしたので、356ミリということはどういう計算になるのかなということを想像ができませんけれども、この雨のために、普通地震や何かですと表に出るのですが、これだけの雨が降ると雨戸、あとはシャッターを完全に閉めてしまう。サイレンについては、ほとんど周知できなかった。聞こえなかったという報告を聞きました。突発的な雨ですから、職員の方が集まるまでに防災のいろんなことを発足しようと思って2時間以上時間がかかった。結果的には、車も使えない。電話も使えるところ使えないところがあった。歩いてくるのです。それだけの時間がかかって危険度も増すということで、そういう経験をしたので、警報のサイレンもほとんど聞こえないということで、どういう方法をとるか。北海道では岩見沢市にもありますけれども、栃木市の今回の教訓を生かして防災自動発報ラジオを一部施設あるいは各町内会に配付するということをお話いただいたのですが、滝川市でこれはどうなのか、自動発報装置というのは全部に配るわけでないのですが、各部署、あとは町内会の会長とか、そういうところに配付する方法も考えていかなかったら、あした、あさってということもあり得るのですよね、災害というのは。そういうことを考えているかどうか、その辺をお聞きします。

○議長 総務部長。

○総務部長 緊急告知のエフエムラジオの配備についてのご質問でございますが、市民への緊急連絡手段の一つとして、エフエムラジオによる放送は高齢者等の皆様方に対しても避難を知らせる場合には有効な情報伝達の方法の一つであるというふうに認識しております。現在岩見沢市で導入されておりますラジオの電源が緊急時に自動的に入る緊急告知エフエムラジオについてでございますが、情報については現在私どもも情報収集を行っているところでございます。滝川市といたしましてもその普及状況についてさらに情報収集を行い、この導入に向けての調査研究をあわせて行っていきたいというふうに考えております。また、冒頭議員からお話ありましたとおり、マニュアルということで記載はしておりますが、先日のタイムラインの中でも検討の中で話がありました。防災、災害が起きますとその行動についてはあらかじめ計画に書いてあることについては約2割程度しかうまくいかないという結果が出ているところもありますし、改めて大災害において初めてわかるということが約7割、災害が起きてもなおかつわからないという部分が約1割あるというふうにも言われておりますので、そういったことも念頭に置きながら、さまざまなケースを想定して、それに合った対応に準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長 小野議員。

○小野議員 一応前向きな答弁をいただきましたので、災害については1とか2とかという状況でございませぬので、よろしく検討のほどをお願いいたします。

◎3、地域活性化

1、地域おこし協力隊について

それでは、3番目、地域活性化、地域おこし協力隊についてご質問いたします。全国最多の地域おこし協力隊員が活躍する北海道なのですが、1から3年の任期を終えた隊員が活動した市町村に定住した人の進路は、民間団体や企業などさまざまな中で、その中にはNPO法人を設立して起業した人もいます。総務省は、北海道は全国最大の地域おこし協力隊員の活動地だと述べています。滝川市でも各所管に現在7名の協力隊員がおりますが、これから官民一体でいろいろと助言あるいは協力をしなければならないと思いますが、市の積極的な対応も必要と考えます。市長の考え方を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の地域おこし協力隊につきましては、都市地域から条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら地域への定着を図る取り組みでございます。平成26年度の実績では、全国では1,500名を超えるまでに協力隊の導入が拡大をし、総務省では平成28年度までに3,000名とすることを目指しておりますが、任期終了後も活動地に定住する定着率は約6割とされているところでございます。滝川市におきましては、平成26年度から地域おこし協力隊制度を活用しまして、ただいま議員がおっしゃられたとおり、現在7名の方がご活躍をされております。観光業務、国際交流業務、地ビール製造、生涯学習活動の支援、商店街への出店、起業のチャレンジなど、町の活力を生み出すそれぞれ重要なステージで地域おこしに取り組まれており、任期を終えた後も継続して市内に定着され、ご活躍をいただくことを期待しているところでございます。現状におきましては、月に1回程度、担当所管の職員や委託先でございます北海道観光まちづくりセンターが協力隊員と面会をし、業務状況の確認、悩みなどの相談、将来の就職希望に沿った研修先の選定を行うなどの対応をしているところでございますが、今後もご本人と十分意思疎通を図りながら、関係事業者や関係団体などとも連携し、定住につながるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 一生懸命頑張っているのです、これから市の協力とかと官民一体になって協力しながら、定住するということは人口増につながりますので、その辺の協力をよろしくお願いします。

◎4、市民生活行政

1、空き家対策について

2、最終処分場について

3、ごみの収集体制について

それでは、4番目、市民生活行政で空き家対策について伺います。全国820万戸、道内では38万8,000戸の空き家があります。各自治体が対応に苦慮していると思います空き家対策

なのですが、過日空き家対策特別措置法が全面施行になりました。滝川市も空き家等の適正管理に関する条例により修繕、解体を求めたりするところもあったと思います。住宅が建つ土地への税優遇が放置の一因とも言われていますが、今回の特別措置法ができて対策が進めやすくなったと思いますが、どうでしょうか。また、治安や防災上の問題や、これから冬期間の除雪の問題で苦情などが出ることも考えられます。行政が代執行できるようになり、特定空き家の判定基準も示されましたが、滝川市の特定空き家は何件あるのか。人口減少の中、今後も空き家の増加が見込まれる中、抜本策など対応が求められると思いますが、移住者等に情報提供する取り組みと空き家バンク等は検討されているのか伺います。先般要望で、これは各所管に行ったのかどうか分かりませんが、町内会のほうでこのような要望書を出しています。だんだんこういうことがふえると思うのですが、それらの対応について市のお考えをお伺いします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 空き家対策という関係でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、平成27年5月26日に施行され、滝川市の条例につきましても本年第1回市議会定例会において法に基づき改正したところでございます。これまで指導、勧告、命令、行政代執行を条例で定めておりましたが、新たに命令に違反した者や立入調査を拒んだ者に対する過料規定、勧告を受けた特定空き家における固定資産税の軽減措置の除外、固定資産税情報の内部利用などが可能となり、空き家対策がより進めやすくなったものと考えております。治安や防災上の問題、冬期間の雪の問題などによる苦情に関しましては、その都度対応しております。平成24年度以降特定空き家に該当した物件は70件あり、そのうち既に解決したものが39件、現在修繕中、解体の意思表示を示したものを除き、14件が未解決となっております。このような状況になる前の対策としまして、優良な空き家などを活用した子育て世帯の転入や転居に係る支援としまして、滝川市住み替え支援補助制度を行っているところですが、さらに滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点事業として都市圏など都心部からの就業や移住に向けて総合的な情報提供を行う就業・移住ナビ事業の活用を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議 長 小野議員。

○小野議員 最後のほうが余りよくわからなかったのですが、移住者の情報提供についてははっきり言葉がなかったので、それはまた後で確認させていただきます。

それでは、2つ目の最終処分場についてお伺いいたします。まず、現在の最終処分場において受け入れ可能な収容量を伺います。また、現在収集されている数量から換算した場合の最終年はいつごろになると判断しているのかを伺います。新規の処分場計画においては、現在地を念頭に置いているのか、それとも新たな場所を考えているのかお伺いします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 最終処分場の関係でございます。陶磁器や瓦れきなどの不燃物の埋め立てを行っている滝川市一般廃棄物最終処分場に関する質問でございます。収容量につきましては、受け入れ可能収容量が約16万3,000立方メートル、平成25年度の残余容量調査により平成32年まで埋

め立て可能という結果が出ております。計画につきましては、本年第2回定例会で補正予算の議決をいただきました一般廃棄物最終処分場造成基礎調査業務を8月から開始しておりまして、現最終処分場の堰堤のかさ上げなどにより埋め立て期間を延長することが可能かどうかという調査を進めているところでございます。調査の結果埋め立て期間の延長が可能と判断した場合には、新たな最終処分場の造成時期をおくらせた上で、現最終処分場をかさ上げ整備する計画を作成することとなります。現段階では延長の可否の明確な判断ができませんので、調査が完了する1月末以降に改めて報告させていただきたいと考えております。なお、新たに造成する場合は現在の最終処分場の西側隣地に用地を既に取得しているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、平成28年度には事業費を算出するために概略設計を行い、平成29年から実施設計、造成工事などを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 あとは結果が出てからということでありますので、1月にまた改めて出るということでありますので、それは再確認させていただきます。

3つ目のごみ収集体制についてお聞きします。新たな最終処分場計画に関しましては、各種公聴会において市民などから意見を求めるものと思いますが、現行のごみ収集体制がベストなのか、また平成29年度には委託契約の更新がなされることから、全体の取り組みとして現行業者による組合方式を検討されているのかをお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 現行のごみ収集体制に関するご質問でございますが、市が委託しております家庭ごみ収集運搬業務につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間の長期継続契約をしているところでございます。契約からこれまでの約3年半の間、特に問題なく適正なごみ収集が行われていることから、現時点において収集体制を大きく変える予定はございません。組合方式ということでございますが、現行の委託業者などで構成された中小企業等協同組合が平成24年に設立したことは承知しております。一般的に組合と契約するということで組合員の情報共有や相互連携により業務の効率化の向上などにつながるといった側面があることも承知しておりますので、平成29年度からの入札参加資格として組合方式を採用することも検討が必要と考えてございますが、現時点においてどのような形が適正なのかは判断してございません。家庭ごみ収集運搬業務は市民生活や環境問題に直結する重要な業務であることから、安定的な遂行がなされるよう慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 ごみ収集については、いろんなところでいろんな問題、また細かく苦情などもあると思いますが、そういう苦情も一つ一つ取り上げた中でまた改めて要望などをすることがあると思いますので、その辺の検討をよろしくお願いいたします。

◎5、エネルギー対策

1、次世代エネルギーパークの認定について

2、太陽光発電導入支援について

次、エネルギー対策についてお聞きいたします。次世代エネルギーパークの認定についてでございますが、滝川市が経済産業省エネルギー庁の次世代エネルギーパークに認定されました。空知管内で初めてということで、市はもとより、担当所管の活動の成果と思います。また、メガソーラー発電所の誘致に豊富な関係、知識、人脈を生かして誘致営業に奔走された鈴木副市長には敬意を申し上げます。そこで、次世代エネルギーパークについてお伺いいたします。将来を見据えた事業になると思いますが、新エネルギーについては少しずつながらも市民に理解されてきております。今回の認定により視察がふえまして、企業への対応も大切になると思いますが、新しいビジネスに結びつけたいと言われています。その今後の計画についてはできているのかどうかをお伺いいたします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 次世代エネルギーパークの認定に関連しまして、今後の再生エネルギー、新エネルギーの取り組みについてというお話とご質問というふうに受けとめてお答えさせていただきます。

まず、次世代エネルギーパークの認定につきましては、これは今小野議員がおっしゃいましたように市のこれまでの再生エネルギーへの取り組みが評価されたもので、認定自体そのものは新たな事業に結びつくというものではございません。とは申しまして、再生エネルギー、新エネルギーへの取り組みというのは終わりがございません。計画があるかというお話ですけれども、計画というよりは、もう現実に今までも動いておりますし、私たち現在も新しいビジネスチャンスを探って動いております。カーボンフリーのエネルギーを少しでもふやしていくというのは、これは社会の要請でもありますので、その点において取り組みを続けていくことは当然のことであり、変わりございません。風況調査を継続している風力発電もその一つとお考えいただければと思います。また、そのほかにも、大型太陽光発電の誘致が一巡した後ではありますけれども、小水力、バイオマス、それから温泉利用の最近北海道に広がっておりますバイナリー発電、これらの可能性も現実に関心のある企業さんが滝川に足を運んでいただいて、一緒に可能性を探ってきておりますが、現在まで滝川に適したものとしてこれは可能性があると言えるものは残念ながらまだ見えてきておりません。ただ、再生エネルギーの技術につきましては、例えば太陽光パネルの発電効率の向上といったような面での研究開発が着々と企業の間で進んでおりますので、今後技術のイノベーションがあれば、また滝川にも改めて大きなチャンスが生まれてくるものと考えております。そうした思いのもとで、引き続きビジネスチャンスに結びつくカーボンフリーの再生エネルギーの導入というところで努力してまいりたいと思います。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 2つ目の太陽光発電の導入支援について、これもちょっと絡みがありますので、2つ目に進めさせていただきます。財政健全化の計画では、太陽光発電導入支援は近年の申請が少ないので、見直しを検討するとされています。次世代エネルギーパークに認定されたのは、こういう政策というか、取り組みの努力が認められたのではないかと思います。経産省は来年4月の電力小売の全面自由化で再生エネルギーの発電を優先していき、太陽光発電、風力発電については今後5年間でクリーンエネルギーの投資、開発を倍増させるとも言っています。この中で、札幌市が下水の水流を利用し

た小水力の発電を新設、あるいはＪＡの子会社が農場向けの小型風力発電装置の開発、また米国系の発電会社が伊達市の大滝地区で宗谷岬ウインドファームを上回る規模の発電計画をされている。北本連系の送電網の関係もありますけれども、今後だんだん大きな話が進んでいきます。今後太陽光発電に弾みがつきましていろんなことの絡みになると、これは原発も必要なくなるのではないかというような期待もあるかもしれません。市は、認定を機にエネルギーや環境に優しいまちをアピールしていきたいと述べておりますが、これはちょっと逆行するのではないかと思います。エネルギーを地産地消にしたいと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きます。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 住宅用太陽光発電導入支援補助金につきましては、国の補助制度が平成２５年度をもって終了した以降も市独自の基準を策定し、補助制度を継続しているところでございます。市補助金の申請件数につきましては、平成２４年度１２件、平成２５年度４件、平成２６年度１件、平成２７年度は現在のところ１件と年々減少傾向にあります。補助対象外の法人などを含めた北電との太陽光発電の電力受給契約件数は平成２３年度４０件から直近のデータで１３０件と大きく伸びているところでございますし、平成２５年住宅・土地統計によりますと設置率は全道３５市中１６位、空知管内全市の２位と比較的高いということから、市や市民団体などが普及促進に努めた成果があらわれております。また、国のデータによりますと、平成２３年度と平成２６年度の太陽光発電導入経費を比較した場合、約５０万円以上の負担軽減となつてございます。このように普及に一定の成果が見られたこと、この補助金によらない設備導入がふえ続けていること、導入経費が軽減されたことなどから、補助金の見直しを行うことといたしました。しかしながら、この見直しは滝川市の環境行政において再生可能エネルギーの利用促進の方向を変えようというものではございません。現在第２次滝川市環境基本計画の策定作業を進めているところでございますが、次年度以降の太陽光発電に関する取り組みといたしまして環境教育に重点を置いた計画を考えております。コンセプトといたしまして、地球環境に優しい太陽光発電を初めとした次世代エネルギーについて知ってもらい、理解を深めることで環境問題に目を向け、エネルギーを大切にすることに自発的に取り組んでもらうといったもので、次世代エネルギーパークを積極的に利用していきたいと考えております。このように導入に対する直接的な促進策である補助制度について普及に一定の成果が見られたことなどにより、見直しを図り、新たに次世代エネルギーパークを中心とした普及啓発活動に積極的に取り組んでいくことで再生可能エネルギーの利用促進をさらに進めたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議 長 小野議員。

○小野議員 またいろんな面で見直しを進めながら計画を検討されるということでございますので、これから大事な問題でございますので、私も経済建設常任委員という立場からいろんなことをまた質問なり追及なりしていきたいと思っておりますので、その辺またよろしく願いいたします。

◎６、福祉行政

- １、介護職場の現状について
- ２、介護職場の非正規職員について

6 番目の福祉行政に移ります。まず、介護職場の現状についてお伺いいたします。国は、介護離職者ゼロを目指す方針を示していますが、介護施設職場において人員不足との報告はされているのか。職員の不足により施設運営、介護認定者に支障を来していないのか。介護職員に対しての労働条件とか職場の環境などもありますけれども、この中の待遇改善に対しては把握なされているのか。あるいは、事業団職員とほかの施設職員との給与の格差はどのように把握しているのかお伺いします。

それと、2 番目の介護職場の非正規職員について、関連でございますので、これも一緒に質問させていただきます。介護職場における非正規職員と正規職員の割合と各介護施設職員の有給休暇の取得状況についても一緒にお伺いします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの介護職場の関係のご質問 2 つについてお答えさせていただきます。

介護サービス事業所につきましては、それぞれ人員、設備、運営の基準が定められておりまして、その基準に基づき適正に運営されているところであり、人員が不足し、経営に支障を来しているという情報はございません。ただし、職員が離職した場合に備えてハローワーク等に募集をしても応募が少ないという話は伺っております。昨日の柴田議員の質問にもございましたけれども、介護職員の確保は重要な課題であると認識しているところでございます。次に、介護職員の待遇改善や社会福祉事業団職員との給与の比較、介護職員の有給休暇の取得状況につきましては、市内 53 カ所の介護サービス事業所に対し、このような調査は行っており、本市としては把握はしてございません。

介護職場における非正規職員と正規職員の割合についてでございますが、市内全事業所については把握しておりませんが、市が指定を行う地域密着型サービス事業所での常勤職員、非常勤職員ということでは、直近でございますことしの 3 月末でございますが、常勤が 7、非常勤が 3 となっております。

以上でございます。

○議 長 小野議員。

○小野議員 介護の問題については、いろいろと国会なんかでも流動性がありますので、また今後難しい問題となっていきますので、これは改めて注視していきたいと思います。

◎ 7、教育行政

1、非正規教員について

2、喫煙について

次、最後になりますが、教育行政、まず非正規教員についてお伺いをいたします。非正規労働が学校でも恒常化していると言われております。期限付きの教員、非常勤講師の 2 通りがあるようですが、労働環境については、児童の家庭環境の情報共有はできず、ホステス扱いされたとか、あるいはパワハラ、セクハラを訴える人もおります。いろいろと問題があるようですが、滝川市の状況と非正規職員の人数、契約期間等をお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 非正規教員についてのご質問でありました。現在滝川市内に 10 校ございます小

中学校の管理職を除く全教員１８５名のうち、任用期間が決まっているいわゆる期限つき教員は１２名おります。また、非常勤講師については６名おります。任用期間については、任用の理由によって変わりますが、現在勤務している教員は全員が今年度末までの任用期間ということになっております。それぞれの教員の担当については、学級担任あるいは副担任、チームティーチング指導担当など、各学校の状況に応じて正規の教員と同じ役割を担っております。滝川市においてご質問にあるような期限つき教員であるがために情報共有ができていないということやパワハラ、セクハラなどが行われている状況はありません。また、非常勤講師については、退職校長、退職教員などを採用しており、同じくご質問のような事例はございません。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今の答弁もあるのですが、はっきりと申し上げませんが、人の話を聞きますと確かにいることはいるのです。これ以上追及するつもりはないのですが。

それでは、２つ目の喫煙について話を進めます。

(何事か言う声あり)

○小野議員 後ろがうるさいのですけれども、私は私の質問事項でいきますので、喫煙についてお伺いします。喫煙についてよく問題になります。そして、受動喫煙防止が叫ばれる中、先日美唄市で受動喫煙防止条例が制定になりました。愛煙家、たばこ販売店には耳の痛いことと思いますが、教員の喫煙についてお伺いします。過日福岡県の中学校で教員のたばこの不始末で、ぼやに終わったのですが、ゴミ箱に捨てられていた空き缶の吸い殻による火災が発生したと。これは、原因は先生の隠れたたばこが原因だということで、学校の敷地内は禁煙でありながら、その学校の校長、教頭までもが喫煙していたと。さらに、県内小中学校を調査したところ、６６校のうち１５校で喫煙があったと。これはモラル以前の問題であり、何を教育し、指導しているのか、本当に情けなくなりました。そこで、滝川市ではこの辺の喫煙についての調査はしたことがあるのか、また喫煙に対してどのように対応しているのかをお伺いします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 教員の喫煙についてのご質問でありました。滝川市では受動喫煙防止のため、平成１７年度から市立学校の敷地内を全面禁煙にしております。しかし、昨年度、市民からの通報によりまして市内小学校の校舎内で喫煙しているという通報を受け、事実を確認したところ、喫煙していたということが判明いたしました。このことを受け、当該学校の管理職並びに当事者に対して厳重に注意をするとともに、校長会議においても改めて１７年度以降からの敷地内全面禁煙を遵守するよう指導徹底を図ったところであります。また、通報直後、直ちに各校の状況について調査した結果、ほかの学校においては喫煙しているというような実態はありませんでした。学校は子供たちが一日の大半を過ごす大切な場所であり、今後も子供たちの安全、健康を守るよう、受動喫煙防止のため敷地内禁煙を徹底し、引き続き教職員の服務監督に努めてまいりたいと思っております。

○議 長 小野議員。

○小野議員 今の答弁で、滝川ではないと思ったのですが、２６年にあったということで、今後またこういう問題も出るかもしれませんので、この辺のさらに指導強化をお願いしまして、私は終わります。

す。

ありがとうございます。

○議長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本正信であります。今回は農業問題と教育問題に絞って質問させていただきたいと思います。

◎１、経済行政

１、ＴＰＰ批准されることによる市内の産業に対する影響について

２、農業委員選任について

３、市内農業団体の広域合併の状況について

昨日の清水議員からの質問にございましたけれども、経済行政ということでＴＰＰ問題に関連して質問させていただきたいと思います。昨日清水議員に答弁された部分については答弁されなくて結構でありますけれども、今回のＴＰＰにつきまちは大筋合意の中で来年の国会等で批准されていくのかなというふうに思っておりますけれども、新聞報道等の情報、そういった部分しかわからないのでありますけれども、この合意の中で恩恵を受けれるのは大企業、そして大都会ではないかという話がされてございます。プラスの面とマイナスの面があって、地方についてはそのマイナスの面が出てくるのではないかということが危惧されているわけでありまして。そんな意味でお聞きをするわけでありまして、まず農業に関連しましては、中身が全部発表されていない中でどの程度の影響が出るかというのは全く不透明な中でありますけれども、ある程度開示をされている中で、滝川市内の農畜産物の関税が９．５パーセントにも及び撤廃される中でどの程度影響されるのか、それらについて滝川市内の農業の実態を踏まえて当市でも試算をされていることかと思っておりますけれども、まずその点をお伺いすることが１点と、あわせて今私たち滝川市内の農業の大規模農業をされている方につきましては、政府から価格補填をいただいて農業経営が成り立っているという現状にあります。例えば小麦につきましては、農家の品代が１俵１、５００円程度の中で、政府から６、０００円を超える数量払いをいただいて採算がとれているという現状にあります。この財源はどこから出ているかといいますと、外国から来ている小麦の輸入差益、これはマークアップというわけでありまして、それを財源としてそれが支払われておりますけれども、今の状況の中ではこれを半減していきなさいということが交渉中であるやに聞いてございます。となりますと、その部分の財源がどこから出るのか。一般財源から出てくるようになりますと、それらの数量払い等についての支払いを下げろという圧力につながってくるのかなと、そうなりますと当然農家の収入減にもつながってくるのかなと。そんな意味で非常に不透明な部分が多いわけでありまして、滝川市内はどの程度影響されるのかシミュレーションをされているのか、その辺について、あわせてまた仮に批准されたときに滝川農業をどのように構築していくのかということをお考えになっているのかをまず１点としてお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 T P P 協定に関するご質問ということで、市内農業への影響額ということでございますが、報道の範囲ですけれども、一部の府県レベルあるいは J A 中央会レベルで影響額を試算しているということは私どもも把握しておりますが、北海道の T P P 協定対策本部ではまだ現在のところ試算を行っておりません。市としては、現在国から示される情報が限定されているということ、また農産物についてはさまざまな流通経路で販売していることなどで、それらのことから把握が単純にできていないということがございます。きのうの清水議員のご質問にも答弁しましたが、政府や農林水産省が作成しております総合的な T P P 関連政策大綱といった農林水産分野における T P P 対策の中では関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、T P P 協定発効後の経営安定対策に万全を期するという、そのための経営安定対策の充実の措置を講ずるというふうなことが言われております。麦については、今議員おっしゃったようにマークアップの引き下げとそれに伴い国産麦の価格が下落するおそれがあるという中で、国産麦の安定供給を図るために引き続き必要な予算を措置していただき、経営所得安定対策を着実に実施するという。米につきましては、新たに設定された国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するというようなことが言われております。市としましても、今後も引き続きどのような影響等が考えられるのか、また国や道からの情報収集に努めまして、国により実施される対策に着実に取り組むとともに、万全な対策が講じられるよう引き続き北海道市長会などを通じ国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 山本議員。

○山本議員 万全の体制でということをお聞きしたのでありますけれども、今政府農林水産省のほうではさらなる農業経営の規模拡大ということではいろんな施策を T P P 関連で出しております。そんな中でいろんな対策が打たれているのですけれども、今の滝川市内の農家の現状を若干申し上げますけれども、ちょうど 1 2 月という来年度に向けての新たな営農計画書を提出する時期でございます。そんな中で、今滝川市内の農業経営者も来年度が見えない中で営農計画をしなければいけない。そして、あわせて、ご存じのように昨年の豊作貧乏を含めて米の下落、そして米の戸別所得補償、直接支払が半減になった。そして 3 0 年度にはなくなるという形の中で、農業経営のてんまつ、平成 2 7 年度末の営農収支が非常に厳しい方がいらっしゃる。そんなことを踏まえた中で、今の T P P がもし批准になりながら、米は隔離するといっても、過去のガット・ウルグアイ・ラウンドのときに入ったお米もやはり米の価格を下げる圧力要素になっているわけであります。そんな意味で、農家の所得があって滝川の農業はつながるし、そして滝川の産業の一つであるということであります。今の状況でありますと、滝川の農家の皆さん方がことはやっと乗り越えたけれども、また来年の暮れに苦勞するということが出ますので、滝川の農業の将来像をきちっと考えていただきたいと思いますので、これは要望ということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、同じく T P P の関連でありますけれども、ご存じのように T P P は農業で騒がれてございますけれども、農業だけの問題ではないのではないかなと思ってございます。今日本の経済商取引の中でいろんな部分が開放される部分が非常に多うございます。そんな意味で、農業以外の滝川市内

の産業に対する影響があると思うのですけれども、それらについても研究されているのかお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 TPP合意に関する影響ということでのご質問でございますが、TPP合意の内容については今さら申し上げるまでもないのかもしれませんが、関税撤廃を初めとして30章にも及ぶ項目で構成されているところでございまして、特にサービスや投資などで高い水準の貿易自由化を目標にされていることから、特許や著作権など知的財産の保護に向けたルールづくりや金融や通信といったサービス分野の自由化など、21に及ぶ幅広い分野が含まれているところです。TPP合意の内容による影響については、先ほども申し上げましたが、知事を本部長とします北海道TPP協定対策本部で本年11月2日に開催された第5回の同対策本部会議で北海道への影響の中間取りまとめというのが発表されているところでございます。この中でも影響金額の算定は行われていないのが現状でございまして、現時点においては市内の商工業などに具体的にどのような影響があるかというのが全く不透明な状況でありますことから、調査は行っておりません。今後国、道、あるいは北海道市長会のTPP問題特別委員会からの情報を得ながら、影響が明らかになれば関係機関と連携を図りまして調査の努力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 ただいま部長のほうからご答弁いただきましたけれども、この内容の部分について私どもが一番心配しているのは、安心、安全の部分で日本の法律がねじ曲げられないのかなというのを一番危惧してございます。日本の安心、安全の法律が貿易障壁になっていけば、TPPでは法律を改正しなければならないということになっておりますので、そんな意味でいいますと、せっかく安心、安全なもの、農産物を含めていろんなものを日本という国はつくってございます。そんな面で非常に心配な部分がありますので、この辺は十分調査をしながら、滝川市内の企業の皆さんに影響出ないように防衛策を張っていくのも一つの方向かなと思ってございますので、よろしくお取り組みをいただきたいと思います。

それでは、続きまして農業委員の選任関係についてご質問させていただきたいと思います。農業委員会法が先般改正されまして、今回の滝川市の農業委員につきましては公選ということで、無投票でありましたけれども、選挙で選ばれてございます。そのほかに団体枠で法律枠の選任の方もいらっしゃいますけれども、次回の任期満了からは新しい法律では市町村議会の同意のもと、議決のもと市町村長が任命するということになってございます。当然この滝川市においてもそんなことになっていくのかなと思ってございます。そんな中で法律の改正要旨を拝見させていただきますと、こうやって決めなさい、ああやって決めなさいという選任方法が事細かく示されて事例が示されているわけでありましてけれども、そんな中で当滝川市としてはどのような形で農業者の合意を得られる形の中で合理的に法律にのっとってこれらを取り進めていくのか、その辺について検討。そしてまた、当然定数のこともございますので、市議会に対して条例提案も必要な事項でございますので、この辺の議論、提案がいつごろなされていくのかも聞きをしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 農業委員会の関係のご質問でございます。農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、議員おっしゃるように農業委員の選出方法がこれまでの公選制から議会の同意を要件とした市町村長の任命制に変わります。任命に当たりましては、推薦、公募を実施すること、委員の過半を認定農業者とすること、また農業者以外で中立な立場の者を1名以上入れることなどの要件が、議員おっしゃるような細かな要件がございました。法改正の趣旨、指針等に従いまして適切な選任となるよう手続を踏んで任命したいと考えているところでございますが、議員おっしゃったように定数につきまして政令の定めるところにより条例で定める必要があるということでございまして、農業委員会の法律については28年4月1日の施行ということになりますが、現行の委員さんにつきましては任期満了日が平成29年7月29日となっております、それまでは在任されるということになっております。委員の選出方法ですとか条例の制定時期等も含めまして農業委員会とも相談、協議しながら、先ほどの細かなそういった条件をどうやってクリアするかということもありますので、委員の任命に支障がないよう条例提案の準備を今進めているところでございまして、その時期につきましては周りの市町村といえますか、農業委員会の動向ということも今把握している最中でございまして、例えば次の1定にすぐ出すことがいいことなのかどうか、定数、そういった絡みもございますので、慎重に今協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 農業委員会法の新しい改正の中で、ある一定規模の農地面積を所有しているところについては推進委員を置くとかということで、なぜそんなことになっているかということ、すぐ対応できるように農業委員会が開けるようにということで、基本的に推進委員を置く場合においては委員を半減できるというような決まりもあるわけでありましてけれども、滝川市においては基本的に今の定数ぐらいで推進委員を置かない方向になるのか、その辺もちょっと確認をしておきたいと思います。

また、あわせて、私も法改正の資料を持っているのですが、委員の農業者の中で認定農業者が過半を占めていなければいけないという1項がございますので、その辺も含めて滝川市の委員のあり方というものをどういうふうにするか。農業委員会だけではなくて例えば認定農業者の協議会の役員の代表者の方だとか、いろんな人たちのお話を聞きながら市内の農業委員を選ぶ選任の方法、定数等々についてしていくのか、農業委員会だけなのか、もうちょっと幅を広げて意見を聞いてやるのか、その部分だけお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今再質問として2つのご質問をいただいたというふうに理解して答弁させていただきます。

まず、1つは、農地利用最適化推進委員という制度といいますか、そういった委員の委嘱ということがございますが、これは議員さんおっしゃるように一定規模を備えればそういったものを選任しないことができるということになっていまして、その場合に委員の定数をそのままとすることができるというような中身でございまして、先日といいますか、11月2日付の事務連絡という文書ですが、

農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村一覧というのが参っておりまして、滝川市はそれに該当しておりますので、議員がおっしゃるようにこれを置かないで現行の農業委員の数を変えないということも可能だというふうになっておりまして、基本的にはそういった方向で我々も考えていきたいと思うのですが、もう一つのご質問で議員がおっしゃったように、どういった意見を聞いて決めていくのだと、農業委員会だけでなくということがございましたので、そういった中立の立場ですとか、あるいは性別の絡みも若干条件に入っていまして、女性の委員という問題もありますので、議員のおっしゃることも幅広くいろんな団体の意見を聞きながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 せっかくの法改正で新しい体制ができるわけでありまして、すばらしい内容になるように十分検討されて議会に提案をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目に移らせていただきまして、市内農業団体の広域合併の状況ということでご質問させていただきます。現在滝川市内の農家戸数は減少しております。そして、中空知管内、全道も同じく農家戸数は減少しております。そんな中で、過去にありましたように農協の合併でありますとか、いろいろ合併が進んでございます。農協だけではありません。例えば近々に農業改良普及センターが広域合併になって、支所が隣のまちに行ってしまったというようなこともございます。今現況の中では幾つかの農業団体の広域合併の話も聞いてございます。そんな中で、某自治体ではそれを誘致するために、首長さんがその市の土地、建物を提供するから、ぜひ来てくださいというような運動をしている市町村もあるやに聞いてございます。当滝川市ではそんな土地はない、そんな余裕もないと言われればそれまでですけれども、せっかく滝川市内にもともとある農業団体がどこかに行ってしまう、農業団体でなくてもいいのですけれども、例えば滝川の企業の事業所が滝川からなくなるというのを含めて、いろんな部分が滝川から撤退される、いなくなるというのは、企業誘致がなかなか進まない中ではせめて最低限現状維持を図る中では大切なことではないかなと思ってございます。そういう中で滝川市がこれ以上滝川市内から働く場が減らないように、覚悟を決めて引きとめること、そして誘致のことでお考えがあるのかだけお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ご質問いただいたのは農業団体ということでございましたが、それに限らずという、幅広く働く場を滝川市から失わせないためといいますか、というようなご質問だと思いますが、農業団体のことで申し上げれば、先ほど議員おっしゃるように広域合併等で市外に流出するということにつきましては、市内農業者にとって利便性を損ねるという影響のほかにも、雇用の流出ですとか人口減少、そういったことも考えられます。滝川市としましても、過去に今例示されました農業団体の統合があったときに、我々としても建物等の物件の紹介を行ったりしたこともございます。今後もそういった情報を早く瞬時に集めるような努力もしてまいりたいと思ひますが、それにはあくまでも農業者がどういうふうに利便性をという観点、あるいはいろんな指導を受けるですとか、そういった

農業者の受ける利便性について最重点に考えて可能な対応をとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今可能な限りというご答弁をいただいたのですけれども、可能な限りでなくてほかに負けないという意気込みでお願いをしたいと思います。これ以上聞きませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

◎2、教育行政

1、18歳選挙権について

では、最後に、教育行政の関係で18歳選挙権問題についてちょっとご質問させていただきます。公職選挙法が改正されまして、来年の参議院選挙から、18歳になられた方で選挙人名簿に登録になられた方は当然選挙権があるわけでありまして。それと、未成年者の一般の働いている方も当然あるわけでありまして。私は、学校現場のことをちょっと心配するわけでありまして。文科省のほうでは各学校にそれなりの指導の教本であるとか、いろんな要領がおりてきているのだろうとは思いますが、市内には市立と道立があるわけなのですけれども、それらを含めて各学校が同じような同一の内容で教育されているのだろうと思いがたいますが、指導される内容が異なると非常に問題が多いわけでありまして、この問題について多分道教委が関連してくれるのだろうなと思うのですけれども、指導するための部分について均一に同じことが指導できるように、そういったことがなされていると思うのですけれども、その差が出ないようにされているのかどうかだけでも1点お聞きをしたいと思いがたいます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 選挙教育に関するご質問でございます。改正公職選挙法が今ご質問にありましており平成28年6月19日に施行されまして、選挙年齢が満18歳以上に引き下げられることとなります。したがって、来年の6月19日以降に行われる選挙から18歳以上ということになるかと思いがたいます。このことから、総務省及び文部科学省では有権者として求められる力を身につけるための学習用副教材、これを作成しまして、国公立、私立、全ての高等学校に配付をしております。これがそういう教材でございます。これが生徒用と教師の指導用という形で全国の高校に配付をされているということでありまして。この副教材は各学校の教育課程に位置づけておりまして、指導資料に基づきまして教育が行われる予定となっております。ですから、各学校で進め方などについてはそれぞれ工夫がされていくというふうに思いがたいますが、指導すべき内容については差が生じることはないというふうに考えてございます。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 ただいま差がないということでありまして。安心をしておりますけれども、ただ人間でありますので、文章を読んでしゃべるときに自分の私見が入る先生も過去に私は大分経験しておるわけでありまして、そんなことがないようにぜひ指導を教育委員会でもしていただきたいと思いがたいます。

ます。

それとあわせて、ある程度でありますけれども、教員と生徒の皆さん方も選挙運動が当然できるわけでありまして、学校の中では絶対できないということになってございますけれども、そんな意味でその辺についても線引きをうまく教えられるのかなという心配をしておりますけれども、その辺について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 選挙運動のあり方でございます。教員につきましては、関係法令等で政治的行為の禁止ですとか、教育者の地位利用の選挙運動の禁止が規定されてございます。また、生徒への指導に関しては、特に留意しなければならないという点がございます。例を挙げますと、同一学年であっても年齢によって選挙運動の可否が分かれますと、例えば18歳未満であれば選挙運動をしてはいけないというようなことになります。また、インターネットを活用して簡単に選挙運動ができるようになってございます。したがって、そんなことから無意識のうちに公職選挙法で禁止されている行為を行う可能性があるということも危惧されます。その点に関しましては、先ほどの副教材ですとか、選挙運動についてのQアンドA、これらの資料をもとに指導をしていくことになります。また、選挙管理委員会とも連携をしまして、模擬選挙など実践的な学習活動、そんなことを通じて指導をしていくことになる、そういうことでございます。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 まず高校生からということになるのですけれども、模範的なことになってほしいと思います。今非常に投票率が下がっているわけでありまして、政府のほうでもそういったことを危惧して18歳まで下げたのだらうと思います。将来の自分の生活を変えるのは若いときからの投票行動につながるのかなと思いますので、その辺が公平な形の中で投票率が上がるような教育をぜひ行っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議員 公明党の堀です。通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、福祉行政

- 1、生活困窮者支援について
- 2、難病対策について
- 3、高額療養費について

最初に、福祉行政、生活困窮者支援について伺いをいたしますが、厚生労働省ではひきこもりをさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をひきこもりというふうに定義づけられておりますが、約26万世帯と今年の8月に推定をされております。また、特にひきこもりの高齢化が進んでいるというような報告もされております。それで、質問させていただきたいのですが、現役世代のひきこもりが社会問題と、このようになっております。このことは、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢者の経済的な負担に

なっているということになっております。年金生活者のご両親のもとにひきこもりの息子さんなり娘さんがいるということですから、当然そういうことになると思うのですが、このような状態になっていることに対して本市の支援体制を伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの生活困窮者支援についてご答弁させていただきます。

本年4月より生活困窮者自立支援法が施行されまして、本市においても自立相談支援事業に取り組んでいるところでございます。経済的な問題だけでなく生活の不安や仕事など生活困窮者の方が抱える複合的な問題に対応するため、昨年度空知管内でのモデル事業を受託し、ノウハウを蓄積したそらち生活サポートセンターに委託いたしまして、行政だけでなく社会福祉協議会やハローワークなど関係機関、就労先などの社会資源を広域的に活用できるよう、空知管内7市での広域委託事業として実施しているところでございます。行政だけでなく相談窓口の選択肢がふえたことで11月までの8カ月間で21件の相談が寄せられて、ご質問にありますひきこもりを含めた潜在的な問題が把握しやすくなっており、支援計画を策定した上で自立に向けた段階的な支援を行っているところでございます。今後も相談内容に応じた支援体制を構築するため、関係機関との連携、調整機能の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 21件の相談があったということで、思ったより多いなというふうに感じました。よろしく願いをいたします。

続きまして、難病対策についてお伺いをいたします。本年の1月に難病医療法が改正されまして、難病の範囲も多くなったということでお聞きをしておりますが、難病患者に対する支援と、また指定難病外の方も当然いるわけですが、そういう人たちの支援について本市の対応をお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 難病対策についてのご質問でございます。今議員さんのおっしゃられました難病の患者に対する医療等に関する法律、難病医療法につきましては、平成26年5月に改正され、本年1月より施行されたところでございます。主な改正点でございますけれども、医療費助成の対象疾病を56から110疾病に、さらに7月からは306疾病に拡大され、対象者数も約78万人から150万人へと拡大されたと聞いております。助成内容も自己負担割合や自己負担上限額が引き下げとなり、負担軽減が図られたところ です。また、各都道府県の難病相談支援センター事業には生活就労支援が盛り込まれ、難病医療の拠点病院や地域基幹病院の整備や適正な診断のために連携を図る難病医療支援ネットワークが構築されたところでございます。難病に関する指定申請や専門的な相談などは、窓口が北海道となり、当市では滝川保健所が受け先となっております。障害者総合支援法の改正により、平成25年4月から難病の方も障がい福祉サービスの利用が可能となっております。ご質問にありますように、難病を患われた方や難病指定に至らない方も疾病を原因とするさまざまな生活上の支障が生じます。もちろん医療的には医療機関での治療が必要となりますが、福祉サービスの利用や生活相談、他の制度の情報提供などは身近な窓口としての対応を続けてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 いずれにしても、最終的にはやっぱり生活保護というようなことになってしまいますので、どうかそうならないような支援体制を確立していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、高額療養費についてお伺いをいたします。年齢、年収に応じて自己負担限度額が変わる制度でございますが、年収についてちょっとお伺いをしたいと思います。この年収については、一時的収入も入るのか、また市民にはどのような周知、PRを行っているのかを伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 高額療養費について年収に一時的収入が入るのかというご質問でございますが、所得の算定におきまして一時的収入の種類にもよるのですけれども、例えば譲渡所得など税金の課税対象となる所得は収入となるのですけれども、退職所得や遺族年金、障害年金などは入りません。市民への周知についてということです。保険証を更新するときに全世帯に、また国保に新規に加入する場合は随時、高額療養費についてのパンフレットをお渡ししているほか、市の公式ホームページ、広報たきかわでも制度の概要についてお知らせしているところでございます。また、各病院と連携しまして、該当者に国保の窓口で手続するようにと病院の窓口を通してお伝えしているところであります。さらに、70歳以上の対象者で未申請の方にはお知らせの文書を送るなど、手続に漏れがないように努めているところでございます。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。病気をしないで健康な状態でいた人が65歳を過ぎて入院する、手術をする等々のときに、市役所に訪れて高額療養費の限度額を申請したりしていると思うのですが、そのパンフレットも当然説明の中でいただいているみたいですが、そのパンフレットが読んでもよくわからないと、質問をしてもよくわからないというような苦情なり市民相談がありましたが、2番目でお聞きする要点がそれでございます。手術等の入院は限度額の認定書を提出すれば病院でその限度額内で済むわけですが、その後同じ月内で同じ病気の治療を受けるために通院なり薬代が出ると、こういうのはどうなのかというのがあのパンフではわかりかねる状況であると私も思いました。世帯2万1,000円だったかな、を超えなければ申請しても戻ってこないというようなことで説明がありましたけれども、このことについてどういうふうに市民に周知しているのかを伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま窓口で質問してもなかなかわからないというお話がありましたので、その辺につきましては今後お問い合わせいただけるお客様の立場になった対応は必要かなというふうに考えていますので、大変申しわけございません。

今のご質問の関係でございます。限度額認定書の使用後に同じ月にかかった医療費について、外来、院外の薬代という部分につきましては、さまざまな条件があります。70歳未満の場合ですが、同じ

世帯で同じ月内に2万1,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた部分が支給されるということになります。70歳以上の場合も同様の合算制度があります。いずれにしても、なかなか複雑な部分がございます。それをより丁寧に今後とも市民の皆さんへ周知したいというふうに思います。現在の市民の周知につきましては、高額療養費の制度になりますので、先ほどの質問と同様でございます。保険証更新時に全世帯に、また新規に国保に加入する際にもパンフレットをお渡ししているほか、市の公式ホームページでも周知しているということでございますので、今後も高額療養費の制度を少しでも多くの方にわかりやすく知っていただくためにいろんな方法を考えていきたいと思っております。いずれにしても、このように言葉でお話ししてもなかなかわからない部分があります。お手数でも、やはり窓口にいらっしゃるか、お電話でも結構ですので、ご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 パンプは、できればQアンドAの形で例を何点か挙げておくとうわかりやすいと思いますので、ご提案をしておきます。

◎2、マイナンバー制度

1、マイナンバー制度の仕組みについて

続きまして、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。マイナンバー制度の仕組みについてお伺いいたしますが、今日までの配付状況について、また受け取り拒否や住所不明の場合はどうなるのか、このことによって個人が、市民がどういうデメリットがあるのか、この辺をご説明いただきたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、通知カードの配付状況ですが、全体の送付通数2万1,493通で、郵便局での初回配達後の返戻通数は2,180通、返戻率は10.1パーセントになりました。返戻の理由ですが、宛てどころなしが506通、郵便局での保管期間1週間を経過して返戻されたものが1,654通、受け取り拒否が20通でございました。返戻された通知カードは、順次市民課の窓口で交付しています。場合によっては簡易書留で再送しているところでもあります。その数は毎日30通から40通、市民の方がとりに来ています。12月16日現在、お渡ししたのは751通で、未交付率は6.7パーセントとなっているところでもあります。また、受け取り拒否の20通のうち、5通はやっぱり必要だということで市民課の窓口を受け取りに来られておりますので、受け取り拒否は15通ということでございます。住所不明の方につきましては、住民票の情報を正しく記載するよう総務省から通知が来ておりますので、毎年実施しています住基法に基づく実態調査、これを行いまして、通知カードがご本人に渡るよう対応していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、返戻された通知カード、戻ってきた通知カードは3カ月程度、来年2月末まで市で保管します。運転免許証等の本人確認書類を持参いただければ、市民課窓口で受け取ることができますし、事前にお電話いただければ江部乙支所で受け取ることもできるようにしていきたいというふうに考えています。この周知につきましては、12月8日に市の公式ホームページ、12月末には町

内会の班回覧でも行う予定でございます。返戻された通知カードは、3カ月の保管期間経過後は廃棄いたします。2月の段階でまだ受け取りに來られていない方は、通知カードの受け取りについてのお知らせの文書をこちらから郵送したいというふうに考えています。通知カードを受け取っていない方が個人番号カードの交付申請をした場合も初回は無料でございます。また、手数料500円はかかるのですけれども、申請により通知カードを再交付することも可能でございますし、法の規定によりまして個人番号が必要な手続の場合は個人番号入りの住民票を取得することによっても確認することができます。現時点で考えられるデメリットはないと考えています。また、住民票が職権消除されている場合、現在住んでいるところに住所を登録することによって通知カードを交付することができるようにしています。

以上でございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 現段階ではデメリットはないということですが、将来的にはあるかもしれないということですね。

それでは、次にまたお伺いしますが、業務には随分お金が、人件費を含め、切手代やその他の業務でかかっていると思いますが、この経費全般は国の補助で賄っているのかどうなのかを伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバー制度に係るシステムや周辺機器以外の経費につきましては、9月議会の補正予算で計上しましたが、国の補助金が131万9,000円です。個人番号カード交付の人件費、通知カードを交付するための居所実態調査の経費などの事務が対象となっているところです。内訳ですが、職員の超過勤務手当69万4,000円、臨時職員の賃金57万9,000円、窓口を設置するパーティションの備品購入費4万6,000円を計上したところであります。そのほか、市の負担では通知カードを簡易書留で再送しています。件数は12月4日現在で38件、郵送料は約1万5,000円です。これは、新聞等でも報道されていましたがDVや長期入院等のやむを得ない理由による居所情報登録申請、9月25日までに受け付けしていましたが、その後に追加申請があった分について郵便局から通知カードが戻ってきてから、市から再送したものでございます。戻ってきた通知カードは、基本的には運転免許証などの本人確認書類を持参の上、窓口で受け取っていただきますが、病気などでどうしても窓口に来られない方へは簡易書留で再度郵送することも想定されております。市での保管期間が3カ月間あるということで、今後何件発生するか現時点ではわかりませんが、市の財源で負担しなければならない経費もあるということから、国の補助金では足りないということは事実でございます。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 きのうの所管からの説明でもその旨がちょっと説明があったと思います。市長も市長会でその旨伝えられたというような報告を受けましたけれども、国の制度で自治体に負担があるということはいかなるものかというふうに思っています。これは、全国市長会等々でも、負担にならないよ

うに賄ってもらふようにするような制度なりにしていかなければならないというふうに思いますので、市長、頑張ってください。よろしくお願いします。

続いてお尋ねいたしますが、市民はテレビ等のマスコミによる報道を注視してしまして、個人情報保護法なり、自分の情報が全部漏れたりなんかするのでないかという危惧を持っています。市でもそういう面ではセキュリティーをしっかりとやっているのだと思いますが、市民が安心するようなご答弁をお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 マイナンバー制度におきます個人情報保護の対策についてのご質問でございますが、我が国のマイナンバー制度の設計、構築に当たりましては、諸外国での先行導入例などを踏まえ、さまざまな対策が施されているところでございますが、例えばネットワーク内では個人番号を直接用いず、番号化した通信情報を使用する。また、ネットワークの管理従事者を含め、情報提供ネットワークへのアクセス制御による制限及び管理を行う。個人情報を特定のサーバーに集約させず、分散管理することにより芽づる式の情報漏えいを防ぐなどの対策を行い、個人情報の保護に細心の注意が払われているところでございます。本市といたしましても、国の特定個人情報保護委員会が策定したガイドラインに従い、それぞれの事務担当者を特定した上で、そのアクセス権限を制御することによって必要最小限の個人情報へのアクセスしか許可していないこととしているほか、個人情報の取り扱い領域の明確化、利用状況、保管状況に係る記録の作成等の求められる安全措置を十分行うこととしており、これらにより個人情報の適切な運用を図っていく考えでございます。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 安心しました。

続きましてお尋ねをいたします。最後になりますが、マイナンバー制度のメリットは通知でもいただいていますから、皆さん大体ご存じだと思いますが、行政の効率化が最大のメリットとされていると思います。使用する側もメリットがありますし、当然行政の中でもメリットが発生するのだと思いますが、現時点で恐らくこういうような、人時でもいいですから、こういうようなメリットがあると考えられる点をお示ししていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 マイナンバー導入によるメリットについてお答えをさせていただきますが、一般的にマイナンバー制度導入の意義につきましては、概括的にただいま議員がおっしゃられたとおり、行政の効率化に加えまして、国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現といったことが大きなポイントとして挙げられております。具体的には、行政機関におきますさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間あるいは労力が大幅に削減をされ、事務の正確性の向上や作業時間の短縮が図られること。2つ目といたしましては、各種申請時等の添付書類が不要になるなど、市民負担が軽減されること。3点目といたしましては、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになることといったことが挙げられております。マイナンバー

制度の導入につきましては、今後段階的に行われていくということが決められておりますが、こうした定めあるいは年限に基づきましてきちとした体制で取り組むことによって我が国社会全体に波及するメリットが最大限効果があらわれるというようなことが期待されますし、そういった取り扱いに十分配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○堀 議 員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

間もなく12時になります。この辺で休憩とさせていただきますと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安楽議員の発言を許します。安楽議員。

○安楽議員 新政会の安楽でございます。本日は、防災対策について質問いたします。午前中の小野議員のご質問と若干重複するところもありますが、真摯なご答弁をよろしくお願いいたします。

◎1、防災対策

- 1、10月上旬の発達した低気圧及び台風23号接近時における市役所の対応について
- 2、災害全般における対策本部の設置及び避難所の開設基準について
- 3、今後の防災訓練等について

まず、近年は日本各地で我々の想像を超えた異常気象や火山の噴火、地震などの天災地変が起こっており、市民の安全、安心を確保するためには防災対策は極めて重要であると考えております。本市においても、地理的に石狩川及び空知川の1級河川が流れており、また本市西側には沼田から月形町までの間に増毛山地東縁断層帯が縦走するなど、豪雨による水害や最大震度5強の地震の発生が懸念されます。

そこで、まず、1項目めの質問になりますが、10月上旬の発達した低気圧及び台風23号接近時における市役所の対応について質問いたします。10月1日から2日にかけて本市を来襲した発達した低気圧及び7日に来襲した台風23号により、本市は樹木、農産物、一部の家屋等に被害を受けたわけではありますが、その際の市役所の対応について5点伺います。1点目は職員の呼集体制について、2点目は指揮所の開設時期、規模について、3点目は被害状況等の情報収集要領について、4点目は市役所内部の各部、警察、消防、自衛隊など関係所掌との連携要領について、5点目は市長への報告時期、要領について、以上5点についてご答弁願います。

○議 長 安楽議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 10月上旬の低気圧及び台風23号に対しての対応について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、全般的には平成26年度に作成をいたしました滝川市地域防災計画に準拠し、対応しているところでございます。ご質問にありました10月1日から2日にかけての対応といたしましては、まず職員の呼集体制につきましては、防災危機対策室及び土木課の一部職員が1日の勤務終了後より市役所執務室待機、その他の職員につきましては同日開催をいたしました臨時庁議においていつでも登庁できるよう自宅待機の指示を出したところでございます。次に、指揮所の開設時期でございますが、暴風警報が発表されました1日の午後4時26分、規模は防災危機対策室2名となっております。情報収集要領につきましては、主に市民からの通報、警察、消防からの情報等、電話による収集を実施しており、2日には午前4時ごろから風が強くなり、教育委員会では午前5時20分ごろに市内小中学校の臨時休校を決定、午前5時ごろより土木課によるパトロールを開始、被害を発見した場合については通行確保のための応急処置を実施したところであります。また、通行規制を要する場合には、警察などの関係機関への連絡により通行止めと迂回処置により市民の安全確保に努めたところでございます。関係所掌との連携要領につきましては、内部については主に電話とメール、外部につきましては警察、消防、自衛隊、開発局、気象台など防災関係機関とホットラインにより連携を図ったところでございます。市長への報告時期、要領についてでございますが、2日の被害発生時におきましては市長が出張中でありましたので、午前8時時点の被害情報と速報版としてデータ化をし、電子メールにて報告を行ったところでございます。また、7日から8日にかけての対応についてのご質問でございますが、職員の呼集体制につきましては、強風注意報の発表であったことから、自宅待機体制の中で気象庁のホームページや防災情報提供システムから適宜情報収集を行ったほか、消防など防災関係機関から電話により通報に関する情報収集を行ったところでございます。また、市長への報告等につきましては、8日の午後零時45分に台風23号が温帯低気圧に変わり、その時点では特に被害の報告がありませんでしたが、同日午後倒木による市道の通行止めが発生したことから、消防からの3件の出動報告とあわせ、市長への口頭報告を行ったところでございます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で、今回は状況に合わせた対応をされているなというふうに確認できました。しかしながら、実際に強風があったわけですから、細かい点とかいろいろ教訓となる事項もあると思えますので、その事項についてはぜひ計画等に反映させていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。災害全般における対策本部の設置及び避難所の開設基準について質問いたします。1つ目の要旨ですが、滝川市として各種災害においてどのような状況になった場合対策本部を設置し、避難所を開設するのかを伺いたいと思えます。

○議長 総務部長。

○総務部長 滝川市におきます災害対策本部運用マニュアル及び大雨等災害初動対応マニュアルに災害対策本部の設置基準が記載されておりますが、まず1点目といたしまして大雨の場合につきまして

は、気象台観測所等の3時間雨量が80ミリを超え、さらに強い雨が継続して降ると予想されるとき、2つ目が洪水の場合、石狩川橋本町水位観測所または空知川赤平水位観測所で氾濫注意水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき、3つ目が暴風の場合でございますが、平均風速が18メートル毎秒を超え、さらに風が強くなると予想されるとき、4つ目が地震の場合でございますが、震度5弱以上の地震が発生し、地震による大規模な被害が発生したときまたは発生するおそれがあるとき、5つ目がそれ以外で甚大な災害が発生している、または発生するおそれがあり、その対策を要するとき、以上の5点が対策本部を設置する主な基準でございます。避難所につきましては、避難勧告等の発令の判断基準に基づき、石狩川や空知川の水位が危険な数値になった場合や土砂災害が発生する前兆現象が見られた場合など、市長が避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令すると判断した場合に開設されるということになってございます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 よくわかりました。続きまして、2つ目の要旨について質問いたします。前の質問に関連した内容になるのですが、避難所開設時の市民への伝達要領、あと介護が必要な市民、要支援者、この市民に対する対応について伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、市民への伝達要領につきましては、午前中の小野議員さんに答弁したとおりでございますので簡潔に申し上げますと、テレビあるいはラジオ等の放送、あるいは広報車等による伝達、町内会や自主防災組織への伝達、公式ホームページ等による伝達を用いて市民周知を図っているということでご理解をいただきたいと思います。また、介護が必要な市民についての対応でございますが、支援プランを作成している自主防災組織や町内会におきましては災害時に誰が誰を助けるのかということが明確に決められており、隣近所の共助により避難者の介助をする仕組みになってございます。支援プランを作成していない場合につきましては、避難行動要支援者名簿を作成しておりまして、消防及び警察で平常時から情報を共有し、災害時において公助による円滑な支援活動ができるよう、日ごろから備えているところでございます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で、支援プランを作成していない自主防災組織または町内会があるということなのですが、市としてこういう自主防災組織、もしくは町内会に対して支援プラン作成を求めているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 現在支援プランを作成している町内会でございますが、約36.3パーセントという状況でございます。支援プランを市としては作成をしていただけるように働きかけているということではございますが、平成21年から23年にかけて緊急雇用対策を活用いたしまして全町内会にこの支援プランについて一巡をして、現在こういう状況に至っているということでございます。中には、農村地域で町内の戸数が少ないところについてはどこにどういう方がおられるということが事前にわか

っているので、あえてそういうプランをつくる必要がないという、そういう町内会も実は中にあるものですから、なかなか100パーセントまでということにはどうしても至らない部分があるわけですが、隔年実施しております防災総合訓練等で町内会あるいは町内会連合会を単位に防災訓練等も行っておりますので、こういった訓練を通じて自主防災組織等の支援プランを作成していただける、あるいは午前中にもお話しいたしましたが、石狩川のタイムライン等で町内会についても、今まで自主防災組織ということで2つの連合町内会から今回の検討会から12の連合町内会の皆さんにも参加をしていただくという形を考えておりますので、こういった活動の中でさらにそういった町内会がふえるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 今詳細にわたりご答弁いただいたのですけれども、時間的な問題がありますので、しっかり隣近所がまず体の不自由な方等要支援者の掌握をされて、まずは避難所にその方たちを連れていくと、こういうシステムが滝川市として全部とれれば最高ではないかなというふうに思いますので、継続してその辺の努力をお願いしたいと思います。

それでは、最後に3項目めの今後の防災訓練等について質問いたします。防災対応は平素の準備が極めて重要であると考えますが、市として今後どのような準備または訓練を考えているのかお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃられるとおり、平時の準備が重要だということは同感でございますし、またそれに向けて進めていかなければいけないというふうにも考えておりますが、1点目としましては先ほども申し上げましたとおり石狩川滝川地区水害タイムライン検討会が発足をしたということで、こういった検討会を通じて関係機関、交通事業者等の参加をいただきながら防災行動計画を作成するための活動を進めていきたいという点でございます。また、市といたしまして市の災害対策本部としての訓練といたしましては、各部、班ごとに小分けをした図上訓練を来年1月下旬に予定をしており、現在タイムラインを意識したシナリオや条件付与について検討を進めているところでございます。また、隔年で実施しております防災総合訓練につきましては、防災関係機関の参加をいただき、来年度実施をする予定といたしておりますし、また市若手職員を対象とした水防実地訓練、避難所訓練など、災害対応に有効な各種訓練を繰り返し繰り返し実施することによりまして平時の準備として取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 真摯なご答弁ありがとうございました。防災対策においては、市民の防災意識の高揚、あと計画の作成及び訓練を含めた周到的な事前準備、そして災害発生時の初動対応が市民の安全確保につながるものと考えております。前田市政がスタートしてから約5年間で滝川市地域防災計画を初めとする各種計画の整備、本部機能強化のための図上指揮所訓練、各町内会等の実働訓練、そして陸上自衛隊第10普通科連隊との防災協定の締結など、本市の防災対策は着実に進んでおり、生意気ですが、私は市長の手腕を高く評価しております。しかしながら、防災対策には終わりはありません。現

状に甘んずることなく、今後予定されている各種訓練を通じ、問題点や教訓事項を把握し、各計画に反映され、万全を期していただくことをお願い申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上でございます。それでは、順次質問してまいりたいと思います。きょうはちょっと鼻風邪を引いておりまして、聞きづらいかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。今回の定例議会は、財政健全化計画案が出たということで、案というか、計画が示されたということで、そこに集中することが多いのしょうけれども、私も財政健全化計画に沿って、改善目標 5 億円という、これをぜひ達成いただきたいという思いで確認の質問をさせていただきます。

◎ 1、市政運営

1、組織機構改革について

まず、副市長の 2 人制について、市長にとっては今後どのように考えているのか。市長が 1 期目のときに、民間から副市長を招いて 2 人制でやりたいということで、私もその当時は賛成した一人の議員でございます。あれから既に 4 年経過しようとしておりますけれども、今の時点での市長の思いと、今後についてはどうなのかということを伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、三上議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問いただきました副市長の 2 人制という問題でございます。さきの渡邊議員のご質問に対する答弁と同じでございますが、鈴木副市長の活躍につきましては既に皆さんが十分ご承知のとおり、滝川市の経済活性化と市役所改革に多大な功績を上げられるとともに、今後の滝川市が歩むべき道筋を大きく切り開いていただいたと思っております。現時点では鈴木副市長の任期も残っておりますし、活躍いただいている最中ですので、副市長 2 人制の継続云々につきましては熟慮すべきものであり、しかるべき時期に判断したいと考えておりますが、さきの渡邊議員のご質問に対する答弁の繰り返しになりますが、今後という広い意味では副市長 2 人制が必要と判断した場合には検討もあり得ると考えております。そのような今後の考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 現時点では 2 人制も今後あり得るということで理解しておりますけれども、議会としても鈴木副市長の功績というのは高く評価されている方が多いと思います。ただ、今財政健全化計画が出て、5 億円の削減目標を掲げた。この段階においては私は 1 人制に戻すべきだと思いますけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 長 ただいまの三上議員のご指摘も考慮した上で、熟慮してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 最終的に5億円の削減目標を達成できなかったときの責任というのは市長にありますから、それは市長の判断でされることだと思います。

それでは、2番目なのですが、役職ポストの削減ということで財政健全化計画にも盛り込まれております。ただ、この計画の中では、大部分が職員というか、人件費にかかわる部分なのです。それで、今議員の方からも声がありますけれども、部長職のポストが結構多いねと、何でなのだろうねという声も聞くことがあります。そういったことで、この計画にはそういったことも含まれていると思いますけれども、確認のため伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問いただきました役職ポストの削減についてでございますが、財政健全化計画では、人口減少や財政状況を踏まえた組織のあり方に向けて平成26年度から導入いたしました係制にふさわしい簡素で効率的な組織、事務事業の見直しに基づく組織、組織に見合った最適な職員配置を大きな視点とし、具体の例といたしましては部課長職の配置の見直しなどにより組織のスリム化を目指すことといたしております。組織のスリム化を目指す以上、役職ポストは必然的に削減されるものと考えておりますが、個別具体的の中身につきましては計画に基づき、今後別途整理していきたいというふうに考えております。ただし、業務を推進する上において市民サービスの低下に結びつかないようなしっかりとした体制は整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 そもそも私は、ポストをふやすということは何がメリットあるのかなというふうに考えます。それは、指令塔というのは1人であるべきだと思うのです。あっちから、こっちから指示が入ると職員の皆さんも大変だと思います。昨日鈴木副市長がリーダーというものは率先垂範で自分の姿を見せて部下に示すのだという話をしましたけれども、振り向いたら部下が誰もいないということもあり得るので、ぜひその辺も考慮しながら役職ポストということを考えていただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。職員の日々の業務の関係なのですが、私が民間にいたということもありますけれども、これは当たり前のように確認されることなのですが、上司が部下に対して、きょう一日どういったことを目標に掲げて仕事をするのだと、そういう確認作業というのがこの市役所庁舎ではされているのかどうなのかということが非常に気になっております。これはなぜそういうことを聞くかということ、実は財政健全化計画の中に仕事の質、時間、そういったものも向上させていかなければいけないというような趣旨のことが書かれております。そういったことを考えると、それぞれ職員個々の仕事の質、あるいは時間の改善というか、使い方、そういったものを変えていかなければいけないと思うのです。そういったことでこの質問なのですが、どのような考えをお持ちか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問いただきました目標設定についてでございますが、大きくは市政執行方針、それらを受けた各部の運営方針と目標により毎年度市が重点的に取り組む施策や事業について目標達成に向けた取り組みを明確にしてきておりますが、中にはルーチンワークなど日々の業務については明確化されていないものもあるかと認識はしております。財政健全化計画では、事務事業の見直し、組織

人件費の見直しに取り組むこととし、これらを着実に進めるためには議員おっしゃられたとおり、日々の業務の中で仕事の必要性、質、仕事の進め方など一人一人が意識を持って変えていくことが重要であるというふうに考えております。また、時を同じくして、来年度から改正地方公務員法の施行により人事評価制度が始まります。現在試行中ではございますが、目標管理型の業績評価を取り入れ、職員の日々の業務の目標設定を明確化していきたいというふうに考えております。こうした制度も有効活用する中で、財政健全化計画の着実な推進に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、議員の質問の中にございましたとおり、一人一人の時間管理という部分も確かに重要だということで、現在市のシステムの中にグループウェアということで職員一人一人の一日の、あるいは時間の管理、どういった業務を行うのかというようなシステムを入れて、全職員が見ることができるという形をとっておりますし、また職場では議員おっしゃられたとおり日々のきょうの業務の確認が行われたり、週に1回係でミーティングをしたというようなことも行われていますし、全体といたしましては現在庁議が月2回行われておりますので、その庁議結果を踏まえて、全職員に周知徹底を図っているというようにも行われておりますので、今後もそういった視点を忘れず進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 そうはいつでも、突発的な事案が発生したりということが間々あると思いますので、ぜひ職員の皆さんは頑張ってくださいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。窓口業務の民間委託ということで伺いたいと思うのですが、これは田村市政のときから私は質問しておりますけれども、いろんなことがあってなかなか進まないのですけれども、民間委託ということについての見解を伺っておきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の窓口業務でございますが、市の仕事の中には窓口業務がたくさんありまして、市民生活部の中でも幾つかあるのですが、市民課ということでお答えをさせていただきたいと思っております。市民課窓口業務の委託につきましては、平成25年度から市役所内部で、非公式ではありますが、その可能性について検討を行ったところであります。検討の結果、結論ですけれども、当面は見送ることといたしました。理由の1つ目といたしましては、コスト面でございます。現状では市民課窓口の業務委託を北海道内で行っているところがないことから、受託する業者の体制、拠点構築が整っていないということから、コストが全てその業者に加算され、割高となっていきます。また、平成26年8月に東京都足立区の窓口業務委託につきまして委託社員が委託業務について職員に判断を仰いでいたため、東京労働局から偽装請負に当たるということで是正指導を受け、受け付け事務の一部を区に戻しているところであります。このことにより、仕様書にないような事務の受け付けをするためには職員による直営の窓口が必要だということから、思ったより職員数の削減が見込めなくなったということがあります。2つ目の理由といたしましては、住民サービスの面でございます。道外で実績のある業者に見積もりを依頼しました。窓口業務の分析結果では、滝川市の市民課は事務の流れが整理されていると、待ち時間も短いという評価を受けたところであります。外部委託化を行うことによりまして委託業者による処理の後に職員が書類の確認を行うという工程がふえるため、現状より

も時間を短縮することは難しく、待ち時間も今以上に長くなってしまうということでした。以上のことから、市民課における窓口業務につきましては、今後道内での委託化が進んで札幌圏などに一定規模の受け皿が整備されて外部委託に伴うコストが下がってきたとき、改めてコストと住民サービスの観点から再検討したいと考えているところであります。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 なかなか現状ではそういう拠点もないので、難しいですね。

◎ 2、財政健全化計画

1、事業評価の検証について

それでは、次に2番目なのですが、財政健全化計画の事業評価の検証について伺いたいと思いますけれども、まずこの計画をつくるということでパブリックコメントを市民の皆さんから募集されたのです。違う案件に関してもいつもパブリックコメントを募集するのですけれども、なかなか集まらない。ただ、今回は3件集まったのです。それで、私は財政健全化計画というのは市民の皆さんのご意見も大事だと思いますけれども、やはり市役所全体で推進するという考えがないとなかなか前へは進まないだろうというのは理解しております。ただ、そうはいつでも、市民サービスにかかわるものですから、極力市民の皆さんの声を取り入れた計画にするべきだと思うのです。そのことについてまず伺いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 財政健全化計画の素案に関するパブリックコメントは、10月30日から11月13日にかけて市役所1階ロビー、市役所2階の図書館、それからまちづくりセンター、それから江部乙支所という場所に意見投函箱を設置したほか、ホームページにも掲載をして意見の募集を行ったところでございます。寄せられたご意見につきましては、第6回総務文教常任委員会で報告をさせていただきましたが、ご質問のとおり3件ございました。概略をちょっと申し上げますが、1点目は住宅改修支援事業の補助金の継続でありますとか、商店版のリフォーム助成の制度の創設というものでございました。2点目は、施設廃止後の対策のほか、健康長寿施設の拡充でありますとか、少子化、子育て対策や雇用問題などについてのご意見でございました。3点目は、パブリックコメントのあり方ありますとか、職員の給与削減等についてということでございまして、この3点のご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見に対する考え方につきましては、ホームページに公開をしておりますが、いずれも市政運営に対する貴重なご意見として受けとめているところですし、総務文教常任委員会で出された意見も踏まえまして、財政健全化計画が今回成案になりましたが、その成案をつくる際の文言の整理を行ってきたところでございます。財政健全化計画の策定につきましては、広報12月号にも掲載をしているところですが、今回12月14日の庁議で成案となったところから、なお一層市民周知に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 この事業見直しについては、職員の皆さんが本年3月からずっと継続されて積み上げてこられた。それが計画となって出てきたのだと思うのです。

それで、もう一つ伺いたいのは、市長公約というものがこの2期目でありました。ここで盛り込まれた事業について検証されるのか、あるいは市民の皆さんの意見を聞く機会があるのかということを確認したいのですけれども、昨日の市長の答弁では、自分の公約ではあるけれども、それを優先するものではないというお話がありましたので、当然財政健全化計画がある限り自分の公約をそこに実績として上げていくということはないと思いますけれども、市長の公約についての見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、昨日の柴田議員のご質問にも最優先ではないというふうにお答えさせていただいたところでございます。それぞれの目標の達成に向けて努力することには変わりありませんけれども、やはり持続可能な財政基盤を築いていかなければならない、それが重要であると思っているからでございます。イレブンプラスワンというものは、1期目の職務においてさまざまな機会を通じて市民の皆さん、そして多くの方々のご意見を伺う中で必要と感じた項目を政策目標としたものであります。財政状況はもとより、真に必要な市民サービスを適宜判断しながら政策形成を進めたいというふうに思っております。市民の皆さんの声に耳を傾けることにつきましては、このイレブンプラスワンも例外ではなく、主要な政策を具体化したり政策の方針を転換する場合などにはさまざまな機会を捉えて、市民の皆さん、また議員各位のお考えをお聞きして、市長として総合的に判断してまいりたいというふうに考えているわけでございます。常に耳を大きくして、市民の皆さん方、また議員の皆様方のお声をしっかりと聞いて政策を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

◎3、財政政策

1、過疎地域の認定について

○三上議員 これまでは事業の削減だとかというような観点で質問させていただきましたけれども、次は国からいただけるものは何かいただきたいということで、どんな現状なのかということ伺いたいのですが、過疎地域の認定ということで、滝川市については過疎地域ではないということで、過疎債の関係なのですけれども、過疎債が受けられないということで、市長も折あるごとに国会に行ったときに国会議員の皆さんにいろいろ話をされているというのは伺っております。この認定の要件拡大に向けての現状って実際どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 過疎地域の認定要件は、平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示が行われております。要件として大きくくりで3つの要件がございますが、そのうちの一つが人口減少率の要件となっています。その中の要件が4つございますが、1点目が昭和40年から平成22年の人口減少率が33パーセント以上のもの、2点目が昭和40年から平成22年の人口減少率が28パー

セント以上で高齢者比率が32パーセント以上のもの、それから3点目が昭和40年から平成22年の人口減少率が28パーセント以上で若年者比率、15歳から30歳未満の者が12パーセント以下というもの、それから4点目が昭和60年から平成22年の人口減少率が19パーセント以上のものと、これが人口減少率の要件です。それから、大きく2点目の要件は、平成22年度から平成24年度の3カ年平均の財政力指数が0.49パーセント以下であるもの、それから公営競技収益が40億円以下であることということになっております。当市におきましては、人口減少率の1点目から3点目については要件を満たしておりません。4点目について、人口減少率が19パーセント以上ということなのですが、当市の人口減少率が17パーセントということで、2パーセントの乖離があつて要件を満たしていないと、それから財政力指数については0.37ということですので、これは要件を満たしていると、公営競技収益はないということで、これも要件を満たしているということでございまして、先ほど申し上げた4点目のところの2パーセントの乖離でもって過疎地域認定になっていないという現状がございます。

こうした中、11月27日に総務省地域自立応援課過疎対策室長に対して過疎地域の指定要件の緩和について要望してまいりました。具体的な内容といたしましては、昭和60年から平成22年の人口減少率19パーセント以上について緩和ができないか、また定住自立圏の中心市であるが、近隣市町は全て過疎債適用団体であることから、定住自立圏内で行う事業で過疎地域が過疎債を適用させることが可能な事業に限っては当市も過疎債の適用を認めてもらうなど、何らかの緩和策を検討していただきたいという旨を要望してまいりました。この中で過疎対策室長からは、議員立法によって定められた法律であるため、総務省としても何らかの対応を図ることが困難な状況にあることや現在の法律は平成12年から平成32年までで、改正が平成33年であること、また平成27年の国勢調査の人口を本来であれば平成29年に適用させることとなりますが、平成33年の法改正が近いということから、直近の国勢調査の確定人口を反映させるための改正を行うのかどうなのか、その辺についても総務省の中では結論が出ていないという回答を受けております。これらの回答を受けまして、当市といたしましても今後も引き続き要望を行うとともに、総務省に対しても指定要件の緩和に向けた何らかの対応を行っていただくこと今回要望したこともありますので、当面ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 改正が33年だったら、この計画案が終わってしまった後になってしまうのです。何とか国会議員の皆さんに頑張ってもらって、要件緩和につながるように私も頑張ってもらいたいですので、よろしくお願いいたします。

◎4、農業行政

- 1、基本計画と条例策定について
- 2、先進農業について

次は、農業政策について伺いたいと思います。10月、経済建設常任委員会で視察に行つてまいり

ました。福岡県の糸島市というところなのですが、大都市の福岡のすぐそばに位置づけられたまちです。いわゆるベッドタウン、福岡のベッドタウンと位置づけられているまちなのですが、ここでは農業を振興するために条例を策定しております。私がこの通告をしたときには農業振興条例というものが滝川にあるというのをちょっと見落としておりまして、通告してしまったのですが、一応条例はあるのです。それで、この条例は、中身を見ると生産者あるいは関係する団体、もちろん滝川市、そういった団体の方に対しての振興条例なのですが、糸島市というところは市民に対しても、責務というか、協力を仰ぐというか、そういったことが盛り込まれている条例をつくっております。それで、私のここでの質問は、そういった意味の条例を今ある条例に盛り込めないかということで伺いたいのですが、これは通告外になりますでしょうか。

(何事か言う声あり)

○三上議員 どうでしょうか、議長。所管とのやりとりの中ではそういうような意味合いだということでお伝えしておりますので、準備はされているのではないかと思います。

○議長 この通告の中身からいたしますと通告外ということでございますが、どういう答弁が出てくるかで判断させていただきたいと思います。基本計画のことは今。

(「お願いします」と言う声あり)

○議長 では、それも含めてですね。産業振興部長。

○産業振興部長 議員さんのご質問に対して十分な答弁になっているかどうか、基本的に通告の中身に沿ってのお話、それと糸島市の話についても多少勉強させていただいておりますので、それも盛り込んで答弁させていただきたいと思います。

本市農業振興施策の行動計画となる基本計画の策定と条例を制定すべきとのご質問でございますが、ほかの自治体の例では農業振興に関する条例については、地域農業、農村のあるべき姿や食に関する考え方を定め、市民が一体となって取り組むことを定めるというのが見受けられます。また、条例の有無にかかわらず、具体的な行動目標を定めた基本計画についても近年策定されている地域が見られております。本市において農業に関する基本計画として農業農村振興ビジョンを策定し、見直しを繰り返しながらさまざまな施策を展開してきたところですが、最終の見直しから7年が経過しておりまして、地域農業を取り巻く環境が変化していること、TPP協定交渉の大筋合意、間近に迫っております米政策の転換等を踏まえ、新たな基本計画となるべくビジョンの見直しを検討しているところでございます。

また、条例につきましては、本市では議員おっしゃったとおり農業振興条例というものがございまして、その中で施策を講じることを定めておりますが、市民の参加やその責務を定めた条例とはなっておりません。議員が視察なさった福島県糸島市というのは確かにベッドタウンということで人口が10万人ぐらいで、1次産業の就業人口というのが4,800人余りいらっしゃるというところであります。滝川市は約900名ぐらいということで、大変農業の盛んなまちというような認識をしております。条例の中身を見ましても、食料、農業、農村、それぞれのあり方を基本理念として定めまして、まちの農の力を農力というふうな表現をされていたのですが、それを市民全体で育む、支えるということになっておりました。議員おっしゃるとおり、市と農業者、それと関係団体以外にも市民と事

業者、食品産業だと思いますが、市民と事業者の役割も定めているという内容になっていまして、そういった条例の中身につきましては市民の役割を定めた条例の制定とか、市民と一体となった達成目標数値の設定については多くの市民の理解、滝川市民の理解とか、あとそういった機運が醸成されなければならないのではないかなというふうなことで、今実際にはその条例制定についてはまだ検討段階に入っておりませんが、議員のご意見も踏まえまして勉強してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 滝川にとっては農業が基幹産業ということであれば、関係する団体、農業者の皆さんだけでなく、我々市民も何とかこのまちを盛り上げていきたいという思いを盛り込んだ条例を考えていただきたいなと思っております。

次、GPSガイダンスの活用についての質問をさせていただきますけれども、滝川には何件かこのGPSを使った農業をされている方がいらっしゃる。岩見沢とか北空知でも何件かいらっしゃるようなのですが、ここでの質問はその基地局というアンテナ、その設置を基幹産業が農業であるのであれば考えていかなければならないのではないだろうかと思っております。というのは、やはり行政の役割というのは環境を整えることだと思いますので、新たに新規就農で来られる方、あるいは後継、子供たちに任せるにしても、環境が整った中で省力化できる環境の中で農業をこれから営んでいきたいという方もいらっしゃいますので、滝川単独ではなかなか難しいのかもしれませんが、広域ということを考えたらそんな、持ち出しは少ないのではないだろうかと思っておりますので、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、答弁に入る前に、先ほどの1つ目の答弁の中で福島県糸島市と言ったようなので、福岡県糸島市に訂正させていただきます。済みません。

GPSガイダンスシステムの活用に関するご質問でございますが、滝川市農業の中心である稲作農業は、今ご存じのとおり農家戸数の減少に伴って1戸当たりの平均経営面積が増大する一方で、落ち込む米の需要に対して米以外の需要のある作物の導入を含めて、限られた労働力でいかに効率よく生産するか。それとまた、TPP協定などの自由貿易の圧力という表現がいいのか、わかりませんが、そういったものに負けない農作物の生産体制を地域でどのようにつくり上げていくかが大きな課題となっているところでございます。この課題の対策の一つとして、畑作物の生産性向上も可能にする地下かんがいの設備を備えて、1枚の圃場を大区画化する土地改良事業というのがございます。この圃場の大区画化によって作業効率のすぐれた大型の農業機械の導入が可能になりまして、さらに効率的な作業と肥料などの資材の無駄をなくすためのGPSガイダンスシステムを活用して農作業を行うことなどに既に取り組みされている農家も議員おっしゃるとおり出てきております。市としましても、これまで岩見沢市ですとか妹背牛町などの先進地を視察するなど、調査研究を進めているところでございますが、GPSガイダンスシステム導入の前提となる土地改良事業の進捗はまだ2地区の完成を見たところでございまして、面積的にいえば全体の4割程度というふうになっております。また、農家

の方々が今後どのような作物をつくって、どの部分の作業の効率化を図ろうとしているのかですとか、またこれに必要なGPSの測位精度といいますか、精度がどれくらいなのかという部分でまだちょっとわからないところもございますので、これらの事柄につきましては滝川市の今後の農業の方向性といえますか、将来にかかわることでございますので、農業者はもちろん、JAたきかわなどの関係機関とも十分協議しなければいけないと考えております。したがって、市内での基地局設置につきましては土地改良事業の進捗状況も踏まえて、基地局の設置位置ですとか管理体制も含めて、引き続きそういった調査を進めて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先ほど申し上げたとおり、やはり行政はそういう環境をつくっていくということが重要だと思いますので、ぜひGPSガイダンスを念頭に入れながら今後やっていっていただきたいと思っています。

◎5、教育行政

1、いじめについて

それでは、最後の質問です。教育行政のいじめに関して質問させていただきます。いじめ防止条例というのを滝川市は制定しました。ただ、全国的に見ると2014年度でいじめというのはやはり減ってなくて、急増しているのです。それで、滝川市の場合、限定してお聞きしますけれども、条例制定後のいじめ実態についてまず伺っておきたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 条例制定後のいじめの実態というご質問であったかなというふうに思います。ご存じのとおり、26年度、本市において子どものいじめの防止等に関する条例が制定されました。条例制定前、25年度のいじめ認知件数は7件でありました。制定直後、平成26年度いじめ認知件数は3件にまで減少いたしました。今年度27年度は、今日まで6件となっているのが実態でございます。実態把握の方法といたしましては、年2回のいじめアンケート、これは記名式で家庭への持ち帰り方式で行っておりますが、実施後には児童生徒への教育相談による細やかな聞き取りを行って確認をしているということになります。また、条例制定に伴い、保護者、地域住民からのいじめに関する通報相談の受理にも積極的に努めてまいりました。平成26年度の通報相談件数は10件、今年度現在までは11件となっております。いじめアンケートの結果や寄せられました通報相談の内容につきましては、学校、教育委員会では情報共有し、各学校において実態を十分に把握して個別事案に対応していただいております。今後とも学校や地域においていじめは絶対に許されないものであるという意識の向上を図り、いじめの実態把握に努めながらきめ細やかな教育相談体制の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 条例を制定後、減っているのか減っていないのかよくわからないようなあれなのですけ

れども、実際のところは。何ぼ条例制定しても、これが生きた条例となるには現場の学校、地域、家庭、この3者がいじめに対するどういう考えを持っているかということが大事なのだと思うのです。

それで、2点目に移るのですが、いじめを未然に防止するために学校全体ではどのような連携がされて、この連携というのは例えば教師間、あるいは教師と家庭、あるいは教師と校長なり教頭なり、このような連携がスムーズに図られているのかどうかというのを気にするところなのです。実態はどうか伺いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えします。

現在各学校におきましては校長や教職員で構成するいじめ対策委員会を設置しております。学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめ事案に対する取り組みを推進しているところであります。学校のいじめ対策委員会では、いじめに関する通報相談によって情報が寄せられた事案やいじめアンケート後の教育相談の内容についてそれぞれの事案の対策について検討を行っております。このように、学校においてはいじめ事案があった場合担任任せにせず、情報共有して組織的に問題の解決に当たるような体制が構築されております。また、ご質問にありますとおり、いじめ問題に関しては未然防止、早期発見の取り組みこそが重要であると考えております。未然防止の観点からは、児童会、生徒会を中心として、いじめ撲滅集会の実施、あるいはいじめ根絶の標語作成、学級や学年の枠を超えたきずなづくりの交流の場の設定などに取り組んでいるところです。早期発見の観点からは、学校独自のアンケート実施、日常的に児童生徒の心に寄り添う、いわゆるチャンス相談という教育相談です。道教委から提供されるコミュニケーション能力や日常生活等への満足度、心身の安定度など、児童生徒をより深く理解するために必要な情報を総合的に測定することができる子ども理解支援ツール「ほっと」による個々の実態把握などに取り組んでいるところであります。いじめ問題にかかわりましては、未然防止、早期発見と組織としての取り組み推進の視点を今後とも大切にしていまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、各学校にある対策委員会というのが実際稼働しているのかどうかというのはわかりませんが、そういう緊迫感を持ちながらやっていたらいいのだらうと信じて次の質問に移りますけれども、いじめ防止専門委員会というのがまた別にございます。これは、具体的にどのような活動というか、ことをされているのか伺いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめ防止専門委員会の取り組みについてお答えしたいというふうに思います。

本市において設置しています滝川市いじめ防止専門委員会は、大学教授、臨床心理士、滝川地区保護司会会長様、滝川人権擁護委員会の4名の委員で構成されております。専門委員会の会議は、これまで定例的に年2回開催をしております。会議におきましては、いじめ認知に至った個別事案を取り扱い、対応のあり方や再発防止策などについてそれぞれ専門的見地からご意見をいただいております。そして、いただきました意見を踏まえて本市及び市立学校におけるいじめ防止の取り組みの一層の充実を図っているところです。例えば昨年度の会議において、本市のいじめ問題にかかわる取り組みの

方向性として、いじめ未然防止の視点に一層重きを置いた教職員研修の実施についてご意見をいただきましたので、今年８月に市内教職員を対象とした研修会を行ったところであります。また、いじめられた児童生徒にとってはいじめの解決がゴールではなく、自尊心の回復が最終的なゴールである。自尊心の回復には長期的なスパンが必要であり、そのためにも学校間連携は非常に重要であるとのご意見をいただきましたので、小学校、中学校、高等学校の緊密な情報共有を行うよう、校長会議におきまして指示したところであります。今後とも専門委員会での議論をもとにしながら、いじめ防止等の対策にかかわる取り組みの充実を図ってまいりたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ４人の方がいらっしゃるということなので、意見を申すだけでなく、たまには学校現場にも、視察ではないですけども、行ってみることも必要なのかなと思います。

最後の質問です。条例制定後に、この条例の中に掲げてある重大事態ということが、そういう事案があったのかどうなのか、条例制定後です。それを伺いたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先に結論をお答えしたいというふうに思います。重大事態の発生、本市においては重大事態に該当する事案はございませんでした。先ほど来答弁させてもらっていますけれども、いじめ防止推進法では、いじめにかかわる重大事態は、いじめにより児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、２点目としていじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときと定義されております。重大事態に当たるか否かの判断につきましては、教育委員会が行うことになります。その判断をする過程は、最初に学校からいじめにかかわる通報相談の内容、児童生徒からの訴えの内容、関係者への事実関係の聞き取り調査などを整理したものを学校長から報告を受けることになります。それをもとに滝川市いじめ防止専門委員会における審議、調査を経て教育委員会が判断し、その結果を速やかに市長に報告するものとして本市の子どもいじめ防止条例に規定しているところであります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今まで一件もなかったということなのですね。要件の２つ目にある相当期間の不登校があったときも重大事態なのですね、いじめによって不登校があった、それは本当にはないのですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほど２点目に申し上げました児童等の相当の期間、いわゆる欠席ですけども、ここに言います相当の期間は年間３０日を目安としております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ３０日未満は重大事態でなくて、３０日を超えたら重大事態なのですね。先日_____いじめがありましたよね。それは、市長、聞いておりますか、報告受けていますか。相当期間欠席されていると思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 答弁に時間がかかりますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、答弁にちょっと時間を要しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 時間を要しまして申しわけございません。

個別案件にかかわることなので、若干お答えしづらい面もあるのですが、当該校からはお休みが続いておりますという状況報告は受けておりますが、先ほど申し上げました2番目の30日欠席云々ですが、出だしがいじめにより児童等が相当期間欠席ということになっていまして、現状においてはいじめの認知というところにはまだ至っていない段階でありまして、休みが続いているということの報告は受けてございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 不登校が30日続いた、まだ30日未満だとかということではなくて、本人は学校に行けない状況が続いているのです。

これが何でいじめでなくて、何になるの、重大事態ですよ。その重大事態を教育委員会が把握していないのですか、教育長、本当に把握していないの。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 明らかな個別案件に入ってきています。私も議員としていじめ案件については何件かご相談を受けて対応してまいりましたが、その都度自分もかかわって、その子のために何が必要かということのを最優先、最重点でやるべきです。ここで教育委員会の対応がいいとか、悪いとか、少ないとかということについては、これはその後で十分なのです。まずはその子の対策を三上議員も加わって表面化しない状態でやるのが、それが最優先です。これ以上この場でやるのであれば、要するに節度を持ってやっていただきたい。

(「議事進行ではないよな、何が議事進行だ」と言う声あり)

(「意見を述べている」と言う声あり)

(「個別案件なので、控えてください」と言う声あり)

(「これ以上やらないでください」と言う声あり)

○議 長 あくまでも議会というところは個別のことをとやかく議論をするという場面ではないということはもう皆さんご承知のとおりという話でございますので、それを超えない範囲でのやりとりということは当然ルールということで皆様にご理解いただいた上で、そのまま継続をいたします。

答弁を教育長。

○教 育 長 今重大事態ではないかという話がございましたが、先ほど参事のほうから話があったように、いじめの内容についてうちが把握していないわけではございません。逐次全部連絡を受けて、そして扱いが悪いときには、その扱いはまずいので、すぐこういう対応をとるようにという指

示もしています。例えば、一般的にいじめと称する人がいるかもしれませんが、その個別の中身によっては違う要素が加わっていたり、その２人の関係で新たな、２人というか、その関係者の中で新たな関係が事実として判明したり、単純にいじめとして認知するかどうか、認定するかどうかというのも会議でしっかり諮って認定するような形をとっています。ですから、いじめのはずだ、そして休んでいる日数が日数だということで重大事態だというふうに判断しているわけではありませんし、３０というのもあくまでも目安でして、これについては日数だけではなく、児童生徒の状況等個々のケースを十分把握した上でいじめによる不登校ということなものですから、今この場でこうこうこういう意味でいじめに認定されていない理由をここで言うわけにはいきませんが、その辺をしっかりと教育委員会としても話し合い、把握に努め、その中での対応で最終的にいじめによる不登校の日数がある一定を超えてしまった場合については、それは直ちに市長に報告することにもなりますし、教育委員会としても今度専門委員会、先ほどいろいろ啓発とかという話が出ましたが、防止専門委員会は調査機関でもありますので、今度そういった機関の調査が入るかどうか、入れるべきかどうか、そういったことまでうちのほうでは判断することになっていく状況にあります。ですから、うちの体制そのものは、私が教育委員会に来てから非常に驚くほどしっかりしたものですし、関係の大学の先生からもお褒めをいただいています。ちょっと要らないこと言いましたけれども、とにかくそういうことでご理解いただければと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、個別の案件をどうのこうのするつもりはなかったのです。ただ、そういう状況を教育委員会、教育長として把握しているのかなということを確認したかったのです。それと、もう一つは、３０日規定がどうのこうのじゃなくて、実際いじめられている側とされるお子さんが悩んでいるということは、もう重大事態なのですよ、悩んで行けないということは。そういうことを訴えたかったということで、この質問は終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 それでは、通告に従いまして、２項目３点の質問をさせていただきます。

◎１、産業振興

１、丸加高原伝習館の今後の運営について

２、「日本で最も美しい村」連合への加盟後の事務局運営について

まず、第１点目、これは毎回の質問で大変恐縮でございますが、丸加高原伝習館の関連で質問させていただきます。今年度７月いっぱい伝習館自然ガイドとして活躍されていた方が退職されました。この件については、第３回の定例会で質問させていただき、新規採用しないと、現状の職員と地域おこし協力隊の方で対応するとのご回答をいただきました。さて、伝習館への来館者は、ことしの１月から１１月までに伝習館の臨時職員や地域おこし協力隊員の皆様の努力で約１万５，０００名を超えております。このうち約半数の７，０００名は、５月下旬に開催されました菜の花まつり前後に来館

されております。伝習館への来館者をふやそうと、今週末には冬場の来館者増のために伝習館の職員や地域住民の企画による伝習館でのイルミネーションの点灯式が初めて企画されております。一方、これだけの来館者があるのに、現在の伝習館にはご承知のように飲食の施設はなく、自動販売機のみが設置されてあるだけです。来館者は、単に休憩のみの利用で帰ってしまいます。週末には相当数の方が来館されていますが、何もないことがわかると皆さんあきれた顔で伝習館を後にされるというのが実態であります。理事者の方は、ぜひ一度週末の伝習館の来館者の実態をごらんいただければと思っております。一昨日配付されました財政健全化計画の12ページには、伝習館について丸加高原伝習館などの活用公募状況を勘案しながら、事業者の希望がない場合はオートキャンプ場も含め丸加高原健康の郷全体のあり方を検討しますとあります。既に伝習館が休館して3年、恐らくこのまま公募の応募者がいないのではないかと私は危惧しております。そこで、グリーンヒル丸加や本館の厨房施設を安い使用料で時間貸しなどをして、意欲ある地域住民に低価格で貸し出し、伝習館自体が稼ぐ伝習館を目指してはいかがでしょうか。仮に1万5,000人の来館者が1,000円使いますと、当然ですが、1,500万円になります。500円でも750万円、相当なお金がこの伝習館に落ちると想像されます。この10月には美しい村に認定された江部乙の地域に、それも目玉となる丸加高原にお茶すら飲む施設がないのはいかがなものでございましょうか、このあたりも含め、関係部署の前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 丸加高原伝習館の今後の運営について答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、丸加高原伝習館とグリーンヒル丸加は、平成24年4月から施設の利用を休止してございます。特に丸加高原伝習館は、建物の老朽化や相次ぐ設備の故障によりまして安定したサービスの提供ができなくなるなど、使用料を徴収できる状況ではなくなったところでございます。現在丸加高原伝習館は、丸加高原周辺におけるミニイベントや小学生を対象とした自然体験事業や自然散策を目的に足を運ばれた方々の休憩所としてご利用いただいているところでございます。伝習館には、ご質問にありましたように自動販売機を3台設置しているほか、セルフサービスでお飲みいただける有料のコーヒーメーカー1台を設置し、来館者の方々にご利用いただいているところでございます。かねてより伝習館において喫茶店のようなものを行ってはどうかという意見をいただいております。現在両施設は活用事業者の公募中でございますが、活用者が見つかるまでの間、施設改修等を伴わない範囲で厨房施設等を行政財産使用料による使用料のご負担をいただき、ご活用いただくことも可能であるというふうに考えているところでございます。また、施設のみならず、丸加高原の有効な活用につながるものについては、その内容に応じて協議をし、対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長 東元議員。

○東元議員 ご答弁ありがとうございます。私が危惧しておりますのは、先ほど次長がお話になりました規定に基づいた使用料を徴収しということでございますけれども、仮に地域住民のボランティア等の方々が運営するとなれば、なかなかしゃくし定規の使用料を払うのは難しい事態が続くのではないかと思います。ありていな言葉でいえば、もうかってから払えるような柔軟な体制を市当局にもと

っていただけないか、その辺も施設貸し出しの際にご検討いただければありがたいなと思います。規定の料金はかなりの額だと私も聞いておりますので、その辺もぜひご検討いただければと思いますが、この件に関してご答弁をお願いいたします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 柔軟な対応をお願いしたいということでございますけれども、使用料につきましては条例で定められておりますことから、現行の中でできる範囲の中で対応を図っていきたいと考えてございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2項目めの質問に移りたいと思います。ご承知のように、10月の2日、長野県で開催されました美しい村連合の総会で、滝川市の江部乙地域が美しい村の地域加盟として認められました。江部乙の住民あるいは地域振興に興味のある方への説明会が本日18時から江部乙の改善センターで協議会の主催で開催されます。全国の認定地域が現在どのようになっているのか、11月から12月にかけて会派清新と有志議員で道内の美しい村加盟地域、黒松内、赤井川、京極、そして栃木県で唯一美しい村連合に加盟し、地域認定を受けている那珂川町小砂地区を視察し、関係者から貴重なご意見をいただいております。さて、全国で9地域ある地域加盟は、そのほとんどが平成の大合併で誕生した地域であります。江部乙のような地域加盟は全国的には珍しいのではないかと思います。それだけに今後の協議会の事務局運営体制が大変重要になると私は考えております。全国を見ると、そのほとんどの事務局の運営主体は観光協会か行政の企画や観光部署であり、江部乙のように商工会が担当となっている例はありません。また、それら行政の担当者も長年観光や地域振興、あるいは美しい村関連の事業にかかわっている方が多く、その点も本市としては見習うべきだとこの視察で感じた次第であります。そこで、今後この美しい村連合の事務局運営に関して行政としてはどのようにどの程度までかかわっていただけるのか、事務局専任の地域おこし協力隊員の採用やふるさと納税の導入を検討してはいかがかと思いますが、これらに関連してご答弁をお願いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 日本で最も美しい村の事務局に関するご質問でございます。このたび江部乙地域が長野県で開催されましたNPO法人「日本で最も美しい村」連合の臨時総会において、江部乙地域団体の連携や盛り上がりにより高い評価をいただき、加盟の正式承認をいただいたところでございます。今後は、江部乙地域の方々みずから江部乙の美しい景観や文化を将来にわたって守り、これらを生かした地域の活性化を図る活動に期待しております。事務局運営のあり方ということですが、事務局をつかさどる機関としてどこがふさわしいのかということとはなかなか判断がつかないところもございます。協議会のメンバーの方々ですとか、地域の方々ですとか、そういった方々とのふだんからのかかわりをどのように持つことができるかということになりますと、必ずしもどこがいいということではなくて、そこには、人ということですから、しっかりとした人材がいてということも、もちろんそれが一番大きなことだと思います。現在江部乙協議会において地域振興における具体的なビジョンの構築ですとか、活動計画を立てているところでございまして、計画策定の支援を行うとともに、計画の

実行に当たっては地域おこし協力隊の採用ですとか、議員おっしゃったふるさと納税の導入ということがもし必要だということであれば、市としても検討していきたいと思ひますし、事務局が商工会だからということで行政の人間が後ろ向きになっているということでは決してございませんので、ご質問の事務局運営につきましては活動経費を含めて必要に応じて幅広く支援したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 活動経費も含めて支援いただけるというご答弁をいただきましたので、今後ともそれを期待しておりますので、末永いご支援をよろしくお願いしたいと思います。

◎2、情報発信

1、滝川市のホームページ管理運営について

3点目、情報発信の関連で滝川市のホームページの管理運営について質問させていただきます。今やホームページは最も手軽な市や、あるいは企業の広報手段の一つとなっております。しかし、残念ながら当市のホームページはデザイン的にも古く、コンテンツとしては探しにくい感じが私にはしております。また、更新のおくれや時折表記の間違いが目立っております。本日この質問をするために昨日もまたホームページを見直しましたが、1カ所表記違いがありましたので、広報へ連絡しております。9月の30日にも表記違いがありまして広報で連絡しておりますが、その点についてはまだ回答をいただいております。近隣では奈井江町がこの秋にホームページを大きくリニューアルしました。文字も大きく、項目が探しやすく、大変見やすいホームページになっております。ホームページ作成の技術は、日進月歩であります。現在のホームページよりはるかに低価格で内容のあるホームページ作成が可能だと思います。業者を滝川市内に限ることなく、日本全国、あるいは世界から募ることも含めてご検討いただければどうでしょうか。

また、当市のホームページには動画などの活用もおこなわれていると感じております。12月の2日付北海道新聞に、自治体動画、しのぎを削るとの記事が1ページ使って掲載されております。道内では北広島や厚真町、帯広、それから北空知の秩父別の例が挙げられております。総務省がこの春に立ち上げられた移住情報のポータルサイト、これは午前中に小野議員の質問に対して市民生活部の次長がお答えになっておりますけれども、全国移住ナビには39道府県と400以上の市町村がPR動画を掲載し、再生回数などで順位がつけられています。昨日現在で400市町村の中で帯広市が16位、秩父別町が22位、厚真町が37位などとなっています。ちなみに、札幌市は64位ということです。当然当市は移住関連の動画は作成していませんので、この400までのランキングには入っておりません。こちらのサイトに載せる動画の制作費は特別交付税で措置される仕組みと道新では報じております。ただ、当市のホームページとはリンクしていませんが、民間の動画投稿サイトには当市の財政課の職員の皆様の熱演によるアイガモ食べようキャンペーンやジンギスカン食べようキャンペーンの動画がそれぞれ8月25日と11月15日で掲載されております。こちらの動画は大変よくできた動画であります。当市のホームページからリンクが張られておりませんので、見るにはかなり苦労

いたしますが、ぜひともこちらもリンクを張っていただいて、滝川市のPRに役立てていただければと思います。滝川市の公式ホームページ更新事業は、平成26年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金における交付対象事業となっていると聞いております。これらのことは、先般策定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の16ページと19ページに記載されております。るる述べましたが、これらのことを踏まえて今後当市のホームページのリニューアルの予定があるかどうか、ぜひともご答弁をお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市の公式ホームページの運用につきましてのご質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

現在のホームページにつきましては、平成23年7月から運用を開始しているところでございます。ご指摘のありました誤字、誤記載等の内容の誤り等につきましては、大変申しわけないというふうに思いますし、ページの修正等、リンク元がもう既に削除されているというご指摘も議員からお受けしているというふうに聞いております。こういったことにつきましては、今後このようなことがないように、先日の庁議でも改めて全職員にもう一度点検をするよう周知徹底を図ったところでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

ホームページの見直しにつきましては、本年度地方創生先行型交付金を活用してトップページのデザインの変更とあわせて、観光及び子育てページの充実などを進めてきて、今月下旬に更新、公開する予定でございます。見直しに当たりましては、関係所属を中心とした職員会議を立ち上げて、観光スポットの魅力や子育て支援に関する情報を共有しながら、情報を必要とする側の立場でトップページのデザイン変更を行う中、スマートフォン対応や音声の読み上げ機能及び文字の機械翻訳を行うようにし、視力の弱い方や外国人の方にも配慮し、多くの皆様方が利用しやすいホームページとなるよう更新することとしているところでございます。今後におきましても、ご提案いただきました動画の活用を含めて、滝川の魅力を発信していけるツールの一つとして改善に向けて調査研究に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、ふるさと納税のふるさとチョイスの動画につきましては、そのリンク等については早急に対応できるものについてはできるだけ早く対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 ホームページのリニューアルについては、作業が進んでおり、今内容をお聞きする限りかなりユニバーサルな内容になっていると聞いて大変安心をいたしました。ただ、問題は、細かな私が常々指摘しております誤字、脱字等がくれぐれもないように。小さな誤字、脱字が市のイメージを大変悪くすることもありますので、ぜひともその辺は留意願って、運用に注意していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時45分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第4回滝川市議会定例会（第10日目）

平成27年12月18日（金）

午前 9時58分 開 議

午後 3時03分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 2号 監査報告について

報告第 3号 例月現金出納検査報告について

日程第 4 意見書案第1号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書

意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を
求める要望意見書

日程第 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	館 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君
市民生活部長	館 敏 弘 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保健福祉部長	高 橋 一 昭 君	保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君
産業振興部長	中 川 啓 一 君	産業振興部次長	長 瀬 文 敬 君

建設部長	大平正一君
教育部長	田中嘉樹君
教育部次長	河野敏昭君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君
総務課長	鎌田清孝君
財政課長	堀勝一君

建設部次長	高瀬慎二郎君
教育部指導参事	小野裕君
監査事務局長	伊藤克之君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君
企画課長	深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長	菊井弘志君
書記	平川泰之君

次長	竹谷和徳君
書記	村井理君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎発言の取り消しについて

○議長 長 ここで、昨日の本会議における三上議員からの質問での再質問における発言の一部を取り消したいとの申し出がございましたので、これを許したいと思います。三上議員。

○三上議員 おはようございます。昨日の私の一般質問の中の部分で一部削除させていただきたいと思います。

件名、教育行政、項目、いじめについて、要旨、条例制定後に条例に掲げる重大事態に該当する事案があったかを伺う、ここでの再質問におきまして「_____」、「_____」
_____」、この部分を取り消して
いただくよう申し出たいと思っています。

これは、保護者、生徒のことを考えると非常に配慮を欠く発言だったと思ひまして、ここで深く
おわびしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 長 ただいま三上議員から今発言のございました部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、三上議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は11名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位12番目の方からの
質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、
議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。新
政会の井上でございます。

◎ 1、農業行政

1、T P Pについて

2、基盤整備事業について

3、農と食を生かした雇用創出と地域農業の育成・支援について

まず最初に、農業行政、T P Pでございます。この関係については重要な課題でございますので、市民も関心があり、また前者2人の質問がありましたが、傍聴も新たに来ておりますので、別な角度から質問をさせていただきたいと思います。10月5日の米国アトランタでの閣僚会議で大筋合意がなされたわけでございます。これに反応して、12月2日には道農連、北海道農民連盟が札幌でT P P反対の決議をいたしました。その内容は、安倍政権が掲げる地方創生、あるいは1億総活躍どころか地方崩壊、あるいは弱者切り捨ての社会への道をたどるのではないかということで、国益を守り、国会決議を遵守したとは言えないというような中身でございました。さらに、このT P Pが農業に与える影響ははかり知れないものがあるというような意味での反対決議がなされたわけでございますけれども、非常に不信に満ちた決議でございました。私も今回質問するに当たって、この大綱を読ませていただいたわけでございますけれども、横文字も多く、農業関係についてはかなり現場と離れた内容があるのではないかなというふうに感じたわけでございます。市長は、今までこれに対するスタンスということがあったわけでございますけれども、大筋合意について率直な感想、見解をお伺いするところでございます。

あわせて2番目、これは関連しますので、政府決定のT P P関連政策大綱で北海道、空知、そして滝川市の農業は今後どのように変わっていくと考えられるのか、これについても見解を求めます。

以上2点。

○議 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの井上議員のご質問にまず1点目について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

T P P大筋合意につきましては、一昨日の清水議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、今まで私も反対の姿勢を示してまいりました。今回のT P Pの大筋合意は、まことに残念なことであります。今後国会で議論されますその中身につきましては注視していきたいと、そのように思っているとともに、批准に至らないよう願うところでございます。そしてまた、この後提出されます本市議会におきます意見書案と同様に、市長会などを通じて情報公開等を徹底していただくよう国をお願いしてまいりたいと、そのように思っております。他方では、農業を守るという視点から、国から示されておりますさまざまな対策がございますので、それらも今後注視してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 井上議員からのT P Pに関するご質問の2点目でございます。

先月政府が策定いたしました総合的なT P P関連政策大綱を受け、農業者の不安を解消するため

に農林水産省が農林水産分野におけるＴＰＰ対策を策定いたしました。本対策が実効性を持って着実に実施されることを期待しているところでございますが、特に意欲ある農業者が安心して経営に取り組み、確実に再生産が可能となるよう、経営安定対策については万全の対策を講じるよう要望するとともに、市としましても必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、本対策には攻めの農業への転換を目指し、農産物の品質改善や海外への販路開拓による収入源の多様化といった競争力強化に向けた取り組みへの支援についても盛り込まれておりますが、個々の農家が輸出することはハードルが高いと、市としてもこれまでＪＡたきかわと連携して輸出に取り組んできた実績を踏まえ、今後においても組織や地域ぐるみでの仕組みづくりが必要となることから、ホクレンや農協の組織的な取り組みに期待しながら、市としてもバックアップしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 次に移ります。滝川市においては、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を先般立てられたわけでございますけれども、この基本に農業を据えているのです。食と農、農と食、どちらでもいいのですけれども、生かした雇用創出と地域産業の育成、この中の農がこけたら大きな戦略も大きく影響が出てくると思われませんが、この点について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地方創生並びに総合戦略との関連についてのご質問でございますが、総合的なＴＰＰ関連政策大綱は基本的な考え方の中に記載されておりますとおり、海外市場への展開、高付加価値化、生産性向上でＧＤＰを押し上げることを目指し、ＴＰＰの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策等の目標を明らかにするものでございます。具体的には、ＴＰＰを通じた強い経済の実現に向けて、地域の稼ぐ力を強化するため、各地の食、食文化をテーマとした観光プロモーションの推進や食、農業体験などの潜在コンテンツの磨き上げ等により訪日外国人客の地方誘致や消費拡大を促進するなど、地域に関する情報発信を位置づけております。また、６次産業化の推進では、地域の産品、技術、企業等を連結させることで新たな事業を創出し、海外展開の拡大を促すことや地域の稼ぐ力や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現するため、地方公共団体が行う自主的、主体的な先駆性のある取り組み等を情報面、人材面、財政面で支援するということが明記されております。ご質問の滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、ＴＰＰ関連政策大綱に関連する部分といたしましては農商工連携推進事業、外国人観光客受け入れ基盤整備事業などが挙げられます。今回の大筋合意に伴い、農業分野等での影響が懸念される場所ではございますが、総合戦略を着実に推進することで影響を少しでも緩和できるよう努め、今後打ち出されると言われております関連政策大綱に位置づけられた支援策を注視しながら、最大限有効活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 影響されないという答弁でございました。しっかりやっていただきたいと思います。

それでは次、基盤整備事業について。滝川市全体の基盤整備事業の進捗状況と平成27年度計画の実現見通しについてという要旨でございます。今動いている農業のインフラ整備、その中でこの事業は最大の事業であると思います。平成25年での話でございますけれども、江部乙で3カ所、滝川で4カ所の工事が採択されて、総工費は145億円と言われております。その後に東滝川が加えられて、200億円以上の事業だというふうに言われております。多くの滝川市内の建設業等もこの仕事に従事しているわけでございます。今年度当初、業界の方々からことは仕事が非常に少ないのではないかといいことをよく言われたものでございます。事業費ベースで実体的にどうだったのかと、まだ途中でございますけれども、大体40パーセントぐらいでないかというふうによく聞くのですけれども、この関係について実態をどのように捉えているかお伺いをいたします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 基盤整備事業に関する進捗状況についてのご質問でございます。道営土地改良事業は現在6地区で事業が進められているところでありますが、滝川市全体の計画に対する平成27年度までの進捗率は約40パーセントになっております。また、今年度平成27年度につきましては、当初計画に対して約50パーセントの進捗率となる見込みでございます。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 それでは次に、その中で東滝川地区の現状と今後の見通しということでございます。東滝川地区においては、平成19年にこの基盤整備の期成会が結成され、基盤整備事業の早期実現の運動が始まったわけでございますけれども、きょうも来ておられますけれども、佐々木会長を中心に。最後のほうになっていたわけでございますけれども、実は平成33年ぐらいから始まるような地区もあって、それから9年といたら非常に遅い年度になるということで、特に平成23年については民主党政権になって、豪腕の小沢一郎幹事長が60パーセント以上も土地改良事業を削ったというようなことでございました。東滝川においても、当時50億円ぐらいまでは認められていたのですけれども、10億円の範囲で事業採択ということになったものですから、小間切れになってきて、ずっとこれは危機的な状態だったわけでございます。ようやく24年から自民政権になって、これが取り戻されてきたわけでございますけれども、早くからは24年ぐらいから始まるのだったのです。ところが、ことし27年ですけれども、27年から採択が行われたわけでございますけれども、今までのこともありますので、改めて確認をしたいと思っておりますけれども、東滝川第1地区は平成27年から35年まで、あるいは東滝川第1西地区は平成28年から平成33年、東滝川第2地区は30年から38年というようなことで、先般11月5日に土地改良区で会議があったわけでございますけれども、このような形で確認をしたわけですので、市も同様の理解をされているのかお伺いをします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 東滝川地区の土地改良事業に関するご質問でございます。井上議員ご案内のとおり、東滝川地区につきましては平成27年度に東滝川第1地区が着工され、平成28年度には東滝川第1西地区に着手する予定でございます。平成30年度には、おっしゃったとおり東滝川第2地

区の実施が計画されているところでございます。先ほど答弁いたしましたとおり、平成27年度の事業は十分とは言えない事業量であります。計画どおり事業が行われるよう、関係機関とともに国に対して働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、3番に移ります。東滝川地区の農業用河川等、小野川、宮下川、大曲川、ポンクラ川の改修の考え方でございます。先日の11月5日の土地改良区の会議でございましたけれども、この河川改修の考え方について改良区のほうからお話があったわけでございますけれども、今後滝川市と協議の上、改修に取りかかるという意味のお話でございました。この件について、私も平成24年の12月に定例議会においてこのことを質問させていただいたわけでございますけれども、基盤整備事業が行われるときにあわせて市も加わってこの整備を行うという見解が示されております。今は期が改まったわけでございますけれども、これら河川の改修についての基本的な考え方についてお伺いをいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 東滝川地区の農業用河川4河川の改修の考え方ということでございますが、ご質問の4つの河川につきましては、平成25年に東滝川地域の方々と空知土地改良区、花・野菜技術センターほか、市職員も参加する中で現地を調査し、老朽化、劣化が著しいということを確認したところでございます。今現在ですが、これらの農業用河川の改修を行うためにはまず補修箇所を的確に把握するなど、現場でのさらなる調査が必要であると考えておりますので、空知土地改良区等の関係団体と連携しながら改修に向けて取り進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 大変明快な答弁をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

次、平成28年度の予算確保の見通しということでございますけれども、これは基盤整備にかかわった話でございますけれども、けさの道新においては4,000億円超の農業予算の補正予算が決まってきたということが報じられて、最初は3,000億円の話があり、途中3,871億円というようなことで農水省の予算要望の最近における変遷があったわけでございますけれども、いい方向にきたのでないかと。また、これはTPP絡みの予算でもありますので、大変心強いところでございますけれども、今後これが各地に振り分けられるわけでございますけれども、滝川市としてこの予算の見通しというか、それとともにこの辺の情報の入手、あるいは予算確保に向けての改良区を伴ったそういう運動というか、その辺の要望、滝川市としてのその辺の運動の考え方についてはどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 平成28年度の予算確保の見通しということでございます。今議員さんおっしゃったとおり、TPP対策も含めて来年度の基盤整備に関する項目についてはかなり期待できるのではないかなというような、新聞報道の範囲でございますが、我々も現時点で確かな予算額ですとか確

保の状況については新聞報道の範囲でしかないのですが、現在実施している地区の早期完成と新規地区の計画的な事業採択について引き続き、その予算の確保も含めてですが、関係機関と連携を図りながら努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 今の答弁なのですが、そのとおりなのですが、この種のもの予算要望とか、現場における市だとか改良区、そういうものは動きとしてはやらないのかどうかということ、やらないのかと言ったら変ですけども、それはどういうふうに行動を伴って行うのかということについて再度お伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 特に今予定されて日時が決まっているような要望行動というか、要望日程というのはないのですが、例えば昨日もＴＰＰ関連で答弁させていただきましたが、北海道市長会のＴＰＰ対策特別委員会というのが今動き始めておりまして、その中でも既に１１月の２４日に要望、ほかの団体と北海道と一緒になって要望したということがありまして、その中では当然ＴＰＰ対策に対する万全な予算の確保ということで要望してきたところございまして、年明け以降になりますが、今後さらに合意の内容ですとか、まだ情報開示が全て整っているということではないと思っておりますので、その都度そういった必要な予算の確保とかということについては中央行動ということも予定されると思いますので、その中で時期を捉まえて適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 井上議員。

○井上議員 よろしくをお願いします。

それぞれでは、５番目、夏期施工の実態と今後の推進についてということでございます。これも基盤整備のことでございますけれども、基盤整備事業では早くから夏期施工が叫ばれていたわけでございます。ようやくここにきて促進費というのが決まって、実現をしてきたわけでございます。今までは本当に取り入れが終わってからの基盤整備の事業でしたので、厳寒の中で１２月の押し迫った中でもやっておりました。そういうのは、やっぱり手直し等の発生、いろいろと問題があって、夏期施工ということを実施してほしいという要望が多くあったわけでございますけれども、これが滝川地区においても実施されるようになってきました。大変すばらしいことだと思います。そういう中で、実際にどのような実態になっているのかお伺いをいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 夏期施工の実態ということでございますが、２７年度での実績面積は４８ヘクタールでありまして、実施戸数は１４戸です。事業全体の約７０パーセントが夏期施工を活用したということになっております。従来の春、秋の条件の悪い短い工期の施工ではなくて、夏の余裕のある施工期間を確保することにより良好な農地整備が可能となるというふうに考えておりまして、今後も状況を見ながら推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 夏期施工を進めるために、これは大体1反当たり、10アール当たり夏期施工の交付制度が7万円ということで、その45パーセントが自己負担と、だから3万1,500円になりますか、その残りが国の交付金ということになるわけですが、1年使わないで4万何がしの収入で、非常に困るわけです。そういう中で何か方法はないかということで考えられたのは、工事が終わってから燕麦など緑肥を植えた場合には滝川市農業再生協議会で決めた金額、10アール当たり1万円というような補填策がとられているわけですが、これはいい制度というか、仕組みだと思うのですが、先ほど申し上げたような金額4万何がしの上に1万円ということで、これを増額してもらう必要があるのではないかなという意見も地元というか、関係者からは声が上がっているのですが、それについての考え方をさらにお伺いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 夏期施工に伴っての所得補償の部分といいますか、そういった制度については議員がおっしゃったとおりでございますが、この中で滝川市農業再生協議会が定めた1万円、緑肥作物というか、土地改良ということで地力増進作物として地域振興作物加算という枠を設けております。10アール当たり1万円ということで、これにつきましては滝川市にある農業再生協議会のほうで国から出されております産地交付金の活用ということで地域で定めた枠なのですが、この金額についてはほかの他市町村に比べてもかなり高い水準を保っているということで、これらについてはさらに増額するという点については、上部といいますか、北海道農業再生協議会という組織もございまして、うち独自で決められるとはいいいながらも、全くフリーではないということがありまして、今の段階で1万円をさらにということについてはかなりハードルの高いお話かなというふうに思っておりまして、そういったことは地元からの声も十分把握しながら再生協議会の中で検討していただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ひとつよろしく申し上げます。

次、項目3番目、食と農を生かした雇用創出と地域農業の育成・支援についてでございます。滝川産米を生かした酒づくりについて、白鵬米の関係、それと2番目の滝川市における6次産業化の取り組みの実情と行政支援についてということで兼ねて行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

実は、先般11月23日に東滝川神社で新穀感謝祭があったわけですが、そのときに農協の工藤組合長が滝川産米で白鵬米で新しいお酒ができたのですという披露があったのです。その名前は日下開山という名前で、何本か持ってきていたものですから、ちょっとご賞味をさせていただいたのですが、非常においしいお酒で、旭川の合同酒精でできたということで、つば八グループで販売するということを言っていました。私はこれを聞いて、これこそが6次産業化そのもののなのです。米をつくり、それを加工し、そして販売ルートに乗せる。これが6次化なのです。そして、それにビッグネームの白鵬がついているという中で、僕はこういうものに対してはどんどん

市も後押ししたらいいのではないかというふうに思うわけでございます。6次化が叫ばれている中で、白鵬関も非常にビッグネームで、滝川の観光大使も務めたわけでございますけれども、それが農協で今担当してというか、農協とともにやっておられるようでございますけれども、協調してやる方法はないのかということも含めて、このことについてまず伺いをしておきたいと思えます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員さんから2点のご質問をいただきました。1点目が滝川産米を生かした酒づくりということで、JAたきかわさんの取り組みの事例をご質問いただいております。また、6次産業化の取り組みという、この2点について答弁させていただきます。

まず、最初の白鵬米を使ったお酒の関係でございますが、JAたきかわさんが取り組んだ日本酒の販売というのは、まさに6次化の事業として今後農業振興を担う一つの大きな取り組みであるというような認識をしております。このほかにも、お米に限らず、特産品であるリンゴを使用した発泡酒りんご&ドライや地元の農産物を使用したお菓子などが販売されているところでありまして、10月には当市の農業者の香西さんですが、滝川市で初めて経済産業省と農林水産省による農商工連携事業計画の認定を受けたところでございます。当市としましては、農業者と商工業者などの支援を初め、商品の付加価値をつくり出し、農産物の可能性を広げようとする6次産業化の視点のもと、本年7月、農政部と経済部を統合し、産業振興部が誕生し、産業振興課の中に農商工連携室を設置いたしました。また、JAたきかわや滝川商工会議所、江部乙商工会などで構成される滝川市産業活性化協議会の産業創出促進助成金制度においても、農業と食に重点を置くということで6次産業化事業の支援を行っているところでございます。引き続き、農業者と企業が連携することで生まれる事業化の可能性に目を向けて、JAたきかわを初めとする企業と連携しながらビジネスマッチングのための情報収集や補助金等の活用などを含めた行政支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、時間がないので急ぎますけれども、次に3番目、滝川産米の台湾、アジア向けの輸出の現況と今後の可能性ということで、皆さん知っている人は知っているのけれども、平成18年2月に滝川市の経済建設常任委員会が中心になって滝川市の台湾視察団が結成されて、台中に行ったのです。そのときの団長さんは窪之内経済建設常任委員長さんで、副団長はきょうおられる本間議員でございますけれども、私と、それから議長も行かれたわけでございますけれども、このときに台湾の裕毛屋との話し合いの中で、江部乙の山木さんも行っておったものですから、とんぼ米の関係の話が出たのです。それが一つの道筋になって、台湾への輸出の道が開けたわけでございますけれども、これは今後ともほかの関係で台湾との関係が出てきているわけでございますけれども、台湾だとかそのほかの輸出の状況について、この項目についてお答えをいただきます。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 滝川産米の台湾ほかアジア向けの輸出ということでございます。議員おっしゃったとおり、台湾を初めとしますアジアに向けた輸出の動きは平成18年に台湾中部に3店舗を構え

た日本製食品を豊富にそろえる高級食品スーパー裕毛屋での販売が実施されまして、その年と平成24年には生産者も参加し、現地で滝川産農産物販売促進活動を実施してきたところでございます。また、平成25年にはインドネシア、平成27年にはタイで滝川産米のPRを行ってきたところでありまして、特に台湾についてはことしの夏に裕毛屋の社長を招聘し、トップセールスを行った結果、8トンの滝川産米が台湾に輸出されたところでございます。今後もJAたきかわと連携し、引き続き台湾を含むアジア輸出に向けた販売促進を行ってまいりたいと考えておりますし、これまでの人脈や企業のネットワークを活用して新たな輸出先の確保やPRにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、これは再質問ですけれども、市長に伺うのですけれども、そのために農協、あるいは滝川市も経済建設常任委員会とか、そういう議員も含めての使節団というか、そういうもの組織してはどうかというふうに思うのですけれども、考え方をお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの井上議員の再質問でございますが、平成24年には私も農協組合長ともども台湾の裕毛屋のほうに行かせていただきまして、販売促進活動等に参加したわけでございます。ことしの夏のトップセールスについても、組合長ともども裕毛屋の社長にお会いし、お願いして行ったわけでございます。そのほかにも、インドネシア、タイ、さまざまな企業等のネットワークを生かしたことも今検討中でございます。必要とありますならば、議会とご相談申し上げ、そのようなことを考えていきたいと思いますが、現在のところはそのようなことは検討しておりません。いろいろご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 ちなみに、18年に行ったときは自費で行きましたので、よろしくお願いいたします。

4番目、畜産試験場跡地へ進出の北栄ファーム、夕張ツムラの現況と今後の動向について、これについてお願いをします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 畜産試験場跡地の動向のご質問でございますが、セイコーマートの関連企業であります株式会社北栄ファームにつきましては、平成23年から5ヘクタールを借り受け、平成24年から作付を開始し、4年目となりました。ことしは約20ヘクタールの圃場にキャベツ、小豆などが作付されており、来年も現状の面積で土壌改良を実施しながら生産拡大を図っていくというふうに聞いております。夕張ツムラにつきましては、平成26年から60ヘクタールを借り受け、本年から作付を開始したところです。本年は約1.3ヘクタールの圃場で一部薬草の栽培のほか、土壌改良を行っており、来年についても本年同様に一部薬草の栽培を行うほか、土壌改良に取り組むというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 我々滝川新エネルギーの会でも夕張に行ってきたのですけれども、夕張ツムラの前社長も非常に意欲を燃やしておりました。ただ、今の答弁で1.3ヘクタールということですが、ことし作況調査をやったのですけれども、そのときに見たときは余りよく育っていなかったようなのですが、その辺のことについてはどうですか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 再質問に十分な答弁ができるか、ちょっとあれなのですけれども、もともと採草放牧地ということですからずっと作物をとっていなかった土地でのこういった栽培ということで、かなり粘度のきつい粘土質の土壌だということで、答弁の中にも土壌改良に取り組んでいるというふうなお話も申し上げたところなのですが、そういったことが今積極的に取り組まれていますので、その結果としてまたそこで薬草栽培がもっとふえてくれることを私どもも願っているところです。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 次に移ります。

◎2、環境エネルギー政策

1、太陽光発電について

2、風力発電について。

3、次世代エネルギーパークの認定について

大きな2番目、環境エネルギー施策と太陽光発電について。12月4日ですか、滝川ガスの太陽光発電所の竣工祝賀会に出たわけでございますけれども、太陽光発電も非常にイノベーションが進んでいるということで驚いたわけでございますけれども、その方法は単結晶シリコン両面発電型という、今までは片面だったのですけれども、両面発電するのです。それを採用していたということで、36円キロワットアワーです。このときに年間で8,500万円ぐらいの売電収入があるということで、20パーセントぐらい効率が上がっているということを言われておりました。現在までの大型発電の設置の状況とその内容、今後の推移についての考え方をお伺いいたします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 井上議員におかれましては、常々再生エネルギーの推進を提唱されまして、私も一緒に何度か視察に同行させていただいたこともございます。そういう井上議員のご質問で、ここまでの総括というようなことも含めまして答弁させていただきます。

まず、大規模な発電ということですので、太陽光発電について申し上げますと、市有地、これは道有地も含めまして誘致実績をまとめてみますと、現在まで4基、基数といいますか、4社で合わせまして約5.5メガワットになっております。これは、まず滝の川西が第1期でございまして、それからその後中島町のせせらぎ団地の遊休地が2基目、3基目は先ほど議員がおっしゃられました竣工式がございました中央工業団地とそれから流通工業団地の滝川ガスが投資しましたプラントでございます。これが1社としてやりました規模としましては2.25メガワットで最大になります。そして、現在建設中が東栄小学校の跡地の運動場を使います国際航業さんが建設中のプラント

でございます。これらを合わせまして約5.5メガワットということになります。その他、市の市有地を使って道外の企業がまず最初に出てきてやり始めたというのを見ていただいて、この市内の企業も大変大型の投資をしていただきました。これは、田端本堂さんが泉町に2メガワットの建設をされまして、今順調に動いております。その他何社かがやられている規模としては200キロワットとか、そうした規模でございますけれども、そうしたものを合わせますと全部で8,000キロ、8メガに市内としては大型の太陽光発電の出力規模が達すると思います。これは約2,500世帯で使います電気をカーボンフリー、再生エネルギー化できたということになると思っております。

ただ、太陽光発電の今後のことということになりますと、当初固定価格買い取り制度が始まりましたときに大型が1キロワット当たり40円でございます。それがことは27円まで下がっております。ちなみに、今建設中の国際航業さんの東栄小学校跡地のプラントは32円でございます。この雪の深い地域での建設というのは架台を高くしなければいけないという、どうしてもコスト面で本州と比べますと不利な条件がございます。そういうことから、27円になりますと皆さん企業の方に聞きますと北海道では無理だろうと、このようなご意見でございまして、今後27円で投資が起こってくるというのはなかなか見通せないというふうに思っております。また、さらに来年度からは、太陽光につきましてはつくり過ぎたという経産省資源エネルギー庁、政府の考え方もございまして、固定価格買い取り制度が入札制になるというような検討がされておりますので、ますます太陽光発電についてはさらなる導入は難しくなるというふうに考えております。また、後ほどの質問のほうにも出ておりますけれども、10キロ未満の家庭用もそうなのです。10キロ未満の家庭用で売電価格が下がっていることは余り話題になっておりませんが、当初42円でございます。今は33円まで下がっております。そういう点では、家庭用もやはり難しくなっているのではないかとこのように思っております。あと大型発電ということでは、丸加山で最大手の風力発電会社のユーラスエナジーが風況調査をまだ続けております。これも取り組みの途上であるということで、以上が大型発電についてのご質問の回答とさせていただきますと思います。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 非常に鈴木副市長には努力をいただいたというふうに考えております。

次、家庭用発電、小規模発電ですけれども、これも当時FITが始まって、最初は42円から家庭用も出発したということで、補助金制度の運動も我々やったわけでございますけれども、きのう小野議員でしたか、質問に対する答えがありましたけれども、これは滝川自体では北電の統計では123件あるのです。そのうち17件が補助制度を利用したということなのです。私は、今エネルギーのトレンドが再生可能エネルギーにしなければならないという、そういう環境施策の上からもある中で、ちょっと少ないのではないかとこのように、制度設計も含めて問題はなかったのかなというふうに思うわけでございますけれども、それについてだけ伺います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 家庭用太陽光発電の関係でございます。家庭用発電及び小規模発電の現状についての質問ということでございます。

直近のデータでございますが、市内における１０キロ未満の家庭用発電の導入件数は１０３件、太陽光発電の公称最大出力数の合計は４３５キロワットとなっております。また、１０キロワットから５０キロワット未満の小規模発電の導入件数は１４件、出力数の合計は約２８６キロワットということになっておりまして、大規模発電を合わせますと現在出力数の合計は７，２３０キロワットとなっております。補助制度開始前の平成２３年と比較しまして、家庭用発電では約３倍、小規模発電で約１４倍、出力では大規模な発電を含めまして全体で約４４倍となっております。地球温暖化の一因と考えられる二酸化炭素の発生を抑制する全市的な取り組みが飛躍的に進んだものと考えております。このように市の補助金の申請件数が年々減少しまして、ここ２年につきましては年１件ずつということとどまっている中で、家庭用を初めとした太陽光発電の導入は年々増加はしております。このことによりまして、市や国の補助金を初め、市民団体などによる太陽光発電の導入促進の取り組みにつきまして、普及については一定の成果があらわれているものだというふうに考えてございます。きのうの小野議員の質問の回答にもございましたように、今後におきましては現在作成を進めております第２次環境基本計画において、新たな次世代エネルギーパークを中心とした普及啓発活動に積極的に取り組んで新エネルギー、再生エネルギーに対して普及をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは、時間もないので、はしりますけれども、風力発電については先ほど副市長が触れていただきましたけれども、風の強さだけでなく、風力発電の設置場所によっては可能性もあるようにも聞いているのですけれども、江部乙の丸加山で風力発電の風況調査が行われているのですけれども、それに対して可能性、特に副市長、これに道をつけていただきたいということで、置き土産につけていただきたいということ要望して質問とします。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 丸加山におきますユーラスエナジーによる風況調査は、もう既にこの１０月末で２年になります。ただ、残念ながらこの２年の経過を見る限りでは風が足りません。数字は企業のものでありますのでお話しできませんけれども、一般に年間平均で６メートルの風力が必要だと言われておりますけれども、残念ながらこの２年間の記録ではそこに達しておりません。ただ、風というのは毎年変わりますので、また引き続き風況調査を続けております。したがって、企業自身が風況調査をやっていますので、企業としてまだ可能性があるということで風況調査を続けていただく限りは、私たちもその可能性を追い求めていきたいと思っております。可能性というお話で少し触れさせていただきますと、場所という問題もございましたけれども、丸加山の場所というのは風を除きましてはほかの条件はかなりすぐれております。例えば特別高圧線までの距離も近いですし、そこに行くまでの間に川を越えたりとか国道を渡ったりする必要もなく、市道を通して全部行けるとか、それからもう一つは５．５メートル以上の舗装道路がそのところまで下から全部続いているということで、工事の際の便利性も非常に高いということで、風以外の条件はとてもすぐれております。そういう点では、何とか風が吹いてくれという思いでございます。そういう状況でありますので、引き続きその可能性を見守っていただければというふうに考えております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 2番目の道北送電網、それとよく言われる北本連系の関係について、この質問どおりでよろしくをお願いします。

○議 長 井上議員、大変申しわけないのですが、議事録に残る、インターネット中継というところをちょっとご配慮いただければと思います。

○井上議員 それでは、今の風力発電の事業と自然エネルギーの普及等に関して送電網が非常に大事だということが言われておりますけれども、この表題における道北送電網あるいは、ここには書いてありませんけれども、北本の関係について、連携して関係してくるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 ご質問の趣旨は、最近といいますか、二、三カ月前の話ですけれども、日本海側にソフトバンクエナジー、三井物産、丸紅の連合が建設を始めたという送電網、日本送電という会社をつくって始めているのですけれども、これが事業から撤退するということがどのように影響するかというお話だと思いますけれども、まず滝川にとりまして滝川の風力発電の可能性あるいはそのほかの再生エネルギーの展開という可能性からいきますと、直接の影響はないというふうに申し上げます。と申しますのは、これは日本海側にソフトバンクエナジーが複数箇所の風力発電をつくろうとして、そのためには送電が要るのだということで、北電が持っています電線網の幹線までの間のところをつなぐという送電の建設の話でございます。したがって、影響が出るとしますのは、やはり苫前とか日本海側の市町村がソフトバンクエナジーのプロジェクトにくっついていこうと思っていた、このプロジェクトが事実上できなくなるであろうというところの影響が出てまいります。ちなみに、もう一つ送電網をつくっていますのが、滝川で今風況調査をやっています最大手のユーラスエナジーがやっておりますのがオホーツク海側の稚内からの送電網で、こちらのほうは計画どおりユーラスエナジーが進めております。

もう一つご質問がありました北本線ですが、まさに北本線の増強というのが北海道全体の再生エネルギーのポテンシャルをどこまで現実化できるかということにかかっていると思います。北本線の増強が19年というのが一つのめどとして示されていますけれども、そこがまさに実現しますと滝川も含めまして風力発電のさらなる建設というのが北海道では進められるであろうと、このように業界で言われておりまして、滝川から見ますと北本線の増強というのが私たちにも今後の再生エネルギーの展開に影響してくると、このように理解しております。

以上でございます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 次、3番目、次世代エネルギーパークの認定について。今後の地域創生の根幹と位置づけ、また環境問題も考え、再生可能エネルギー推進のため今後滝川市として基本構想を立てる必要があると考えるが、検討する考えはということですが、きのう小野さんの質問もございました。表面的にはそういうことでわかるのですけれども、答弁のとおりだと思うのですけれども、もう少し掘り下げたら、経産省のホームページによるとこれはもっと深いものがあるのではないかと思うの

です。次世代エネルギーパークの詳細解説というのがあって、次世代エネルギーパーク計画として認められると新エネルギービジョン策定について補助を受けられるほかということで、きのうの小野さんの答弁のところに入るわけですが、これを立てたら補助金も出てくると。これは、市長の政策判断だと思うのです。その辺のこれからエネルギーのまち滝川という中でのエネルギーパークをもっと生かした展開が必要でないかと思うのですが、お答えをお願いします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 井上議員のお話、基本構想をというお話ですが、滝川市の取り組みはこれまでの質疑応答でもおわかりのように既に基本構想段階は過ぎて、実行段階を歩んできたというのは皆さんご理解いただける場所だと思います。これは、言いかえますと、井上議員が常々おっしゃっていらっしゃった再生エネルギーを推進すべきというご意見についてたくさんの方々が同じ考えをされて、理解が浸透したということもございまして、基本構想というものを特に立てておりませんけれども、そうした市民の方たちの考えと理解が基本構想に変わって今までの実行を支えてきたと、そのベースになっているというふうに考えております。

今後滝川市の再生エネルギーのさらなる推進を考えるとどうなるのかということですが、太陽光と風力発電については先ほどお話を申し上げたとおりでございます。それでは、他の分野の事業化という点で可能性はどうかということもございます。ただ、これも残念ながら事業化を進めるもののこれだという滝川の地域に適したものというのがまだ見つかっておりません。きのう小野議員のご質問のときにもお答えしましたが、実際に太陽光、風力以外も市のチームは可能性をずっと探ってきておりまして、例えば小水力発電ですが、これは民間企業が2度も滝川に來まして詳細な調査を行ってきました。ただ、残念ながら、北海道全体に言えることですが、川、水が流れているところはございますけれども、傾斜が少ないのです。それから、冬の流量がほとんどございません。残念ながら可能性のある場所はないという結論を持ち帰ることとなりました。また、最近話題になっておりますバイナリー発電、これは地熱発電ではなくて、低い温泉であってもその熱を使って発電するというやつですが、これも専門業者が來まして可能性を意見交換しましたが、残念ながら滝川で今出ていますふれ愛の里の31度というのはそれでも足りません。最低80度は必要だと言われております。これも残念ながら可能性はございません。今のところ見つけれませんし、それからバイオマスにつきましては木質バイオマスは間伐材が必要ですが、これも滝川に森林が余らないということからいっても難しいことはご理解いただけたと思いますし、また家畜のふん尿を使うバイオマスも酪農地帯が滝川の周辺にないということからも、可能性がなかなか見出せないという点もご理解いただけたと思います。

ただ、このような多様なさまざまな選択肢の中で次に取り組むべき可能性というのが見えてきていませんけれども、再生エネルギーの技術というのは大手の企業がそのイノベーションに今取り組んでいますので、新たな技術、例えば太陽光発電の発電効率が大幅に上がるというようなことがまた起きてきますと、そこに大きなビジネスチャンスといたしますか、さらなる再生エネルギーを導入するチャンスが出てくるのではないかと思いますし、また私たち市のチームのほうとしてはそうした大型の発電だけではなくて、むしろ農業の分野で再生エネルギーを使えないか、例えばもみ殻の

燃焼熱を使うとか、そういった分野のところにも着目して今後取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 わかりました。ひとつよろしくお願いします。

◎3、労働行政

1、シルバー人材センターについて

最後に、労働行政でございます。シルバー人材センターについてでございます。指定管理のあり方と内容の充実について、シルバー人材センターへの契約のあり方について、老朽化対策、電気、暖房等の見直しについて、滝川中高年齢労働者福祉センター条例の見直しについてということでございますけれども、これはシルバー人材センターが高齢者のそれぞれの能力を生かす場として地域社会に貢献してきたのはそのとおりでございます。今平成22年からの比較ですけれども、400人いた会員が300人ぐらいになってきていると、その中で業務の多様化に応えるべくいろいろな努力をしてきたわけでございますけれども、平成26年から国の要綱が変わってきて、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業というものを実施しないと、これは一般労働者の派遣事業ということでございます。これに移行しないと補助金を一部返還しなければならないという通達というか、そういうふうになってきているということで、年間1,000人日以上の実績を上げないとだめだというようなことで、今までは派遣ではなくて委託ということでずっと定着してきたものですから、派遣ということになるといろいろな形で……

(何事か言う声あり)

○井上議員 済みません。そんなことで、契約のあり方等を含めて、ここに書いたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 シルバー人材センターのご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターへの契約のあり方につきましては、指定管理者の協定におきまして滝川市が指定の通知の中で一方的に定めるものではなく、滝川市と指定管理者となるべき団体とがお互いに綿密な意思疎通を図った上で作成する協定という形で定めているものでございまして、基本的事項につきましては十分に協議を重ね、協定を締結しているところでございます。次に、老朽化対策と電気、暖房等の見直しにつきましては、施設の老朽化によりまして大規模な修繕等に係る費用につきましては一方に帰責事由があるものを除きまして市の負担とし、日常の管理業務で発生する修繕等に係る費用につきましては指定管理者の負担とし、適切に対処しているところでございます。省エネや節電対策を図るために、照明や暖房器具を取りかえるような施設の維持にかかわる全面的な見直しにつきましては財政負担も大きいことから、施設修繕につきましては緊急性を要するものを優先してまいりたいと考えているところでございます。次に、滝川中高年齢労働者福祉センター条例の見直しにつきましては、ご質問の内容が指定管理の収益を高めるために条例を改正し、利用料金の値上げを念頭に置いているものと思われませんが、当該センターは公の施設であり、中高年齢

労働者等の心身の健康保持、体力の増強、教養、文化の向上のための便宜を供与することによりまして中高年齢労働者等の福祉の向上を図ることを目的に設置をしております。現在は若者から高齢者まで幅広く日常的に利用されている状況にあります。そのため、値上げによる受益者への影響は大きく、結果として利用者数の減少も想定されることから、条例の見直しにつきましては慎重に検討することが必要と考えているところでございます。

以上です。

○井上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 新政会の田村勇でございますが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

◎ 1、財政政策

1、計画の実現性について

まず、財政政策であります。過日よりも多くの方から財政に関して質問がございました。それぐらい財政というのは基本中の基本で、行政においても会社においても土台であります。そんなことから、出されております財政健全化計画あるいは滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして市民アンケート、こういうものを踏まえてご質問させていただきたいと思っております。まず、日本は戦後70年がたちました。戦後70年、その間に世界で唯一の被爆国として、広島、長崎に原爆が落ちたわけでございます。そんな非常に悲惨な中から70年をかけて立ち上がってきた。しかし、2011年3月11日には東日本大震災が起きたと、そしていまだに福島第一原発は手つかずのまま置かれている。これを解決するにはまた数十年がかかるのかなというふうに思います。そんな中、少子高齢化の波はどんどん、どんどん進んできて、北海道にいる100歳を超える方は2,700人と聞いております。また、2013年、男性の平均寿命が80.21歳、世界で第4位だそうでございます。女性においては86.61歳で、長寿国世界一だそうでございます。そんな中で、ますますかかってくるのは介護保険等々だと思うのですが、日本における介護保険の総額は40兆円というふうになってございます。そんなことから、滝川でも例外ではなく、どんどん、どんどんそういうものがかかってくるわけでございますが、長寿化、そして介護保険を少し減らすためにも今盛んに言われているのが健康寿命を延ばすというようなことでございます。そんなことから、滝川市においてはこの5年間でもって5億円の削減ということを財政健全化計画の中でうたってございます。その中には、事業の見直し1億2,000万円、組織人件費の見直し3億6,000万円、歳入の確保対策2,000万円ということでございますが、この中の人件費の見直し、例えば職員の人数を1人減らしてパートあるいは嘱託を2名入れたということであっては同じことなのです。それよりも職員を必要な数だけしっかり使って、給料も下げることなく、もっと士気を高める、これが大変大切なことだと思うわけでございますが、この5年で5億円削減の実現性、今言った数字に書かれたこれはわかるのですが、これが果たして実際実現可能と思っているのか、あるいはこれを途中でもって修正するようなことが起きるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 財政健全化計画につきましては、柴田議員の質問にも答弁させていただきましたが、平成26年度に作成いたしました一般会計中期財政フレームに平成27年度の普通交付税算定結果などを反映して推計したところ、今後5年間で平均5億円の収支不足となる見込みとなり、財政健全化計画の策定に踏み切ったところでございます。この計画の視点は大きく3点ありまして、1点目は聖域のない事務事業の見直しを基本とし、法定義務がなく、自治体に裁量のある全ての事業を対象に事務事業の見直しを図り、終期を明確にしていくこと、2点目は人口減少や財政状況を踏まえ、組織人件費の見直しを図ること、3点目はふるさと納税を初めとする歳入確保対策を図ることとしております。具体的には、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、事務事業の見直しに当たりましては先ほど議員がおっしゃられたとおり1億2,000万円を、組織人件費の見直しに当たっては3億6,000万円、歳入の確保対策に当たっては2,000万円の効果をそれぞれ見込んでいるところであります。計画の実現性ですが、事務事業の見直しに当たっては、計画期間内に達成するために毎年の予算編成において関係する団体等と削減内容等について協議をし、ご理解をいただくように努めていくこととしております。また、組織人件費の見直しに当たりましても、計画期間内に削減効果額を達成できるように組織に見合った最適な職員配置等を順次進めていくものでございます。歳入の確保対策につきましては、今年度も大変好調であります。ふるさと納税の積極的な推進を図り、なお一層寄附がふえるようにPR強化に努めていきたいと考えております。5億円の削減効果を生み出すためには、市民の皆様の深いご理解をいただきながら、全庁一丸となって進めていく所存でございますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 26年度における当市の健全化判断比率は、ぎりぎりの状態でございます。こんなことから、ぜひ健全経営がなされるよう、いろんなところで努力をしていただきたいと思います。

次に、三セクの新たな見直しの考え方でございますが、三セクがたくさんある中で、今は2つですか、振興公社とグリーンズかな、振興公社、グリーンズ、これの民間委託あるいは売却、今までもいろいろこれは出ているのですが、三セクに対して今後どのような考えを持っているのか。そして、例えばグリーンズを例にとるならば、株式会社でありながら、本当に取締役がその責任を果たしているかというようなことを鑑みたとき、市長が社長なのですが、もっともっと一般会社の理念のもとに民間経営を発揮しながらやっていかないと、赤字がずんずん、ずんずんふえていくというふうに思うわけですが、今後の振興公社あるいはグリーンズの見直し、どういうふうに考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 第三セクターの見直しについてのご質問でございますが、経営状況が厳しい滝川振興公社と滝川グリーンズに関して、業務の効率化でありますとか、借入金の縮減などを念頭にしまして経営状況を抜本的に見直すとともに、営業の強化も図りながら収入の確保に努めてまいりたいというふうに考えています。両公社の経営改善につきましては、今田村議員のご指摘もありましたとおり、さまざまな改革を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 三セクですので、深くは追及しませんが、例えば三セクとグリーンズが一つになっても十分やっつけていける状態でないかと、そういうところからまた人件費の削減もできるのではないかというふうに思いますが、これは三セクのことなので、答弁はいただきませんが、そういうことも含めてぜひ検討されるべきだと思います。

次に、各団体の出捐金に対する考え方であります。いろんな出捐金あるいは出資金等、たくさんの団体があると思うのですが、私が調べた範囲では12団体に1億9,229万1,480円の出捐金が出ている。これは、各団体の法人化、あるいはそれを定期にしてその果実の運用を任すということで出捐金というのはできているはずなのですが、今は利息が安くて、例えば1,000万円置いたって知れていると、その果実を使って事業をすることは不可能だという場合に、財政の苦しいときにこの1億9,000万円の出捐金の中で、例えば体育協会なんかはもう既に法人化されているので、これはいいのですが、法人化されていないで、その資金が眠ったまま今後も使われないであろうというような見解、それと団体自体も困っているので、出捐金を崩して使える方法があるのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 現在市が出捐している団体については、今田村議員のご指摘があったとおり12団体、出捐金の総額が約1億9,200万円というふうになっております。それぞれの団体ごとに目的を持って出捐をしておりますが、出捐金の性格は寄附行為に近いものであり、出捐後は当該出捐金はその法人等の財産として法人等に帰属いたしまして、出捐した地方公共団体には原則として出捐したことにより得られる具体的な権利はないものと解するとの見解も示されております。したがって、一度出捐した出捐金につきましては市が返還請求等を行うことは難しいというふうに判断をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 出捐金については、今までは崩せない、自由には使えないと枠がかかっていたわけですが、今後はそれを返してもらわないということは使ってもいいのか、みんな定期で積んでいるのですが、それを解約して必要なときには使ってもいいのか。それと、解散等の場合は同族団体に寄附ができるということはわかっているのですが、現在ある団体でこれを崩していいのかどうか、それをはっきりお答え願いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 出捐金に関する再質問でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、当初出捐をした出捐金の性格というものがございます。その団体ごとにその性格にかなった使い方ができるかどうかということをご検討していただいているものというふうに解しておりまして、市としてそれに対して先ほども申し上げましたように具体的にこうしてください、ああしてくださいということを申し上げることは非常に難しいとは思いますが、当初出捐した出捐目的にかなっているかどうかということについてはある程度団体のほうからご報告なり協議なりをいただく必要性はあるというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 再度確認をいたしますが、これは各団体が必要に応じて崩してもいいということなのですね。今までは、これは縛りがあったのです。果実は自由に使えるけれども、出捐金は自由には使えないと。そういうことがあって、私もずっと所属していたのですが、この問題は宝の持ち腐れみたいな感覚でいるものですから、これを崩して必要に応じて使えるということであれば、例えばこれのある間は補助金を少し減らすだとか、いろんな方法もとれると思うのです。そして、出捐金をこれから維持していく必要性というのがない団体の場合、間違いなく崩して使っていいのですね。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 再々質問でございますけれども、ご質問の趣旨にかなった答弁になるかどうかわかりませんが、先ほども申し上げましたように、当初例えば法人化というような目的を掲げた出捐金につきましては、法人化がされた団体につきましては、それは法人化がされたということで、例えば公益目的というような形で出捐金を使っていくということは可能でありますし、現在そういう方向で進んでいるというふうに思いますが、当初の出捐目的にかなった状況に今になっていないという団体も少なからずあるというふうには理解しておりますので、そのこの団体につきましては当初の出捐目的についての考え方については市として何らかの協議をしていかざるを得ないというふうには判断をしております。ただ、そこに関して明確に市が何らかの具体的な形をもってお願いをするということは出捐金の性格からは非常に難しいというふうに考えておりますので、まことにすんなりした答弁にはなっていないかもしれませんが、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、やはり非常に考慮すべき問題だと思うのです。なぜかといったら、額が大きいのです。1、000万円とか2、000万円という額ですから、これが10万円、20万円なら大したことないのですが、額が大きいものですから、それを出捐金として受けて何十年もそのままになっているということ、これはぜひ今後課題にしたいと思いますし、このことについてもよく考えていただきたいと思います。

◎2、建設行政

1、今年度の新築傾向について

2、空き家対策の有効手段について

それでは、次に行きますが、建設行政の中で今年度の新築傾向についてということでございますが、市内での戸建て住宅、ことしは結構建っていると思います。また、マンションにおいても過剰なぐらい建ってきているというようなことから、今年度の建築確認の件数を住宅、マンションに分けて戸数をお願いします。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 市内の戸建て住宅、マンションの建築の件数でございますが、平成27年11月30日現在の今年度4月以降の新築確認申請件数は、戸建て住宅が64件でマンション等の共同住宅

は4件であります。昨年の同時期に比べると、戸建て住宅は8件の増、共同住宅は1件の増であります。ちなみに、平成26年度の1年間では戸建て住宅は74件、共同住宅は5件、平成25年度では戸建て住宅は105件、共同住宅は30件であります。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは次に、建築業者の市内業者と市外業者の割合。というのは、私は不動産屋をやっているわけですが、非常に市外の業者が多いというふうに感じるわけです。それで、その比率はどれくらいあるのか、何件くらいあるのかお聞きします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 これも平成27年11月30日現在でございますが、戸建て住宅の新築件数は現時点では64件ございますが、市内業者が34件で約53パーセント、市外業者が30件で約47パーセントでございます。ちなみに、平成26年度の1年間では新築件数が74件ありまして、市内業者が31件、約42パーセント、市外業者が43件、約58パーセントでございます。平成25年度は新築件数が105件、市内業者が52件で約50パーセント、市外業者が53件、約50パーセントでございます。また、共同住宅につきましては、平成27年11月30日現在では新築件数が4件ありまして、市内業者が1件、市外業者が3件であり、平成26年度は新築件数が5件のうち、市内業者が2件、市外業者が3件、平成25年度は新築件数が30件、市内業者が8件、市外業者が22件であります。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の確認どおり、市外業者が非常に多いのです。市のいろんな施策でもって極力市内業者を使おうと、育てようと言っている中で、滝川にうちを建てる人がなぜか市外業者のほうが多いと、この原因をどういうふうと考えられているか、どういうふうに分析しているか。それと、市内業者を使った場合の補助対策、そういうものがあるのか、ないのかお聞きします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 現在住宅を建てる方のニーズというのは、多様な生活形態の違いからさまざまございまして、市外のハウスメーカーや市内の建築業者などもそのニーズに応えるため、それぞれが特色のある住宅づくりに取り組んでいるところであり、大きなくくりで市外業者と市内業者を比較することは難しいのかなと考えているところでございます。しかしながら、市内業者で新築をする場合、建築本体工事はもとより、電気工事や給排水等の設備工事でも市内業者が施工する場合が多く、市外業者に比べて滝川市の経済効果は大きいということはメリットの一つと考えております。また、引き渡し後のアフターサービスも迅速に対応することが可能ではないかということで、市内業者におけるメリットの一つと考えているところでございます。このようなことから、あえて市の立場として言わせていただければ、住宅を建てられる場合には市内業者による建築をしていただくと滝川市経済の活性化に寄与していただけるものでないかというふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 市内業者を使って滝川の住民が建てた、あるいはよそから来た住民が建てた場合に、それに対する補助金的なものはないのか、もしあるとしたら、市内業者はあるけれども、市外業者はないとか、そういう制度はないですか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 現在新築に関しては、補助金の制度はございません。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 近隣市町では、例えば新築の場合100万円だとか、いろいろ助成しています。土地を買う場合も半額補助だとか、いろんなことをやっています。それには市内業者が建築するのが条件というところもあるわけです。滝川市においても、50パーセント以上が市外業者というのはちょっと意外な感じがするのです。滝川にも優秀な業者、企業はたくさんあるわけですから、滝川にいて滝川のメリットがないと言われるゆえんであります。新十津川なんかも新築したら100万円とかやっていますから、ぜひそういう制度をつくって、滝川の人口を一人でも多くする方法、そしていつの世もそうですが、不動産の流動化がとまったまちは潰れると言っています。そういうことから、ぜひ不動産の流動化というものを重点的に施策にも取り入れて、そのための施策として例えば今言ったように住宅を建てた場合はそういう補助もすると、いろんな方法でその相乗効果を考えていただきたいと思います。

それでは次に、空き家対策の有効手段ということに移りますが、このことについても昨日は小野議員といろいろございましたので、それとあわせてお聞きをしたいのですが、滝川において中古住宅つきの土地を購入した場合、これに対する解体費用の助成はどうなっていますか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 既存住宅の解体のみに適用する補助制度というものは設けておりません。しかしながら、住宅改修の補助制度と含めまして説明させていただきたいと思いますが、昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された住宅につきましては耐震診断を実施し、耐震化が必要となった住宅について耐震性を満たしていない既存住宅を解体し、新たに住宅を建てかえる場合、既存住宅の解体費を含めて補助が可能な滝川市住宅改修支援補助制度を設けているところでございます。この補助制度は、平成21年度より実施しており、平成28年3月31日までの時限措置となっておりますが、市内建築業者が耐震改修工事を施工する場合最大100万円、中心市街地区及び18歳未満の者が同居する子育て世帯に対しては最大120万円の補助金を交付する制度でございます。この制度を利用して既存住宅を解体し、建てかえを行った件数は、すなわち耐震改修を目的とした建てかえは平成21年度から平成26年度までは13件、平成27年度は4件あるところでございます。結果、ご質問の解体費の助成につながっていると考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の答弁どおりだと思うのですが、私がここでもう一つ聞いておきたいのは、不動産というのは売買した場合に登記をします。その場合、壊すのがわかっているのだから、壊すうちまでは登記をしません。ですから、中古住宅つきの土地を買うのです。そして、助成を受けるためにその家を壊す。しかし、土地は買った本人の名義にするけれども、壊すうちですから、それは登記しないと、こういう場合でもよろしいのでしょうか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 答弁に若干時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午前 11 時 52 分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁に時間を要するようでございますので、この辺で昼食休憩とさせていただきたいと思います。再開は 13 時といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 0 時 58 分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の田村議員の一般質問でございますが、答弁を残した状態で午前中終わっておりますので、まず答弁からお願いをいたします。

答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 答弁させていただきます。

再質問におきましては、所有者の建物が移転登記が必要かということだったと思いますが、これにつきましては建物の移転という部分は登記、それから契約ということでこの時期は非常にふくそうする要素もございます。ですから、この場において具体的にこの場合はどうだというよりは、いろいろ状況がございますので、その状況について実務的に対応していきたいというふうに考えておりますので、そのような時点でもし事案が発生するのであれば、所管のほうで細かく対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 よくわかりました。

それでは、2 番目の店舗リノベーション支援事業補助金、これは有効に利用されているかということなのですが、私のところで何件かやらせてもらいました。そんなことから、これは使い方がなかなか難しいと、わかりづらい。そういうようなことから、私自体は例えば店舗をやるような場合は、それぐらいの資金をとってやらなければ長くやれるのというような危惧をするのですが、せつ

かくのリノベーションですが、これは5月いっぱいまでの予定でしたよね、その後延びているのかどうか。それと、今までにこれは何件ぐらいでどれぐらいの金額が助成されているのかをお聞きいたします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 店舗リノベーション支援事業補助金につきましては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る中心市街地にぎわい創出支援事業の一つとして実施し、第1次では問い合わせが飲食5件、福祉1件、美容1件の7件ございました。そのうち飲食と福祉から1件ずつが申請に至ったところでございます。その後も飲食4件、美容1件の計5件の問い合わせがありまして、2次募集を先月行ったところ、飲食から2件が店舗リノベーション支援事業補助金の申請に至り、空き店舗の解消につながったところでございます。手続が煩雑ということでございますけれども、申請手続に当たりましては窓口で事前相談の際に十分説明をいたしまして、その後申請段階においても丁寧な説明を心がけて対応しているところでございます。申請書類が多いということもございますけれども、そういった形の中では国の補助金を活用していますので、ご理解いただきたいと思います。以上のことから、今年度創設をいたしました本制度を有効に活用、利用されているというふうに考えているところでございます。

以上です。

（「補助」と言う声あり）

○産業振興部次長 補助額につきましては、指定区域がございまして、沿道A、B地区と分かれておりまして、補助対象経費の3分の2以内ということで、沿道Aにつきましては補助金の額100万円、それから沿道Bにつきましては補助対象経費の2分の1以内ということになってございます。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは5月からずっとやっていて、件数が非常に少ないと思うのです。1次募集では1件ずつしかないと、2次募集において今2件あるというぐらいでもって、もっともこの制度が使われるように。さっきも言ったけれども、煩雑でないかと。だから、一回一回窓口に行って聞くというのはもちろんわかるのですが、その前に、聞く前にこういうのだったらその対象になるのだなというようなことがわかるように何か手を打っていただきたいと思います。

次に、廃虚家屋解体代執行の現状ということなのですが、滝川市では代執行の条例を制定してございます。そんなことから、代執行の条例を制定してから今までに代執行した件数、そしてそれに係った費用、その費用の回収、それをお聞きいたします。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 お答えしたいと思います。

まず最初、代執行の件数は今現在ございません。きのうの小野議員の説明でもしましたが、24年度以降危険空き家として認定したものが70件、そのうち既に解決したものが39件、現在修繕中や解体の意思表示をしたものを除き、14件の危険空き家が現在も未解決となっております。条例制定後解決に向けて随時やってきておりますが、条例制定前から危険な状態にあった物件でござ

います。これが条例制定後の働きかけにより、行政代執行によらず、所有者と民間業者との間で売買契約が進められ、解体に至った事例が出てくるなど、着実に成果が上がってきております。こうした取り組みの中でも、やむを得ず早急に危険を回避する必要性が生じた場合、民法上の事務管理規定により、建物の一部修繕や除去など必要最小限の措置を講じています。簡易なものは職員の手で修繕を行っておりますが、業者による修繕も行っており、25年度は5件、約47万円、26年度は6件、約73万円、27年度は現在までに2件、約36万円の工事を行い、住民の生命や財産の保護に努めております。このうち、所有者や管理者などが行方不明であったり存在しないなどの物件を除いて費用請求を行っているところですが、残念ながら現時点において費用は回収できておりません。遠隔地に居住している場合であったり、さまざまな事情がございますが、今後も引き続き納入に向けて交渉を粘り強く行ってまいりたいと思っております。こうした取り組みを行ってもなお著しく保安上危険で第三者に危害を及ぼすおそれのある物件に関しては、行政代執行を実施することになります。滝川市では今のところ実施しておりませんが、未解決となっている物件につきましては将来的に可能性があることから、それぞれの物件の状況を常に見きわめながら、根気強く交渉し、最善の措置に努めてまいります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 すなわち代執行した額は、全てが未回収ということになるのです。それで、14件は未解決ではあるけれども、連絡はとれているということなのですが、この14件に至っては今後どのような動きがあるのかお聞きします。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 14件につきましても引き続き所有者がどこにいるのかということを調べながら、また随時その家屋についてはパトロールを強化し、随時見回りをして危険のないように対処してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 この14件は連絡がとれているようなのですが、どこのまちに何件あるのですか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 全部で70件ということで、そこら辺はちょっとまとめておりませんが、住宅密集地で有明町ですとか、やはり住宅密集地である西町、幸町、そういうところに集中しているということで、14件まとめている表がございませんので、明確には答えられません。今のところそういうところでございます。

○議長 長 田村議員。

◎3、教育行政

1、体育授業について

2、スキーインストラクターの活用について

○田村議員 それでは、次に移りますが、教育行政の体育授業についてであります。各地で体育時

間の例えば10段ピラミッドで骨折事故が起きたとか、いろんな事故が起きています。それで、体育での事故というのは昔からあるのです。私の友達なんかも柔道やっていて骨折したとかというのが何人もいました。そんなことから、けがはつきものというのはいいいのですが、そのけがの種類と学校で行うけがに対する対策、対応は、この場合スキー授業は抜いて、1番の体育授業中の事故、けが等の種類、対策について伺いをいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 体育の授業中のけがに関して、その種類と件数をまず平成26年度の状況を申し上げたいと思います。小学校、中学校、滝川西高校での体育の授業中のけがが39件ございました。体育の授業以外、例えば部活動ですとか休み時間あるいは登下校中を含めたけが発生の合計件数は264件でありました。先ほど申しました体育の授業中39件のけがの種類ですけれども、挫傷、打撲が15件、捻挫、脱臼が11件、骨折が9件などであります。骨折というくくりなのですが、例えば指の骨にひびが入ったとか、そういうのも骨折というくくりになります。次に、けがの防止対策としましては、学校で例えば体育の授業計画段階から体育館内での用具の配置の配慮ですとか、授業の流れ、あり方について無理のない内容で取り進めるように配慮すること、さらに児童生徒への指導として十分な準備体操を行わせたり、個々の児童生徒の技術や能力を指導者が十分に把握することを通して授業中での目配りをしてけがの防止などに努めているところであります。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 次に、スキー授業での事故の対応に移りますが、私もスキーをやるわけですが、生徒方はスキー学校に入れる場合みんな保険に入れています。そんなことから、小学校、中学校の場合は学校でのスキー授業というのは2回か3回ぐらいしかないかと思うのですが、それに対しての対応はどのようなになっていますか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 スキー授業での事故の対応についてのご質問でありました。最初に平成26年度のスキー授業は、小中学校でシーズン中、延べ21日間行われました。小学校は全学年で、中学生は1、2年生が行っております。実施回数は、おおむね学年当たり2回ずつ、午前中の授業あるいは午後を通しての授業というふうになっています。スキー授業中におけるけがは、平成26年度5件発生しました。その内訳は、滑走中の単独の転倒によるけがが4件、リフトが揺れて落下したことによるけがが1件でありました。25年度は3件でありました。お尋ねの事故の対応についてですが、教育活動中のけがでありますので、医療費はスポーツ振興センターの給付対象となっており、保護者負担はございません。未然防止として、過去のけがの発生事例から、滑走斜面の安全確認ですとか、危険区域の立入禁止の指導、リフトの乗りおりの事前指導、リフト乗車中の安全指導などを実施しております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きますが、スキーインストラクターの活用ということなのですが、平成25年6月4日には学校教育局長の決定で地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事

業というのが実施されました。それが25年に始まったわけですが、25年、26年と2年間で終わるというようなお話を聞いているのですが、2年で終わるのか、それともさらに継続されるのか、学校教育局から2年で終わりますという通知が来ているのかどうかを先に伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 道の事業の関係でございます。正式な通知が来ているかどうかは、ちょっと今確認をさせていただいております。今お話のありましたとおり、25年度から始まりました事業、これは想定をしておりました。27年度につきましてもその前提で計画を立てておりました。ところが、今年度5月ですか、そういう連絡がありまして、道の事業見直しによりまして取りやめになるということでした。私どもとしましては、そういう年度途中の急な見直しということは非常に混乱するので、見直しについてさらに見直してくれということで申し入れをしましたけれども、残念ながらかなえられなかったということでございます。ただし、先ほどもけがのご質問をいただきましたけれども、我々としては子供たちを大勢連れていきますから、安全確保の面ですとか、本来の目的であります技能の向上という面ではこれはやはり必要であるということで、滝川スキー協会の皆さんに全面的にご支援をいただいておりますけれども、今年度についてもそういう方向で今調整をさせていただいております。したがって、予算措置につきましても既存予算の中で何とかやりくりをしてというところで今内部で調整をしているところでございますので、その辺のところをどうかお酌み取りいただきまして、特段のご理解をいただければと思います。

通知につきましては、もう少々お待ちください。

○議長 長 答弁にちょっと時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育部長。

○教育部長 お時間をいただきました。先ほど申し上げましたとおり、電話でのやりとりでやっておりまして、正式な通知が来ているかどうかというのは、今所管のほうで書類を探してみなければわからないという状況でございます。そんなことでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 政府は、今月の下旬にスポーツに対する予算を320億円、そして若手選手の育成やら発掘に80億円を入れるというようなことで、非常に政府としてはオリンピックも含めて予算を増額しているのです。そんな折にこれが簡単に計画性なく道としても2年ぐらいい取り下げるといようなことは、非常に現場を混乱させていると。どういう現場かという、ここにも書いてありますが、各小中学校でのスキー授業にインストラクターが道の要請を受けて行っていると、そんなようなことから費用弁償も実は道が支給しているのです。この資料を見ますと、外部指導者には1時間当たり社会人で1,325円の交通費を含むというようなことで支給されて、3単位で3時間

だとするとおよそ4,000円になる。それに対してスキー連盟のほうから1,000円の補助をしているので、5,000円ぐらいになる。そうした場合に、このやや4,000円はなくなってしまいうけです。そして、指導に当たっては同じ時間帯の指導をすることになると。もちろんボランティア精神旺盛ですから、一生懸命やるにはやるのですが、そのギャップが余りにも大き過ぎると。そんなことから、教育委員会としても、たくさんとは言いませんが、何がしの援助を考えるべきだと思いますが、そういうお考えがあるかどうか。それと、これは緊急ですから、1月から授業始まるのですから、そういう考えに対して考える余地があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今お話のありましたとおり、道の事業についてはご指摘のとおりでございます。それと別で市で独自に、これは本当にわずかということになりますけれども、1回当たり1,000円というところで支給をさせていただいております。今要望ということでございます。特に財政健全化がスタートするという年にもなりますけれども、ご意見を承りまして、今後内部で協議させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今も申し上げましたが、これは緊急を要する課題だと思います。それと、費用対効果という言葉を使うのですが、費用に対して絶大な効果があると思うのです。この費用対効果は恐らく100倍も200倍もある。そういうようなことから、ぜひ前向きにことしに間に合うようにご検討をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 会派みどりの山口です。通告に従いまして、一般質問いたします。

◎1、行政経営

1、地方公会計の整備促進について

行政経営についてお伺いいたします。財政健全化計画が策定された中、地方公会計の整備促進についてお伺いをしたいと思います。要旨1、2を続けてやってもよろしいでしょうか。

○議長 長 はい。

○山口議員 それでは、人口減少と少子高齢化で地方都市の消滅が叫ばれている中、公共施設や上下水道の老朽化も急速に拡大をしております。地方自治体は、限られた財源で資産を効率的に運営管理する必要に迫られています。総務省は、ことし1月に地方公会計の統一的な基準を発表いたしました。その主な内容は、貸借対照表などの財務書類作成や資産評価及び固定資産台帳整備など、そしてその支援として財政支援や人材育成支援も公表されております。これらの整備目的は、財政と固定資産の状況を正確に把握するためだと考えております。国は、2017年までにこの統一基準に基づく財務書類を作成するように各自治体に求めています。

さて、そこでまずお伺いしますのは、この地方公会計の統一的な基準についての滝川市の見解と進捗状況についてお伺いします。

次に、固定資産台帳の作成についてです。これまでの自治体会計方式では、施設などの固定資産価値が不明瞭でありました。滝川市の公有財産もほとんどが固定資産であり、これまで公有財産表に記載されている内容は名称、住所、構造、面積などで、評価額は入っておりません。今後の地方財政を管理する上で、固定資産の正確な情報把握は大事なファクターの一つであります。民間企業では当たり前のことが公会計基準改正でようやく地方自治体にも求められたわけであります。固定資産台帳のこのレベルでの整備は、これまで義務づけではなかったことから、滝川市も完了はしてはいないと思いますが、国を挙げて地方創生が声高に問われている今、正確な会計情報をもとにした財政運営をするために必須であると私は考えております。滝川市も新会計に積極的に取り組み、住民や議会にわかりやすく正しい情報を報告する義務と責任があると考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 統一的な基準による地方公会計の整備についてのご質問でございますけれども、住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示ができること、それから財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用できること、この2点を目的として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による地方公会計の整備を促進することとされております。さらに、国から無償で標準ソフトウェアが提供されるとされておりますので、当市もこれにより平成28年度決算から対応できるように努力をしまいたいというふうに考えております。しかし、現在のところ、標準ソフトウェアは国からまだ提供されておらず、さらに導入するに当たりまして必要なハードウェアやミドルウェア、これらが必要になるということが想定をされるわけですが、これらについても内容や財源措置について示されておられません。これからこれらの動向を注視しつつ対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、固定資産台帳の整備につきまして進捗状況でございますけれども、地方公会計の整備につきましては今までの総務省改訂モデルの整備との大きな違いは、固定資産台帳の整備の仕方、考え方であるということでございます。総務省改訂モデルでは、地方財政状況調査、いわゆる決算統計に基づいて、昭和44年の固定資産の数値をもとに施設の改廃にあわせて増減を行ってきました。今回の統一的な基準による地方公会計の整備では、実態に合わせた固定資産台帳の整備を行うこととなっております。これまでも決算に基づいて整備を行ってまいりましたが、今後は固定資産台帳の整備以外は公会計に関しては大きく変わるものでないとは認識しておりますけれども、先ほど申し上げたように標準ソフトウェアが提供されたときにはすぐにこれらの作成に取りかかれるように、固定資産台帳については既に各所属で把握している台帳をもとに集約を行って、示されたマニュアルに沿って固定資産台帳の整備を進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 一応3カ年ということで、29年度までにそろえてくださいという国の方針ですが、28年度の決算から行うということなので、国の要求する期限までには間違いなく滝川市は

できるということで理解をしてよろしいのでしょうか。それと、固定資産台帳の作成、まだソフトウェアが来ていないということなのですが、業務量としては十分その期限に間に合うものであるというふうにお考えですか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 まず、公会計の整備が国の示された期限に間に合うかというご質問でございますけれども、基本的には先ほど申し上げたように平成28年の決算から対応できるように努力をしていきたいというふうに思っておりますけれども、現状としてはマニュアルが示されているだけで、使用するソフトウェアがまだ示されておりません。今回につきましては、国が全自治体に公会計用のソフトウェアを配付をして統一的な公会計をつくるような指示でございますので、この部分が具体的にいつ示されるのかというのがまだわかっておりませんので、その状況によっては若干スケジュールがずれるという可能性もあるというふうに考えております。

それから、固定資産台帳の整備でございますが、これも先ほど申し上げたように、各所属からの情報については既に財政課のほうに一元化をさせていただいておりまして、その整理を鋭意やっております。新たな業務ということで、日常業務の中でプラスアルファにはなるわけですが、日程的に国の示しているスケジュールに合わせて実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 せっかくですので、監査委員にお伺いしたいのですが、民間の会計に精通されて、なおかつ大福帳と言われる自治体の会計にも精通されている宮崎監査委員のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長 長 宮崎監査委員。

○監査委員 ただいまの地方公会計の新会計基準に対するご質問であります。貸借対照表や企業会計の損益計算書に当たる行政コスト計算書など4つの財務書類の作成が求められていると認識しているところでございます。会計学においては、財務会計の目的は株主などの企業外部に対する適切な判断と意思決定を行うために必要な会計情報を提供することにあると言われており、貸借対照表を初めとする財務報告を作成する目的は財務活動を包括的かつコンパクトに表現することにあると言われております。今ほどの答弁にもありましたが、財務情報のわかりやすい開示や資産管理、債務管理等に有効に活用できるということを目的として導入するとのことですが、特に複式簿記、発生主義の導入により減価償却費や退職手当引当金など現金支出を伴わないコストの把握も可能となり、財政の透明性が一層図られる側面があるものと考えます。そのようなことから、私の立場といたしましては滝川市における整備促進に期待をするところであります。なお、導入時期に関しましては、市において総合的な判断の中で進められるものと思いますので、その状況を見守りたいと思います。

以上につきましては両監査委員合議による見解でございますが、私の私的な意見として以下申し上げます。企業会計と公会計には決定的に違うところが1つございます。ゴーイングコンサーン、継続企業を前提とするところは同じなのですが、利益追求が企業会計にはあります。一方、公会計

は利益追求よりも住民サービスに重点を置きます。貸借対照表を必要財務書類にしている例として、地方公営企業法上の全適法、部分適法の地方公営企業がございまして、滝川市においては下水道事業会計及び病院事業会計であります。例えばある会計では、企業債の年度末残高は実に売り上げの約2倍から3倍の債務を抱えています。しかし、地方公営企業は倒産しませんが、このことは地方財政法により守られているからです。上水道管で法定耐用年数が40年、下水道管で50年で、地方財政法では法定耐用年数を超える償還期限の企業債は発行できないことになっていますし、実際は25年から30年の償還期限が多いです。しかも運営経費に充当するための起債は認められず、実質赤字比率や連結実質赤字比率、将来負担比率に代表される財政健全化指数により協議制から許可制へ変更されることもあります。地方公営企業については、資金不足比率がかかわってきます。財政健全化法上の経営健全化基準は20パーセントですが、地方財政法上は資金不足比率が10パーセント以上になりますと許可対象団体となり、起債を自由に起こせなくなります。滝川市の場合いずれの地方公営企業においても資金不足比率が発生していないことから、協議不要対象団体ですが、安定的な事業運営のために計画的に企業債を有効に使っていかなければなりません。このように貸借対照表の数値を利用して財務の健全化に役立てることは大いに賛成するところですが、現在の地方交付税の交付基準となる基準財政需要額というものはいろいろな項目に分かれていて、測定基準もさまざまであり、例えば市道の延長距離や面積、緑地施設の面積、人口、または65歳以上の人口とかの測定基準もあります。このように地方交付税法上の数値の計算は今までも財政課のほうで行ってきていることで、ストックマネジメントの必要性から貸借対照表、資産の部の把握は容易にできていることと思いますが、この新会計基準の導入完成後、どのような指標ができてきて、地方交付税にどのような影響が出てくるのかを懸念しているところでございます。

以上。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 どうもありがとうございます。必ず必要なことだというふうに思っておりますので、なるべくスピーディーな行動をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従って質問させていただきますが、今回高等看護学院の質問を取り上げた趣旨について前段お話をさせていただきます。高等看護学院は、昭和44年の4月に開設をされまして、定員をふやしたり、あるいはカリキュラムを変更したりで今日に至っているわけですが、多分47年目だというふうに思います。これまで多くの看護師有資格者を輩出し、市立病院はもとより、市内の民間の医療法人に人材を供給するという、地域医療に多大なる貢献をされてきたというふうに認識をしております。また、加えまして、開設以降大変な関係者のご努力があって今日があるということに対しましても関係者に敬意を表したいというふうに思います。がしかし、病院の附属ではないのですよね、滝川の市立の3年制のカリキュラムの専修学校という位置づけになるというふうに思うのですけれども、果たしてそれが時代の流れに沿っているのかどうかと

いう視点が1つ、それと財政健全化計画の中には今のところ盛り込まれてはいないのですけれども、財政健全化の視点で質問させていただきたいというふうに思います。

◎1、高等看護学院

- 1、院生の現況について
- 2、繰り出し金について
- 3、看護師確保について
- 4、看護教育の高度化について

まず、1点目、院生の現況についてということで、在院生、3学年の中で本市の出身者数というふうに書いてあるのですが、本市在住ということになります。本市在住者はどれぐらいか、また直近5年間の傾向として市外からの入学者数の増減、傾向について伺います。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 高等看護学院の学院生のうち滝川市在住者につきましては、1年生24名中6名、2年生27名中12名、3年生25名中11名で、3学年76名中29名、38.2パーセントが滝川市在住者という状況です。また、直近5年間の市外からの入学者数につきましては、平成23年が16名、平成24年が17名、平成25年が14名、平成26年が15名、平成27年が18名という状況です。5年間の入学者124名のうち、市外からは80名の学生が入学していますが、市外からの入学者数につきまして大きな変化はしていないという状況になっています。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 意外に市外の方が多いので、私数字全く知らなかったのですけれども、ちょっと驚いていますが、次の質問に行きます。

高等看護学院への繰り出しの金額総額、その内訳、これは明確にできるかどうかちょっとわからないのですけれども、そのうちの交付税額と一般財源の内訳について伺います。また、直近数年間の繰り出し金額の増減と傾向、その理由についてあわせて伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 高等看護学院につきましては、収支差額分を一般会計で負担をしています。直近3年間の繰出金の状況ですが、平成24年度の繰出金は7,167万2,000円で、そのうち交付税算入額が3,897万9,000円、一般財源が3,269万3,000円となっております。平成25年度の繰出金は7,326万1,000円で、そのうち交付税算入額が3,936万8,000円、一般財源が3,389万3,000円。平成26年度の繰出金は8,285万9,000円で、そのうち交付税算入額が2,779万7,000円、一般財源が5,506万2,000円という状況です。高等看護学院に係る交付税の算入額は生徒数に単価を乗じた額が算入されますが、平成24年度の生徒1人当たりの単価は54万9,000円、平成25年度は53万2,000円、平成26年度は36万1,000円となっております、特に平成26年度の交付税は生徒1人当たりの単価が前年度より17万1,000円減少したことにより、交付税算入額が平成25年度より1,157万1,000円の減となったところです。このことが平成26年度の一般財源が

増となった理由でございます。また、平成２７年度の単価は生徒１人当たり４７万４，０００円となっており、平成２６年度より単価がアップしていることから、一般財源は平成２６年度より減となる見込みです。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 再質問させていただきますが、これから申し上げることは余り質のいい話ではないというふうな自覚をした上で問題提起をさせていただきますが、１件目と２件目でわかったことは、直近３年ぐらいで一般財源、税の投入とイコールではありませんが、税投入が３，０００万円ぐらいだと、そのうち本市在住でない院生さんに使われているのが、乱暴ですが２，０００万円ぐらいということで、約３３パーセントぐらいが本来本市とかかわりのない院生に本市の税金が投入されているという単純な計算になるというふうに思うのですけれども、誰がどこの学校に行こうが受け入れているのですから、それはとやかく言うことではないのかもしれませんが、私がここで問題提起をしたいのは実は滝川市立高等看護学院の授業料なのです。年間１８万円で、月１万５，０００円ということになります。私は安過ぎるという個人的な見解を持っています。その根拠なのですが、通常の民間の私立の大学の看護学部であれば恐らく７倍から８倍、国公立の４年生の医療技術者を養成する学部でも恐らく２倍から、３倍まではいきませんが、２倍から２倍半ぐらいというふうにしますと、私は不当に安いのではないのかなというふうに考えています。財政健全化計画の中で事業見直しの視点に受益者負担は適正なのかどうかという視点があります。私は、国家試験に受ければですけども、医療技術の有資格者となるということの受益に対する負担として極めて不適切ということの個人的な見解を持っておりますが、そのことに対する見解を求めたいと思いますが、多分これは病院サイドではない答弁になるというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 高等看護学院の授業料についてのご質問でございますけれども、高等看護学院につきましては看護師養成所ということで地方交付税措置がされております。このことを鑑みても、看護師の養成というのは基礎自治体にとっても一定の役割を持っているということが想定はされるのかなというふうに思っています。授業料につきましても、この前段のお話も含めまして看護師の養成、それから地域における看護師の確保、さらに近隣自治体との授業料のバランスなどの諸条件が加味されているというふうに私どものほうでは理解をしております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これは見解の相違ということもあるし、私個人の意見なので、次に参ります。

看護師確保についてということで、今ご答弁がありましたように高等看護学院が滝川市立病院の重要な看護師供給の確保先となっている現状は、もちろん認識をしております。では、採用後の定着についてはどうなのかを確認したい。直近数年間の傾向について平均何年ぐらい勤務をしていたっているのか、なるべくわかりやすい数値でお願いいたします。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 市立病院には平成２７年１２月１日現在２０６人の看護師が勤務しており、

そのうち高等看護学院の卒業生は71.4パーセント、147人が勤務をしています。また、看護師全体の平均勤務年数は15.4年となっています。直近5年間の定着状況ですが、平成22年採用者8名のうち3名が、平成23年採用者11名のうち6名が、平成24年採用者14名のうち6名が、平成25年採用者11名のうち9名が、平成26年採用者15名のうち14名が現在も勤務をしております。また、平成27年採用者15名おりますが、現在15名とも勤務をしており、採用後の定着率は年々増となっている状況です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは次、4番目ですが、看護教育の高度化についてということで、近年の傾向、全国的なことなのですが、傾向として医療の高度化や看護師の地位向上などを背景とし、4年制の看護学部を含む大学教育がふえています。私が調べたのは2012年しかないのですが、2012年の看護師国家試験の結果におきましては看護師養成教育機関定員の37パーセントが4年制大学での教育を受けており、現在ではさらにふえているものと想定をされています。滝川市として看護教育の高度化についてどのように考えるかを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 看護専門学校と看護大学ではカリキュラムの違いがあります。看護専門学校は、基礎科目より臨地実習の時間に比重を置いており、実践重視のカリキュラムが特徴で、卒業してから病院現場で働き始めたときに即戦力となれる強みがあります。一方看護大学では、医療の高度化、多様化に対応するための判断力や実践力を養うカリキュラムが組まれており、一般教養科目も含め、専門的な分野以外の幅広い知識の習得が可能です。また、看護専門学校卒業後は看護師国家試験受験資格を得ることができますが、看護大学卒業後は看護師国家試験受験資格と保健師、科目選択により助産師国家試験受験資格が得られます。当市の高等看護学院は、市立病院の看護師確保に一定の役割を果たしてきており、今後もその役割は当面必要だと考えております。看護大学の場合は入学者が全国から集まり、就職先も全国にまたがることなど、市立病院にとっては看護師確保が困難になることが予想されます。高等看護学院としては、従来から看護大学への編入などの実績もあり、また平成25年11月29日に締結した北海道医療大学との包括連携事業として編入制度に取り組むなど、看護教育の高度化に対応していきたいと考えています。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に1つ伺って終わります。私は、前段申し上げましたが、もちろん高等看護学院の重要性については認識していますし、私は理解者の一人だというふうに自負をしておりますが、繰り出す側も、実はこれは市立なので附属ではないのですけれども、繰り入れる側というか、市立病院側もそんなに余裕があるのかということも1つ申し上げた上で、私は現状が一番楽だと思っておりますが、さらなる高度化や、あるいは財政健全化に寄与するためのオプションというのはないのかなと、私は幾つかあるというふうに思うのですが、そのことも含めて、もし回答をいただけるのであれば、市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 荒木議員が冒頭に取り上げたとおり、医療を取り巻く環境というのは確かに質の高い

医療サービスというものが求められており、看護教育の高度化というのは必要なことであると私自身も考えます。先ほどからお話がありますとおり、高等看護学院は市立病院の看護師確保に、そして市内の看護職の確保にも大きな役割を果たしているというふうに思っております。質の高い看護サービスの提供に大変貢献していただいた機関であるという認識は私も持っています。滝川市としては、今後この高度化というものをどう考えていくかというところでございます。私の耳にも現在の高等看護学院の必要性をおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、他方では看護教育の高度化した機関が望まれている、そういうようなものを望みたいという声もあるわけございまして、そういうようなことも踏まえて、今後の大きな課題として検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○荒木議員 終わります。

○議長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内孝夫でございます。質問通告にのっとり質問をさせていただきます。

◎1、保育行政

1、財政健全化計画（素案）について

2、保育料金の経過措置と料金増世帯への対応について

まず、保育行政に関して、項目1、財政健全化計画（素案）についてお聞きいたします。保育所のあり方についてで、施設の老朽化に加え、耐震補強が困難な施設があることから、今後のあり方について検討を進めると記載されておりますが、耐震補強が困難な理由は何でしょうか、改修工事に係る費用や建物の構造上の問題なのかをお伺いいたします。

○議長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 館内議員のご質問に対してお答えをしたいと存じます。

まず、前段財政健全化計画素案というお話だったのですが、議員ご承知のとおり月曜日に成案になったということで、了解願いたいと存じます。

まず、ご質問の件につきましてですが、耐震補強が困難な施設につきましては、鉄筋部分の両側をコンクリートブロックで挟む構造となっており、もともとブロックは耐震改修がしづらい建物である。改修を施し、今より強度はアップしたとしても、やはり現行法でいう耐震基準に合致するとの評定を得るのは困難との判断が耐震判定委員会から示されまして、あわせて補助金の対象ともならないということで、判断したところでございます。また、基準に合致しないまでも仮に改修を行うと仮定しますと、施設の老朽化に伴いまして耐震改修と同時に施工する必要がある給排水設備改修、それと電気設備工事等の大規模改修を含めると総額でおよそ5,000万円程度と見込んでいるところでございます。市といたしましては、耐震改修を行うことのできない施設の利用につきまして、最終的に利用者の安全を最優先する立場から、利用中止を検討せざるを得ないと判断しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 市直営の保育所は中央保育所と、あと二の坂保育所がありますが、こちらの保育所については二の坂保育所で間違いありませんでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 二の坂保育所になります。

○議 長 館内議員。

○館内議員 耐震工事ができないとなりますと、安全性が本当に最優先でございますので、今入所している利用者それぞれをほかの保育所などに分散させる必要もあると思いますし、またどこかに建てかえるとか、そういうことも考えていかなければならない時期に来ていると思いますが、その問題についてお伺いいたします。そういう話は出ておりますでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、今回の財政健全化計画に盛り込ませていただいて、これから検討させてもらうということで進めさせていただきたいと思います。それで、定員の確保はまず大事なかなというふうには思っております。その上で、どういった対応ができるのかということを市として考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 入所利用者の振り分けと建てかえのことについて、こういった問題が出てきているという以上、早急に進めていただきたいと思いますと考えております。

続いて、保育料金の経過措置と……

(「いつまでと保護者説明会」と言う声あり)

○議 長 静かにしてください。

○館内議員 1つ質問を忘れておりました。大変失礼いたしました。

今不安を感じているのは、入所している子供と、またその保護者だと思うのです。その保護者に対する説明会など、そういう計画はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、保護者の皆さんへの説明ということなのですが、市としてある程度方向が見えた中でお話をさせていただいたほうがより混乱が少ないのかなと思ってございます。決して後ろへずらすという意味ではなくて、市としての方針を皆さんにお示しをして、議論をしていただくような形が適切かなと思ってございます。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 保育所を利用している子供たち、またそのお父さん、お母さんが安心して利用できる保育所であっていただきたいと思いますので、十分な説明、また計画を求めてまいりたいと思います。

続いて、質問を移ります。保育料金の経過措置と料金増世帯への対応について、こちらの質問は初日の一般質問で木下議員も質問しておりますが、そのまま進めて質問させていただきたいと思いますので、ご了承ください。１、保育の新制度で内容は保育料金の算定基準を所得税額から住民税額に変更し、３月まで実施されていた年少扶養控除のみなし適用を原則行わない。新聞やテレビでも取り上げられ、札幌市では保育料金が９月から一気に２倍から３倍になった家庭があると聞いております。本市ではいつから、何世帯の保育料金が変わったかお伺いいたします。

○議長 長 何世帯保育料金が変わったというのは、木下議員の質問に答えておりますので、別の角度で質問をしていただかないと、既に解明されたという取り扱いにさせていただくことになるのですが。館内議員。

○館内議員 失礼いたしました。訂正いたします。

本市では４月から１８人の世帯の保育料金が変わっていると聞いております。保育料金が上がっていると聞いておりますが、保育料金が上がった世帯の増額について伺います。

○議長 長 確認をさせていただきますが、要旨の１の部分は以前の一般質問の答弁で確認がされましたということで、要旨の２のほうに移って今答弁をお願いしたいということによろしいですか。

○館内議員 はい、よろしいです。

○議長 長 それでは、要旨の２の保育料金が下がった家庭、変わらない家庭、上がった家庭、割合、保育料金の総額の増額について伺うというところでの答弁をお願いいたします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

保育料につきましては、階層に変更がない場合でも、例えば２歳から３歳に上がった年度には適用となる料金表が変わるため金額が下がったり、あるいは同時に利用していた兄弟が小学校入学を機に退所した場合には減免が対象外となったり、金額が上がるケースもあるなどさまざまな要因があるということをご存じかと思えますけれども、要因がかなり複雑にあるということをご理解願いたいと存じます。それで、木下議員のご質問にもお答えしたとおり、ことしの３月末から４月にかけて引き続き保育所を利用したお子さんは３８４人おりました、このうち制度改正に伴い保育料の階層が上がり、保育料もアップしたケースが３９人、１０．１パーセント、階層が下がるなど保育料がダウンしたケースが４４人、１１．５パーセント、階層、保育料に変更がなかったケースが３０１人、７８．４パーセントという状況でありました。今ご質問のありました保育料がアップしたケースのうち年少扶養控除のみなし適用廃止の影響を受けた１８名の保育料の影響額でございますけれども、月額４，７５０円から２万２，５００円、年額で約２３７万円となつてございます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 続いて、国が全市町村に通知しました４月以後の激変緩和措置のための経過措置の概要についてお伺いします。また、これを実施している自治体では３月末入所児に対しては退所時までのみなし適用を継続するので、料金の激変はない。道内３５市、中空知の市町の対応状況などをお聞かせください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 経過措置の概要につきましてご説明させていただきます。

国からの通知では、利用者負担の階層区分の判定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取り扱いを原則とするとなっており、ただし、平成26年度から引き続き施設を利用する各認定子供が属する世帯については、平成26年度に判定された階層区分から不利益な変更が生ずることのないよう、市町村の判断により年少扶養控除廃止による調整方法を行うことにより経過措置を講ずることも可能とするとなっており、中空知の市町村の状況ということでございますけれども、新十津川町においては前年度から利用しているお子さんに限り、住民税額に基づく算定において保育料が増額となる場合には保育料を前年度の3月における保育料のまま据え置く措置を講じているとのことでございます。また、奈井江町におきましては、3人目以降のお子さんの保育料の無料化、その他の4市3町につきましては経過措置の適用予定はないということをお聞きをしているところでございます。また、道内35市の状況につきましては、去る12月7日、空知振興局のほうで調査の依頼を受けたところでございますけれども、現在のところ詳細につきましては把握をしておりません。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の4番目の質問の答えも木下議員の質問での答弁で2万2,500円が最大と聞いておりますので、続いて5番目の質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長 長 はい。

○館内議員 5番の要旨ですけれども、訂正が1カ所ございます。1段目の国は在園児、新規入園児とも自治体の判断でみなしと書いてありますけれども、こちらを国は在園児については自治体の判断でというふうに変えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。国は、在園児については自治体の判断でみなし適用を行うことを認めています。1、みなし適用で減額する料金収入補填について、国と道からの補助などはあるか。

2、子育て世帯の負担を抑える激変緩和通知を受け、本市ではどのような検討を行ったか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 利用者負担額、いわゆる保育料の階層区分の判定において年少扶養控除等の廃止に係る影響については、再計算しない取り扱いが原則とされております。ただし、市町村の判断により、昨年度から引き続き施設を利用している利用者に関し、経過措置を講ずることも可能とされております。今ご質問のございました国と道からの補助ということではありませんけれども、国、道が保育単価を計算する際に利用者が実際に納める保育料を基準として計算されるということでございます。

次に、どのような検討を行ったかということでございますけれども、年少扶養控除の適用廃止をした理由について、国ではまず1番目に市町村の事務負担が大きいこと、2番目、年少扶養控除の廃止後一定期間が経過していること、3番目、今後その他の税制改正が行われた場合に旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があることと説明をされております。そのため、今回の制度設計において所得階層の区分に用いる税額は極力中立になるよう設定されたものと理解を

しているところでございます。滝川市における保育所に係る基準等につきましては、保育料を約10パーセント割り引いているほか、原則国の取り扱いに準じており、国の方針として示されている理由に加え、今回の制度改正により階層が下がったケースも少なくないこと、在園児に限って認めることが可能となる経過措置であるため、新たに入所した利用者とは同じ年齢、同じ所得、同じ家族構成であっても異なる保育料が適用されることとなり、利用者間に不均衡が生じること、もう一つは近隣市においても経過措置導入の予定がないこと等の判断により、総合判断をさせていただきます経過措置を設けないこととしたところでございます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 1番の質問で、国と道からの補助等はあるかと今質問させていただきましたが、こちらはないと判断させていただいてよろしいですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員のおっしゃる補助金という形では来ておりません。国からは、保育単価に関して計算をされて国からお金が入っているという状況です。補助金とは違うという意味で先ほどお話をさせていただいております。ただし、もう一点は、私立、事業団で経営をしている保育所と市で経営している保育所。私立、事業団で経営している保育所につきましては、国、道からそういった保育単価に係る計算をされてお金は入ってございます。市の経営分については、交付税措置ということで、直接入っている分はございません。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 補助という形ではないというふうに理解はできましたが、もし料金収入補填についてこれが200万円と仮定をすれば、市の負担は50万円と、そう認識してよろしいのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 運営補助金というお話なのですけれども、今お話ししたように公立の場合と事業団の場合とは受ける分が違います。事業団の場合は、確かに4分の1という形になります。ただし、公立の場合は交付税算定ということで、市のほうに入ってくるのは交付税以外はないということでご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 もし来年の1月から経過措置を行うとなった場合の話なのですが、そうなれば4月分の利用から適用されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私どもは基本的に経過措置を行えないというご答弁をさせていただいておりますので、4月にさかのぼれるかというご質問についてお答えするすべはないということをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の質問に移らせていただきますが、本市ではまち・ひと・しごと総合戦略の基本目標を策定しました。その中で子育て支援に重点を置いております。しかし、今回の多子世帯の保育料金の激変に対し、支援しないというのは矛盾しているのではないかと、また今からでも実施すべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て支援の重要性につきましては、人口減少、少子高齢化が進んでいる中で当然にして重要視されるべきものと考えてございます。滝川市におきましては、近隣他市に先駆けまして病後児保育、またファミリーサポートセンターを開設するなど、子育て支援の充実に向けて取り組んでいるところでございます。しかし、今回の保育料の件につきましては、国の制度改正により生じている案件でございます。本来統一して適用される制度設計において考慮されるべき内容であるため、各自治体に財政支出を含む判断を求められるべき内容ではないと考えているところでございます。また、一部報道によりますと、国では保育所を利用している第3子の無償化への拡大、あるいは保育園無償化についても議論されているとのことでございます。他方、利用者から国に対する要請行動なども行われており、北海道のほうから本件に係る実地調査が届いている状況でもございます。制度自体が見直されることも期待する、とともに、木下議員からのご質問で市長からの答弁もございましたけれども、私どもといたしましては国に対して改善の要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 国の制度見直しなどで本市でもさまざまな分野で経過措置が行われております。その都度適用されていることを聞いておりますが、例えば例に挙げますと年収400万円台代の世帯で保育所の利用料金が今まで階層が第3階層で1万4,500円だったところがことしの4月から3万7,000円に上がっている。1年に換算しますと27万円も上がっているということで、余りにも負担が大きいと思います。早急に経過措置を適用していただけますように求めまして、次の質問に移らせていただきます。

◎2、市民生活

1、総合福祉センター廃止後の対策について

2、日曜・祝日のコミュニティ施設の運営について

次、市民生活について、総合福祉センター廃止後の対策についてお尋ねいたします。総合福祉センターが廃止されてから会議や研修会などの会場探しが大変になったと一部の市民から声が寄せられております。特に高齢化に伴い、椅子に座って会議できる会場が少ないという話でございます。コミュニティ施設の椅子やテーブルの保有状況についてお尋ねいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 コミュニティ施設の椅子、テーブルの保有状況についてですが、大町地区、北地

区、江部乙地区の3施設ではそれぞれ会議室に16人用のテーブルと椅子が常設されているところです。ご質問のまず会議用のテーブルについてですが、扇町地区が53台、西地区が40台、三世代交流センター北地区分館が38台、大町地区、東滝川地区転作研修センター、江部乙地区、北地区、緑地区、中地区については20台から30台、少ない施設は本町地区が11台、東地区が10台となっている状況でございます。次に、椅子の保有状況です。緑地区が92脚、扇町地区、幸町地区が90脚、北地区が87脚、大町地区が85脚、江部乙地区が75脚と続きまして、三世代交流センター北地区分館、東滝川地区転作研修センター、西地区、これについては50脚から70脚、少ない施設は本町地区が39脚、中地区が32脚、東地区が29脚となっています。各施設で多少の差はありますが、必要な数の椅子とテーブルはそろっているのではないかと思います。しかしながら、足りないということであれば、どのような場面で使うときにどれぐらい不足しているのか、また年に何回くらい使うのかといったところをしっかりと伺いしながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長 館内議員。

○館内議員 続いての質問に移りたいと思います。日曜・祝日のコミュニティ施設の運営についてお聞きいたします。日曜、祝日は、1館を除くコミュニティ施設が閉館をいたしまして、一部の大型貸し館施設も閉館しております。余りにも不便だとの声が聞かれておりますが、具体的には東滝川地区の転作研修センター以外は全て日曜日は原則休館となっております。江部乙地区は、農村環境改善センターも日曜日休館、西小学校区は三世代交流センターも日曜休館、中には利用者がいれば開館する体制もあるようですが、地域ごとに日曜、祝日も開館する施設をつくり、住民の利便性向上を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にお答えします。

平成25年4月から町内会連合会を母体に施設運営委員会に指定管理をお願いしていました7つの公民館は、コミュニティセンターに用途を変更したところです。用途変更の目的については、公民館が社会教育法に基づく施設で、営利目的の貸し出しができないということから、地域の人が利用しやすいように活用の幅を広げようとしたものでございます。その際に、休館日、開館時間等についても利用実態に合わせて見直しを行ったところです。休館日の変更については、施設運営委員会の皆様にご相談する中で決定したのですが、日曜日の利用がほかの平日よりも余り活用されておらず、休館日の月曜日を開館としたほうが利用者にとって便利だとのご意見をいただき、変更したものでございます。また、現在日曜日に開館している施設のまちづくりセンター、文化センター、駅前広場「く・る・る」、これらの利用状況を見ましてもまだまだ余裕がございますので、ふえている現状にはないということもありますので、こういった施設をご活用いただければなというふうには考えていますが、今後利用者の皆さんの声が高まってくれば、施設運営委員会や地域の皆さんと相談しながら検討していきたいというふうに考えています。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 一部の市民の方からの声で、たまに利用したい時間帯がたまたま日曜日という事例も

ありまして、それで問い合わせをすれば開館するという施設も実際はあるのですけれども、それを知らない市民の中にはいらっしゃる。というところで、1 番目の質問にもありましたように、会議が何人ぐらいでできるとか、またこの会館は日曜日にあいているとか、そういうところをホームページにでも記載していただければ、より市民が利用しやすくなるのではないかと思いますので、その部分を求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 ここで、先ほどの保育料金のところでの保健福祉部長の答弁で訂正の申し出がございますので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

○保健福祉部長 私が先ほど一番最後にご答弁をさせていただきました一部報道によりますとというくだりなのですが、国では保育所を利用している第3子の無償化拡大、あるいは保育園無償化と申しました。これは、幼稚園無償化についても議論されているということで訂正をさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。申しわけございません。

○議 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

それでは、ここでちょっと休憩をとりまして議会運営委員会の開催を予定をしております。これより休憩とさせていただきます。再開は2時55分とさせていただきます。休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時53分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第3、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部の学校教育課、新しい学校づくり推進室、各小学校、各中学校、教育支援課及び滝川西高等学校事務局を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成26年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では契約書に記載の支払い遅延

利息の利率誤りや見積もり合わせ執行調書の作成で消費税を含めた額と含めない額を混在して比較していたり、施行決定書に予算額の記載がなかったほか、補助金関係では領収書の宛先が補助金申請者と異なっていた事例がありました。また、備品関係では、備品管理台帳に記載の金額に消費税額が漏れていた事例がありました。これらについては、関係規定等に基づき、適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略させていただきます。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成27年7月分から9月分の例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第4 意見書案第1号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書

意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める要望意見書

○議長 長 日程第4、意見書案第1号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書、意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当の内閣府特命

担当大臣であります。

意見書案第2号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第5、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 議長にお許しをいただき、本定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

12月9日に開会されました第4回定例会におかれまして、議員各位におかれましては精力的にご審議賜り、上程させていただきましたいずれの議案もご認定賜りましたことに心からのお礼を申し上げます。また、本日までの一般質問においては144要旨にわたるご質問を賜

ったわけでございます。今後の市政運営の参考にさせていただく所存でございますので、今後ともご協力、ご支援よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、本年最後の議会でもございます。本年4月に選抜された皆様方によって本議会が形成されたわけでございます。4月から以降お世話になったことに改めて感謝とお礼を申し上げるとともに、来年が議員各位にとって、またこの滝川市にとってよい1年となりますことをご祈念申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 本年最後の定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

12月の9日に開会いたしました第4回定例会、議員皆様方大変ご熱心なご議論によりまして、本日閉会を迎えることとなりました。このことに対しまして、皆様方に心からの敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。そしてまた、今回は一般質問、昨年第4回定例会と同じ16名の皆様方にご登壇いただきました。今回の質問の内容は、やはりことし策定をされましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして財政健全化計画、これに関する質問が多かったわけでございますが、これからの資金、平成31年までの5年間にわたる私たちにとりましては大変重要な、そしてまた大きな課題であるというふうに思います。市、議会が一丸となってこの課題に積極的に、そして精力的に臨んでいくことを皆様とともに誓い合いたいというふうに思っているところでもございます。

本年も残すところわずかとなりました。どうか皆様におかれましてはご自愛の上、そしてまた新しく来たる年がよい1年でありますことを心よりご祈念を申し上げまして、今定例会閉会に当たりましての私からの皆様への御礼のご挨拶とさせていただきます。

本年1年大変お世話になり、ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員